

大阪の近現代建築物のコモンズ化による都市再生手法に関する研究

平成 29 年 9 月

大阪市立大学大学院
工学研究科

たかおか しんいち

高岡 伸一

目次

第1章	序論	1
	1-1. 研究の背景と目的	
	1-2. 研究の位置付け	
	1-3. 大阪の都市形成概史	
	1-4. 研究の構成と方法	
	1-5. 本論各章と既発表論文・事業参画との関連	
第2章	大阪駅前市街地改造事業における建築計画の変容 (一事業主体による長期ターミナル開発)	25
	2-1. はじめに	
	2-2. 大阪駅周辺の変遷	
	2-3. 大阪駅前市街地改造事業の経緯	
	2-4. 各計画の特徴	
	2-5. 計画の変容	
	2-6. 小結	
第3章	御堂筋の街並み形成における沿道建築物の変遷 (都市軸上の建築物群の連担)	38
	3-1. はじめに	
	3-2. 御堂筋の概要	
	3-3. 沿道建築物の変遷と各時代の特徴	
	3-4. 沿道建築物と都市・社会との関係	
	3-5. 小結	
第4章	既成中心市街地における中高層耐火建築物の建設とその背景 (小規模建築物群の市街地形成)	60
	4-1. はじめに	
	4-2. 中高層耐火建築物融資制度の背景とその位置付け	
	4-3. 大阪市中心部における中高層耐火建築物の建設	
	4-4. モデルとしての「商店建築図集」	
	4-5. 小結	

第5章 近現代建築物のコモンズ化	
-大阪市「生きた建築ミュージアム事業」をケーススタディとして-	81
5-1. はじめに	
5-2. 都市コモンズ研究の整理	
5-3. 中心市街地の近現代建築物の歴史的特徴	
5-4. 大阪市「生きた建築ミュージアム事業」の取り組みと成果	
5-5. 近現代建築物のコモンズ化としての「生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪」	
5-6. 小結	
第6章 結論	107
6-1. 各章の要約	
6-2. 結論	
6-3. 「生きた建築ミュージアム事業」におけるその他の論点	
6-4. 対話のプラットフォームと都市の回遊性	
6-5. 今後の課題と展望	
参考文献	117
謝辞	121

第 1 章 序論

第1章 序論

1-1. 研究の背景と目的

(1) 本論文の背景

日本では2001年に内閣府に都市再生本部が設置され、規制緩和を通じた市場原理に基づく大都市の大規模再開発を中心に据えた、開発主義的な都市再生が推進されてきたが、拡大成長の時代が終わり、成熟期に入った日本の社会では、そのオルタナティブとして地域の有限な資源を活かした、持続可能な都市再生が強く求められている¹⁾。建築においてはストック活用が重要とされ、リノベーションやコンバージョンといったキーワードのもとに、機能の維持・更新の推進に向けて制度整備や、具体的な取り組みが進んでいるが、それだけではなく、地域の歴史的・文化的資源としての役割も重要となる。欧米では多くの都市で既存の建築物が地域やコミュニティのアイデンティティのよりどころとなり、歴史的・文化的資源として広く市民に認知されて、持続的な都市再生に貢献している²⁾。

一方、日本における市民の自分の街の建築物に対する関心は、総じて低いといわざるをえない。日本の平均的な人々の建築物に対する歴史的・文化的な関心といえば、京都や金沢といった歴史都市などに建つ、文化財としての伝統的な木造建築物や歴史的町並みに対する観光的な関心か、あるいは雑誌に掲載される著名な建築家による建築作品やインテリアといった、話題性に基づく関心のどちらかであって、自分の街の建築物に関心の目が向けられることは、ほとんどないように思われる。関心の対象はいわば情報としての建築であって、日々の暮らしとは直接に関わりがないものである。

例えば近代建築物の保存の難しさが、そのような日本の状況をよく表している。大阪の都市部に限ってみても、近年、大阪駅前的大阪中央郵便局や、御堂筋沿いの心齋橋大丸といった、近代建築史上極めて重要な建築物が解体された。いずれも専門家を中心に保存運動が起こり、日本建築学会からは保存要望書が出され、メディアでも度々ニュースとして取り上げられた。しかし専門家の思いとは裏腹に、社会や地域の関心は盛り上がりを見せなかった。筆者は大阪中央郵便局の保存活動において中心的な役割を担い、国を相手に重要文化財に指定することを求める裁判も起こしたが³⁾、保存活動に身を投じて痛感したことは、いくら専門家がその建築物の重要性を訴えたところで、一般市民に響かなければ何も事態は動かないという、厳然たる現実であった。そして日本の建築保存活動が実を結ぶケースには学校建築の多いことが、更にその現実を裏付ける^{註1)}。その背景には卒業生の大切な思い出や、地域の人々の強い愛着が粘り強い活動の源としてあり、建築物が地域やコミュニティのアイデンティティのよりどころとして、人々と強くつながっていたことが大きな要因となっている⁴⁾。

では、重要文化財に指定されるような歴史的建築物も、注目の建築家による斬新な建築作品もない平凡な都市はどうすれば良いのか。「自分の街には目玉になるような建築物が何もない」とは、まちづくりに取り組む市民や行政担当者からよく聞かれるセリフである。しかし人々の日常を支え

る平凡な街の景観を「生活景」と定義し、そこに地域住民のアイデンティティやコミュニティを育むためのインキュベーターとしての役割を見出そうとする近年の景観まちづくり研究⁵⁾が示すように、生活景を構成する主要な要素である平凡な建築物にも、市民の街への愛着やシビックプライドを育む種子が、必ず埋まっているはずである。

文化財や作品としての建築物と、市街地を構成する普通の建築物との違いは、「建築」と「建物」の違いとも言い換えることができるだろう。architecture と building という問題構制である^{注2)}。本研究ではこの理念的なテーマを巡って議論することはしないが、一般的に、建築 (architecture) とは美学的な概念であり、建物 (building) はエンジニアリングによる産業的な生産物ということになるだろう。従って建築学的な文脈においては、文化的、あるいは歴史的な価値は建築に存するものとされ、(普通の) 建築物に歴史的・文化的資源としての価値を見出す視点は希薄になる。

しかし建築史家の鈴木博之は、21 世紀の成熟社会における都市と建築を巡る小論のなかで、近年建築を定義する言葉として、「architecture (建築) でもなく building (建物) でもなく、built environment (形成された環境) という表現を用いることが多いのは、妥当なことではないか」との認識を示している。environment (環境) の形成行為とは即ち、「『場所』をつくること」であるとし、「場所」は歴史的に形成されるものであるから、建築を場所に則して考え、「それまで存在し続けてきた建築の所在する場所の履歴」を知ること、つまり地域の歴史に則して建築を把握することが重要であると強調している⁶⁾。ここには architecture と building の 2 分法を超えて、都市という built environment の構成要素として建築物を捉え直し、場所の歴史との関係から建築物の価値を再構築しようとする視点を見出すことができる。

従来から、文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区などの歴史的町並保存は、地域のまちづくりにおける重要な方策に位置付けられてきた。「(前略) 歴史的町並は、都市の歴史的発展過程の中で維持し続けられてきた町や建物の骨組みや社会生活の仕組みを今日に伝えている。したがって、町並の保存整備にあたっては、生活の場として、地区の特質や仕組みを総合的にとらえ、これらを継承して将来に伝えることが大切である」として、建築物と町並の物理的な保存だけでなく、地域や社会を含めた一体的な「場所」として、その歴史の総体を保全しようとするまちづくりが進められてきた⁷⁾。

本研究が対象とする日本の主だった中心市街地は、第二次世界大戦の空襲によって甚大な被害を被り、戦後復興から高度経済成長期の急激な成長がその都市の基盤をなしている。従って、京都や金沢のような例外を除けば、戦前までの木造建築物は戦災と経済成長によって殆ど残っておらず、保存すべき「歴史的町並」に乏しい。そこに歴史的町並保存による景観まちづくりの考え方や手法をそのまま適用することはできない。都市を構成しているのは、主に高度経済成長期以降に建設されたビル建築物群である。本研究は、近現代期の建築物の保存を主眼とするものではないが、日本の中心市街地において、その都市を構成する built environment として近現代建築物を対象化し、場所の歴史に則して捉える視座を獲得することが重要であると考え。そのためには、中心市街地に建つ戦後の建築物を研究対象とする近現代建築史が要請されるが、そこには解決すべきいくつかの課題がある^{注3)}。

(2) 近現代建築史における課題

近代以降に発展してきた日本の建築史研究が、わが国の建築文化と地域の活性化に多大なる貢献を果たしてきたことはいうまでもない。文化財保護の領域において数多くの歴史的建築物を保存に導き、伝統的建造物群保存地区や文化的景観等の指定においては、専門家が地域と協働して調査に当たり、その資源を活かした地域活性化に貢献している⁸⁾。しかし、中心市街地の都市再生に対して、建築史研究がその意義を十分に果たしているとは言い難い。そこには大きく3つの課題があるように思われる。

まず1点目は、戦後建築史が確立されていないという大きな課題である。戦後から既に70年以上が経過し、「都市化社会」から「都市型社会」に移行したと言われる中^{註4)}、未だ戦後の「都市化」の時代の建築物を歴史的に相対化する、定まった通史がない状況である。勿論、個別の研究実績は積み上がっているが、戦後の建築を見通す歴史認識の枠組みが確立されておらず、その結果、戦後の建築の価値について、社会に強いメッセージを発信できずにいる。例えばモダニズムの建築保存運動が常に突き当たるのは、「この建物の何が良いのかがわからない」という市民の素朴な声であり、市民を納得させうる視座を持たない専門家の言葉は、社会で空転するばかりである。

2点目は、近現代建築史の方法論上の課題である。近現代建築史は一般的に、建築の様式論や意匠論、建築家とその思想・理論の系譜、あるいは技術史を軸に構築される。つまりその建築物が建つ場所の文脈とは異なる位相において歴史が展開するため、建築をその都市の歴史に則して語ることが難しい。例えば日本建築学会が発行する近代建築の保存要望書には、その建築物が日本の建築史上保存に値する理由を述べた見解書が添えられるが、その段落構成には一般的な順番があり、まず建築の様式や当時の思潮に基づく意匠の芸術性が語られ、次に設計した建築家の歴史的な重要性が示される。そして最後に説明されるのがその立地する場所や地域との関係であって、そこには近代建築史研究の基本的な態度が現れているといえるだろう。建築史家の伊藤毅は、「都市という広がりの中で建築を歴史的に捉える方法がないか、都市と建築の間をつなぐものは何か」という問題意識から、「都市建築史」という概念を提唱することで、この課題を前景化している⁹⁾。

そして3点目は、近現代建築史の対象上の課題である。近現代建築史研究には、中心市街地を埋め尽くす事務所ビルといった、戦後の建築物を対象とする研究分野が欠けている。architectureに基づく従来の近代建築史研究では、匿名性の高い一般の建築物は対象とされてこなかった。しかし近世建築史においては、既に農家研究や、町家研究等が研究分野として確立されている。従って、戦後の市街地のビル建築物を対象にした、町家研究的なアプローチもありうるはずである。この問題についても伊藤は、東京の市街地に分厚く展開している「雑居ビル」を無視できない存在として例に挙げ、「建築群像史的」な視点の必要性を訴えている¹⁰⁾。

日本の中心市街地に建つ戦後に建設された普通の建築物を建築史研究の俎上へのせ、その都市の歴史に則して捉える視座を獲得するために、本研究ではいくつかの事例研究を通じて、これらの課題に取り組むこととする。

(3) 近現代建築物の地域資源としての市民共有

都市計画を専門とする西村幸夫は「都市保全計画」に関する集大成的な著作¹¹⁾のなかで、その目的を「人間存在の基盤となる都市に刻まれた記憶を尊重し、これを将来のために保全しつつ、都市の再生をはかること」と設定し、都市再生としての都市保全計画は、都市計画的な手法と文化財保護的な手法の統合による、総合的なものでなければならないと述べる。持続可能な都市の未来をつくるためには、歴史に学び、継承しなければならない。本研究の問題意識に則して言えば、建築史は、都市の再生に活かされなければならないということである。また西村は同書において、都市保全計画には地域住民による合意形成が欠かせず、地域住民による総合的な地域理解のために、地域学習の仕掛けを準備することもまた、都市保全計画の一部であると述べている。

建築史研究によってその地域における歴史的・文化的資源としての価値を明らかにしただけでは、都市再生には当然つながらない。近現代建築物の価値をその都市の生活者が理解する「地域学習の仕掛け」が、具体的な実践手法として構想されなければならない。特に歴史的建築物の保存や文化財の指定において、建築物の所有者の同意が前提となる日本の法規制や風土の中では、建物所有者や管理者といった関係者の、建築物の価値に対する理解が必要不可欠となる。

市民の建築への理解を助ける実践としては、都市をフィールドとしたイベントとして、建築物の公開による建築体験の機会の提供がある。世界的な代表例として知られるのは、1992年にロンドンで始まり、現在は欧米を中心に35都市^{注5)}で展開している、オープンハウスと呼ばれる建築の一斉無料公開イベントである。詳細については後述するが、オープンハウス・ロンドンは週末の2日間で、歴史的建築から現代建築まで700~800件もの建築を一斉に無料公開し、延べ20万人を超える参加者を誇る巨大イベントへと成長している。観光事業として地域の経済効果も大きいはずであるが、その目的は観光集客ではなく、あくまでロンドン市民が自分たちの建築をより良く知るためとの明確なビジョンのもと、建築体験によって市民の街への関心やシビックプライドを生みだしている¹²⁾。日本国内に目を向ければ、広島のアーキウォーク広島や、福岡のNPO法人福岡建築ファウンデーションなど、市民と建築をつなぐ地域の様々な活動が展開され実績をあげている。しかし国内の動きはまだ萌芽的な段階にあり、地域資源としての建築物の価値の市民共有に基づく、都市再生の一手法として理論化、体系化されるには至っていない。都市や地方をフィールドとしたプロジェクト型の市街地活性化・地域再生の実践については、日本国内においては2000年代以降に顕著になってきた、「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」や「あいちトリエンナーレ」といった、いわゆる「アートプロジェクト」の成果と蓄積に一日の長がある。そこに建築的なプロジェクトが含まれ、建築家が参画するケースも非常に多い¹³⁾。市民を対象に建築をテーマにしたイベントは、その数と規模、そして成果において遠く及ばない状況である。

欧米とは異なる文脈の中で都市が形成されてきた日本に、海外の理論や成功事例を単に輸入しただけでは、当然うまく機能しないだろう。日本の持続可能な都市再生という観点から、建築公開の有効性を見定め、日本独自の手法を模索しつつ、その可能性と課題を明らかにしていくことが求められる。

(4) 建築物のコモンズ化

本論文の題目にあるコモンズ (commons) という用語は、近年まちづくりの分野においてよく用いられるキーワードである¹⁴⁾。もともとはイギリスにおける放牧などの利用目的で、地域が共同で権利を有している土地のことを指し、「共有地」と訳されることが多い。

コモンズ概念は、地域社会において有限な資源を適切に管理する方法として、公的でもなく、私的でもなく、地域社会が自治的に管理する共的なシステムとして注目されてきた。とりわけ2009年にノーベル経済学賞を受賞したエリノア・オストロムが、世界各国の山野海川でのフィールド調査の結果から、入会林野、漁場、灌漑施設といったローカル・コモンズ (地域共用資源) の管理は、国家によって集権的になされるよりも、資源を分割・私有化して市場メカニズムに委ねたりするよりも、資源を日常的に利用している地域コミュニティが中心となって自治的に管理を行う方が、持続的なガバナンスが効率的に実現されることを理論的に解明し、世界に大きな影響を与えた¹⁵⁾。

オストロムや日本のコモンズ研究者が主な研究対象としてきたのは、農山村や漁村といった単一の生業によって構成される、地方の地域コミュニティのコモンズであったが、地域のストック活用と主体的な市民参加を重視する都市再生の理念と親和性が高く、その概念は都市へと拡張され、近年は都市コモンズ研究の領野が開拓されている¹⁶⁾。

コモンズ概念は都市工学におけるまちづくりにも導入され、西村幸夫は1軒の歴史的建造物の保存運動がまちづくりへと広がっていく事例を引き合いに出し、「まちにあった1軒の歴史的建造物は、1個人が所有している単なる私有物を超えて、まちに住む人々にとってかけがえのない宝物と考えられるようになるのだ」として、まちづくりにおける「みんなのもの」という思想の重要性を、コモンズになぞらえ強調している¹⁷⁾。経済地理学者のデヴィッド・ハーヴェイは都市のコモンズを念頭におきつつ、このように私有もしくは公共の施設や空間を、「自分たちのもの」として共同のもの (コモン) へと変えていこうという社会的実践を、「コモンズ化 (commoning)」と呼んだ¹⁸⁾。

そこで本研究では、日本の中心市街地の近現代建築物に地域資源としての価値を見出す近現代建築史研究に加えて、その価値を市民が理解・共有し、都市再生へと活かす実践的手法として、国内におけるオープンハウス事業をケーススタディとして取り上げる。その事業内容を都市コモンズ論の理論的枠組みを用いて考察することで、都市の近現代建築物を活かした都市再生手法としての可能性を明らかにすることを試みる。本研究では建築物という存在が、私有かどうかに関わらず、都市の生活者の全てが共有すべき価値として市民や建物所有者らに理解されると共に、そこに持続的な共有の仕組みが備わっていることを、「建築物のコモンズ化」と呼ぶこととする。

(5) 本論文の目的

日本の社会は拡大成長から成熟期に入り、地域の有限な資源を活かした持続可能な都市再生が求められる中、中心市街地の主要な構成要素である戦後復興から高度経済成長期に計画・建設された近現代建築物のストック活用が期待されるが、機能の維持・更新のみならず、歴史的・文化的資源としての役割も重要となる。そこで本研究では大阪を事例に、建築様式や意匠、作家性等に基づく従

来の建築史では捉えることの難しい近現代建築物の歴史的特徴を、近世の都市構造と近代都市計画の関係、経済対策や制度更新といった都市形成の文脈から、都市の歴史に位置付けることで明らかにする。そしてその価値を市民と建物所有者らが理解し、共有する方法として建築物を一斉公開するオープンハウスに着目し、地域資源を地域が自ら共的に維持管理する方法論として、都市再生への適用が期待されるコモンズ論の枠組みを用いて、近現代建築物を活かした都市再生手法としての可能性を検証する。

1-2. 研究の位置付け

本研究は建築学における近現代建築史研究と都市計画学における都市再生研究、そして学際的なコモンズ研究に跨がるものである。本論に先立ってそれぞれの分野とその周辺領域における先行研究を振り返り、本研究の位置付けを確認する。

(1) 近現代建築史研究

日本の近代建築史には、稲垣栄三¹⁹⁾や村松貞次郎²⁰⁾、藤森照信²¹⁾らによる複数の総合的な通史が存在する。建築思想、建設技術、建築様式など力点は少しずつ異なるが、いずれも近代建築史の基本文献であり、これらを踏まえることなく近現代建築史研究を構想することは不可能であろう。しかしながら、いずれも明治時代の西洋建築の導入から、第二次世界大戦までの期間で終わっており、戦後の建築は主な対象となっていない。

戦後の建築史については、村松²²⁾が改めて近代建築の通史を著した際、1970年の万国博覧会までその射程を広げているが、戦後の期間の記述は素描に留まっている感は否めない。布野修司が戦後建築を批判的に捉えて建築家の思想と運動に切り込む建築論²³⁾を著しているが、具体的な建築物を軸とした建築史とは異なる。その他多くの戦後建築史研究は、丹下健三など特定の建築家を対象とした建築家論²⁴⁾や、メタボリズムなどのムーブメントを追ったドキュメント²⁵⁾など、個別の事象を対象としたものが中心であり、未だ定まった通史が確立していない状況である。戦前までの近代建築史の枠組みを単に延長するだけでは、戦後の建築を見通すことができず、新たな歴史認識の枠組みが求められているといえるだろう²⁶⁾。本研究は戦後建築の通史を目指すものではないが、これまでの近現代建築史研究が対象としてこなかった建築物を取り上げることによって、建築史研究の射程を広げようとするものである。

(2) 大阪の近現代建築史研究

大正末から昭和初期にかけてのいわゆる「大大阪時代」に大きく華開いた大阪の近代建築については、多くの近代建築史研究の蓄積がある。石田潤一郎²⁷⁾は建築家個人の設計活動を軸に、関西の風土や施主との関係を紐解きながらローカルな近代建築史をまとめている。山形政昭²⁸⁾は大阪の近代化遺産調査を踏まえ、時代の変遷を中之島や御堂筋といった特徴的なエリアに代表させながら、大阪の近代建築物の類型化を試みている。また坂本勝比古²⁹⁾は建築家の職能という観点から、独自の展開をみせた関西の建築界を、当時の証言を交えながら克明に記録している。いずれも大阪の近

代建築史を総合的に把握する上で、揺るがぬ指針を与えるものであるが、建築家や建築意匠、またビルディングタイプを軸に歴史が展開し、建築が立地する都市との関係に対する関心は低く、戦後については僅かに触れるに留まっている。

戦後の大阪の建築については、DOCOMOMO JAPAN の活動に関連して戦前・戦後の重要な関西のモダニズム建築を集成したものなど³⁰⁾³¹⁾がある。その他、大阪に本社を構える代表的な設計事務所³²⁾や建設会社³³⁾が自ら充実した文献をまとめており、本研究において個別の建築物を扱う際には、これらを参照した。

なお近現代建築史研究ではないが、大阪の市街地を対象に、日本住宅公団の市街地住宅などの併存住宅を悉皆的に調査した岡絵理子の住居系建築物に関する研究³⁴⁾からは、戦後建築の研究を進める上で示唆を得た。とりわけ住宅金融公庫の中高層耐火建築物融資から、戦後のビル建築物の歴史に切り込めるのではないかとこの着想（第4章）は、岡の研究から得たものである。

(3) 近代都市計画史研究

一方、都市工学分野における歴史研究は、石田頼房³⁵⁾の通史や渡辺俊一³⁶⁾による都市計画史の達成を筆頭に、一般的には都市計画制度史としてまとめられる。大阪についても、三輪雅久³⁷⁾や赤崎弘平³⁸⁾、嘉名光市³⁹⁾らの大阪市立大学における一連の近代都市計画史研究によって、第一次都市計画事業と御堂筋の拡幅、戦前の大阪駅前再開発事業など、大阪における都市計画制度とその適用を扱った研究には分厚い蓄積がある。しかしそれらの制度や事業によって、実際にどのような建築が建てられたかまで踏み込んだ研究は多くない。大阪の中心市街地を対象とする本研究は、無論これらの先行研究に多くを負っているが、都市計画制度を主題とするのではなく、それらを建築に影響を与えた主要因のひとつに位置付けながら、建てられた個々の建築物自体を主題に据える。

(4) 近現代都市史研究

建築と都市の関係を論ずる歴史研究としては、近年の活発な都市史研究が注目される。初田香成は都市史の立場から建築を見ることを、「建築や住宅を個々の作品としてではなく、都市を構成するものとして見る」ことと簡潔に定義した上で⁴⁰⁾、1980年代に発展した東京を中心とする近代都市史研究の成果について概括している。それらは近代建築史が見過ごしがちであった都市への関心、例えば近世に由来する土地の構造や町の歴史、建築家とは異なる計画主体としての都市計画や政治・経済的構想、逆に計画される側としての土地・建物の権利者や市井の人々、更には街なかの商業建築や娯楽施設といった都市施設の存在等に注目することで、建築を取り巻く都市の諸相との応答関係から建築を捉え直す、新たな研究の地平を切り開いた⁴¹⁾⁴²⁾⁴³⁾⁴⁴⁾。初田や中島直人ら⁴⁵⁾はその成果を批判的に継承しつつ、戦後の復興期から高度経済成長期を歴史的対象として「前現代」と新たに定位し、戦後を射程とした都市史研究の成果を積み重ねている。しかし近年の都市史研究が主な対象とする建築物は、防火建築帯や防災建築街区、また駅前の土地区画整理事業や市街地改造成業等によって生みだされた複合建築物などであり、戦災復興土地区画整理事業や耐火建築促進法、防災建築街区造成法といった、都市計画制度の戦後都市への展開過程を主軸にした研究が中心をなし

ている⁴⁶⁾⁴⁷⁾。一方、一般市街地のように個人や企業が各々の企図に基づいて、いわばバラバラに建設した建築物についての都市史的アプローチは、まだ端緒についたばかりといった状況である。

初田は、極めて大雑把な整理と前置きしつつ、近代建築史と都市史の違いを、「近代建築史の歴史記述は「図」の部分、即ち建築作家が作ったような建築作品に着目するのに対し、都市史は「地」の部分、即ちその背後にある社会構造に着目するという視点の違いがある」として、戦前は近代建築が都市の「図」として存在していた時代だったのに対し、戦後は近代建築が全面展開して「図」から「地」へと反転した時代だったと、図と地の関係を重ね合わせ、「地」としての存在の戦後の建築が、必然的に都市史的視点を要請したとする⁴⁸⁾。

本研究は、戦後の建築を対象とした近年の都市史研究と問題意識を共有している。しかし都市史的アプローチでは建築物の個別性を扱うことが難しく、また従来の近代建築史的研究アプローチでは、建築物を集合として都市的に捉えることができない。更に戦後復興から高度経済成長期に近代建築が全面的に「地」化したとしても、その後のバブル経済や近年の活発な建設投資によって前現代期の建築物は多くが失われ、まだ数は多いとはいえ、現在の中心市街地においてもはや「地」とは呼べない存在となっている。加えて低成長時代に入った日本では、将来に同時代の建築物が一斉に新築され、再び都市の地を成すような事態は想定しにくい。つまり近代建築が全面展開した戦後の高度経済成長期は、極めて特殊な時代であったというべきであろう。そこで本研究では、一度は「地」と化した戦後の市街地の建築物群を、改めて「図」として主題化することを試みる。それは単純な近代建築史研究の延長ではなく、建築と都市の関係に対する都市史的な視点と成果を踏まえた、新たな都市の建築史となるはずである。

(5) 関西の近現代都市史研究

近年の近現代都市史研究が対象とするのは首都圏が中心で、中川理による近代京都の研究⁴⁹⁾や、村上しほり⁵⁰⁾による戦後神戸の闇市を対象とした研究などの他、関西圏の成果はまだ多くない。なお本研究の御堂筋沿道建築物と戦後の金融政策に関する分析(第3章)は、中川が家屋税に着目し、財政や都市経営と京都の都市空間の編成との関係を解き明かした研究から示唆を得ている。

大阪の近代都市史研究としては、橋爪紳也の一連の研究⁵¹⁾⁵²⁾を見逃すことはできない。都市の諸相を大衆やメディアの視点から描き出し、その価値と魅力を再び市民に向けて還元しようとする橋爪の社会史的研究と行動から、筆者は多くを学んでいる。しかし橋爪が目を向けるのは主に倶楽部や娯楽施設、商店街や博覧会といった非日常の都市のスペクタクルが中心であって、筆者が注目する一般的な市街地とその建築物とは、対象が大きく異なっている。

(6) 景観まちづくりに関する研究

持続可能な都市再生の実現には、市民の主体的な参画が必須であることは、都市計画分野における共通認識となっている⁵³⁾。市民主体の都市再生、まちづくりについては、研究と実践の両面において既に多くの蓄積があり、地域の歴史的建築物や町並みを活かした市街地活性化についても、数多くの国内事例が報告されている⁵⁴⁾。都市や地区の建築ストックを活かした日本のまちづくりは、

主に景観まちづくりの系譜に位置付けられるが、元々は1960年代における京都や奈良、鎌倉といった歴史的な町並みの保全運動から始まった。1975年の文化財保護法の改正により、伝統的建造物群保存地区が制度化され、地域の歴史的建築物やそれらが群をなす町並みの保存・保全を主眼とした、地域の貴重な文化資源を活かしたまちづくりが広がっていく。しかし1990年代以降、小浦久子らは「私たちが生活するふつうのまちの風景へと関心が広がって」きたとして、特別な文化遺産を有さない一般的な市街地の景観まちづくりの必要性を説き、本研究でも扱う大阪の御堂筋や船場といった中心市街地について、景観の変化の中で空間のコンテクストをまとまりとして共有・継承していくことの重要性を述べている⁵⁵⁾。これは後藤春彦らによる、日常生活を支える景観に価値を見出す「生活景」という概念にも通じる⁵⁶⁾。また2004年の文化財保護法の改正によって新たに導入された文化的景観の、市街地への適用の動きとも呼応するものである⁵⁷⁾。付言すれば、このような景観まちづくりの一連の研究と実践が、2004年の景観法の制定をもたらした。

本研究は、近現代期に建設された、特筆すべき特徴のないようにみえる一般的な建築物によって構成された中心市街地に、建築物の地域資源としての価値を見出そうとする点において、近年の景観まちづくりと認識を共有している。しかし小浦や後藤らの議論は旧来の歴史的町並み保存からの転換を強調する余り、建築物そのものを評価することよりも、景観のまとまりや生活環境を成立させる都市の構造を重視し、その関係性の網目のなかに建築物を解消してしまっているように思われる。本研究は、中心市街地を構成する建築物の存在自体から、地域の価値を見出そうとする点において、近年の景観まちづくりとは異なっている。

(7) 船場研究

大阪を代表する中心市街地であり、歴史的都心でもある船場地区については、建築学・都市工学分野の近代以降に限っても、多くの先行研究が存在する。その総論的なものとしては、鳴海邦碩ら大阪大学工学研究科都市環境デザイン研究室が、船場という都市を多角的に分析し、その歴史的な都市構造を踏まえた新しい船場像を描き出す論考集を著している⁵⁸⁾。船場を構成する戦後のビル建築物に着目し、そこに「船場らしさ」という地域性を見出そうとする問題意識は本研究と共通するものであり、船場を構成する建築物の特性を町割などの地域性との関係から明らかにしようと試みる点は示唆に富む。しかしその方法は形態分析や機能分析が主体で、建築物の歴史性を問うものとはなっていない。

(8) オープンハウスとその効果に関する研究

ロンドンで始まったオープンハウスには既に四半世紀の歴史があるが、オープンハウスを対象とした国内の研究は僅かしかない。伊藤香織・紫牟田伸子ら⁵⁹⁾はシビックプライドの醸成という観点から、欧米の事例のひとつとしてオープンハウスをいち早く紹介した。オープンハウスとその日本での展開について、精力的に研究を重ねているのは岡村祐ら⁶⁰⁾で、本研究でも取り上げる生きた建築ミュージアム事業を含めた6つの国内事例について比較分析を行い、地域資源マネジメント手法としての可能性と課題について検証している。オープンハウスを単なるイベントではなく、建築物

に対する誇りや愛着を醸成する市民や建物所有者の教育・啓発手段として捉え、都市や地域の価値を高める都市再生的な性質を認めている点は、本研究と共通している。しかし概要に基づく比較に留まっており、事例の詳細な検証には至っておらず、コモンズ論の観点から分析を試みるものではない。

(9) 建築・都市の価値を社会で共有する実践

筆者が本研究を進めるに当たって影響を受けた、倉方俊輔の著作について触れておきたい。近代建築史家である倉方はその専門領域を超えて、通常の建築史の俎上には上らない傍流の建築に光を当てる一方⁶¹⁾、東京⁶²⁾や大阪⁶³⁾を対象に、近代建築から現代建築、また街中のバナキュラーな建築物までを都市の地理的文脈に沿って取り上げ、軽妙な語り口で建築の魅力を広く一般に発信する著作を積み重ねている。とりわけ倉方の建築ガイド本がユニークなのは、専門家である自らが全てを解説するのではなく、対話という形式を用いながら、小説家などの非専門家に主体的に建築を語らせることで、建築の見方の多様性を読者に提示している点である。市民と建築の関係を問う本研究において、倉方の手法は極めて示唆に富む。

(10) コモンズ研究

コモンズを研究対象としている学問領域は、経済学、社会学、法学、政治学と多岐にわたり、工学の都市研究においても、主にまちづくりの分野において盛んにコモンズというキーワードが用いられている⁶⁴⁾。コモンズという用語が広まるきっかけとなったのは、生物学者のギャレット・ハーディンが1968年に発表した「コモンズの悲劇」という論文であった。ハーディンは有限の資源に対して、各人が自己の短期的利益を追求する結果、各自の存続が危機に陥るといった社会的ジレンマのことを「コモンズの悲劇」と呼び、地球におけるほとんどの資源問題がこのようなジレンマ構造をもつことを説いて、資源の有限性について深く認識するように警笛をならした。その具体的な説明に用いられたのが、イギリスの共有牧草地であるコモンにおける、牧草の過剰利用の問題であった⁶⁵⁾。

その後このハーディン・モデルが世界的に広く流布していくなか、コモンズが地域社会によって自治的・持続的によく管理されている事例が山野海川でのフィールド調査によって積み重ねられ、ハーディンの歴史認識に対する誤謬が指摘されるに至った。その成果から、エリノア・オストロムが地域資源の共的管理の有効性を理論的に明らかにしたことを契機に⁶⁶⁾、2009年のノーベル経済学賞の受賞に示されるように、現代社会におけるコモンズ研究の必要性や有用性は、広く世界に認められるところとなった。様々な学問領域がコモンズを扱うようになり、研究対象も拡大され、情報化社会における知的所有権の管理を主なテーマとする文化コモンズ⁶⁷⁾や、大気や温暖化といった地球環境をテーマとするグローバルコモンズ⁶⁸⁾など、新たなコモンズ研究の領域が生まれている。そのなかで、「都市においても、特定の地域に人々が居住や事業活動の場を共通する以上、地域単位のローカル・コモンズが存在する」とし⁶⁹⁾、都市のローカル・コモンズをテーマとした都市コモンズ (Urban Commons) 研究が進められている。高村学人は法社会学の観点から、ハーディンか

らオストロムへといたるコモンズ研究の理論的枠組みに都市のコモンズを接続し、日本の各都市における児童公園の維持管理活動や、マンション・コミュニティ、そして京都の景観まちづくり等の事例調査から、都市のローカル・コモンズが地域住民によって活用され、よりよく管理されるためのガバナンスのあり方を示した⁷⁰⁾。他にも、滋賀県長浜市における歴史的建築物の不動産活用に端を発する観光まちづくり⁷¹⁾や、東京国立市のマンション訴訟に見られた「景観利益」の法的解釈⁷²⁾など、多くの事例が都市コモンズの俎上で研究されている。

一方、建築学・都市計画学の領域においては、都市居住をテーマにしたコモンズ論集⁷³⁾などがあるが、まちづくりの理念を説明する上で、コモンズという用語を比喩的に用いるにとどまるケースが多く、体系的なコモンズ研究の蓄積とはなっていない。本研究では、主に都市コモンズ研究に関する高村の理論整理に基づいて考察を進める。

(11) 本研究の位置付け

最後に、本研究の位置付けをあらためて確認する。

本研究における近現代建築史研究は、戦後の高度経済成長期まで射程を広げ、建築史上重要とされてきた歴史的建築物や建築家の作品ではなく、これまで近現代建築史研究の対象とされてこなかった、日本の中心市街地を構成する一般的な近現代建築物を主な対象とする点で、従来の近代建築史や戦後建築史と異なる。建築物を捉える上で、都市構造や場所の歴史、都市計画諸制度や都市的生活様式等との応答関係を重視する点は、近年の都市史研究と認識を共有するが、都市史研究はあくまで市街地を構成する建築物群を都市の「地」と捉え、都市の動態に主眼を置くのに対し、本研究では改めて建築物を「図」として捉え直し、建築物自体に主眼を置く点が異なる。

そういう意味では、文化財としての歴史的建築物を中心とした歴史的町並み保存のまちづくりから、普通の市街地の景観や生活景へと関心が移行している景観まちづくりの動向にも、同様の関係性が見て取れる。本研究は特別な歴史的町並みをもたない一般的な中心市街地に価値を見出す都市再生手法を掲げる点で、近年の景観まちづくり研究と認識を共有しているが、建築物の存在を都市構造の関係性の網目に解消してしまうのではなく、あくまで建築物の存在自体に着目し、その価値を市民で共有する方法論を模索しようとする点が異なる。

本研究の位置付けを整理すると、表 1-1 のようになる。

表 1-1 本研究の位置付け

	研究の分類	主な対象とする建築物の捉え方	
	日本の都市を対象とした 建築史研究	近代建築史・戦後建築史	・文化財的価値を有した歴史的建築物 ・重要な建築家や設計事務所等の作品
前現代都市史研究		・都市を構成する匿名性の高い建築物（群）	都市の「地」
本研究		・都市を構成する匿名性の高い建築物（群）	都市の「図」
日本の都市における 建築を活かした まちづくり研究	歴史的建築物及び歴史的町並みを活かしたまちづくり	・文化財的価値を有した歴史的建築物 ・歴史的建築物群によって構成される町並み	都市の「図」
	近年の景観まちづくり（ふつうのまち、生活景）	・都市を構成する匿名性の高い建築物（群）	都市の「地」
	本研究	・都市を構成する匿名性の高い建築物（群）	都市の「図」

更に本研究では、主に社会学領域での都市コモンズ研究における景観まちづくりのフィールド調査を参照しつつ、コモンズを地域共有資源（Common Pool Resource）と共的管理の方法（Common Property Regime）に分類するコモンズの理論的枠組みを用いた考察を行うことで、近現代建築物を活用した建築物公開の都市再生手法としての可能性を明らかにしようとする点は、建築学・都市工学の領域において類似研究の見当たらないユニークな試みといえる。

1-3. 大阪の都市形成概史

まず本論に入る前に、本研究の対象である大阪の都市部について、その形成過程を概括しておく⁷⁴⁾。

(1) 近世の大坂⁷⁵⁾

現在の大阪の都市の歴史は、豊臣秀吉による大坂城築城に始まるといってよい。上町台地にあった石山本願寺が1580年に焼失し、秀吉は1583年から跡地に城の築城を開始した。あわせて周辺に城下町を開発、上町台地西部には東横堀川と西横堀川を開削し、両堀川間に道路と橋梁を整備して町人町としていった。船場である。低湿地で排水の悪い船場には、街区の東西方向の背割り部分に排水路、俗にいう太閤下水が通された。

大坂夏の陣（1614-1615）で豊臣家が滅亡して大坂は荒廃するが、徳川幕府は大坂城主として松平忠明を任命、大坂城の再建と城下町の復興・拡大に当たらせる。船場は、東西に四間三分（約8m）、南北に三間三分（約6m）の道が碁盤目状に整備され、ほぼ42～43間（76.4～78.2m）四方の街区が整然と並ぶ都市構造を備えていた。その基本的な骨格は現在も変わっていない。

忠明は大坂の陣で工事が滞っていた道頓堀を完成させ、西横堀を超えて西にも堀割を伸ばし、島之内と西船場を整備して町人町を拡大した。堂島には全国の米取引を行う米相場が立ち、これに合わせて中之島には諸藩の蔵屋敷が集中する。船場は瀬戸内海に開かれ、淀川を通じて京都とつながる水利を活かして商都として大いに栄え、「天下の台所」と呼ばれた。この時代、大坂の都市構造は大坂城を基点に、西へと向かう東西の都市軸を形成していたといえる（図1-1）。



図 1-1 弘化改正大坂細見図⁷⁶⁾ (1845)

(2) 明治維新から第二次世界大戦まで

明治維新によって、廃藩置県による蔵屋敷の廃止、銀目廃止、諸藩・幕府への多額の貸付金の焦げ付きなどにより豪商の倒産が相次いで、大阪経済は一時期低迷するが、徐々に繊維をはじめとする商工業で再興する。1868年に大阪が開港となり、市街地西端に位置する川口が外国人居留地として開かれた。居留地に隣接する江之子島には、1874年に、大阪府庁が正面玄関を西に向けて建設された。大阪港の港湾整備は1897年に始まり、1903年には築港大棧橋が竣工している。1899年には大阪府庁の北側に大阪市役所が仮庁舎を建設しており、この時代、都市の発展は西に向かって広がると考えられていた。紡績を中心とした繊維産業、外国貿易の発展に加え、第一次世界大戦頃からは重化学工業も急伸し、港湾エリアに工場が集積して、大阪は東洋のマンチェスターと呼ばれるまでに成長する。

一方、江戸時代に墓地が集められた、市街地の北のフリンジに位置する梅田に、1874年、初代大阪駅が現在地の西側に建設され、東海道線が開通する。同じく墓地のあった南のフリンジの難波では、1885年に阪堺鉄道の難波-大和川間が、1898年には南海鉄道となって難波-和歌山間が開通し、市街地の南北に鉄道ターミナルが形成された。梅田の私鉄は難波からやや遅れて、1905年に阪神電車の出入橋-三宮間が、1910年には箕面有馬電気軌道（現在の阪急）の梅田-宝塚間が開通し、南北2極のターミナルを結ぶ、市内交通の整備が急務となった。

1903年3月には天王寺を会場に第5回内国勸業博覧会が催され、開幕に合わせた都市整備が行われた。大阪駅から会場に至るまでの道路整備が計画され、淀屋橋に至る梅田新道の整備、日本橋筋の不良住宅密集地帯のクリアランスなどが実行された。また開幕には間に合わなかったものの、同年9月には大阪市で初の市電が築港と九条の花園橋間を結んで開通した。その後、中心市街地の狭隘な道路の拡幅は、1912年の堺筋や翌年の本町通など、都市計画事業に先立って市電の敷設が担っていく。

大阪における本格的な都市計画については、1886年から大阪府が市区改正設計について討議を開始するが実現に至らず、後に大阪市長に就任する関一らによって取りまとめられた、大阪市の「第一次都市計画事業」が、1921年に事業決定された。この時代の都市計画とは殆ど都市計画道路整備であるが、最も重要な広路として、南北の両ターミナルを結ぶ御堂筋が計画される(図1-2)。御堂筋の工事は1926年に着手され、幾多の困難に直面しながら、1937年によく完成、合わせて地下鉄が整備され、1933年に現在の地下鉄御堂筋線の梅田～心斎橋間が、1935年には難波までが開通した。御堂筋と地下鉄の開通によって梅田と難波の両ターミナルが結ばれ、キタ・ミナミの二極構造が確立する。つまり近世からの東西の都市軸が、南北に90度回転することになったわけである⁷⁷⁾。

1889年の市制施行以来、大阪市は1897年、1925年、1955年と3度にわたって市域の拡大を行っているが、1925年の第2次市域拡張では周辺44村を編入し、人口で東京市を凌いで第1位となった。大大阪時代の到来である。商工業の発展によって都市に人口が集中し、スプロールによる無秩序な市街の拡大が加速、耕地整理法に基づく宅地開発などによって対応していく。一方中心市街地では、御堂筋沿いや船場を中心に、商家が木造の町家から、耐震耐火の鉄筋コンクリート造の近代建築へと建て替えを進めていった。

大大阪時代の頃から、都市計画において都市景観としての「都市美」が意識されるようになる。1928年に事業決定された大阪駅前近都市計画事業では、計画の変更を重ねながら、整形な敷地に建つ高層建築による景観形成が構想されるようになり、1934年には大阪駅前周辺が、南海難波駅、御堂筋沿道などと合わせて美観地区に指定された。更に1936年には、大阪駅前について建物高さの最低限度が定められた。事業は街路や地下道、駅前広場を整備する大阪駅前近都市計画事業と、建築敷地の造成を目的とする大阪駅前土地区画整理事業に分かれて整備が進められるが、第二次世界大戦に向かう戦局の中で中断され、戦後の大阪駅前市街地改造事業へと引き継がれていく。

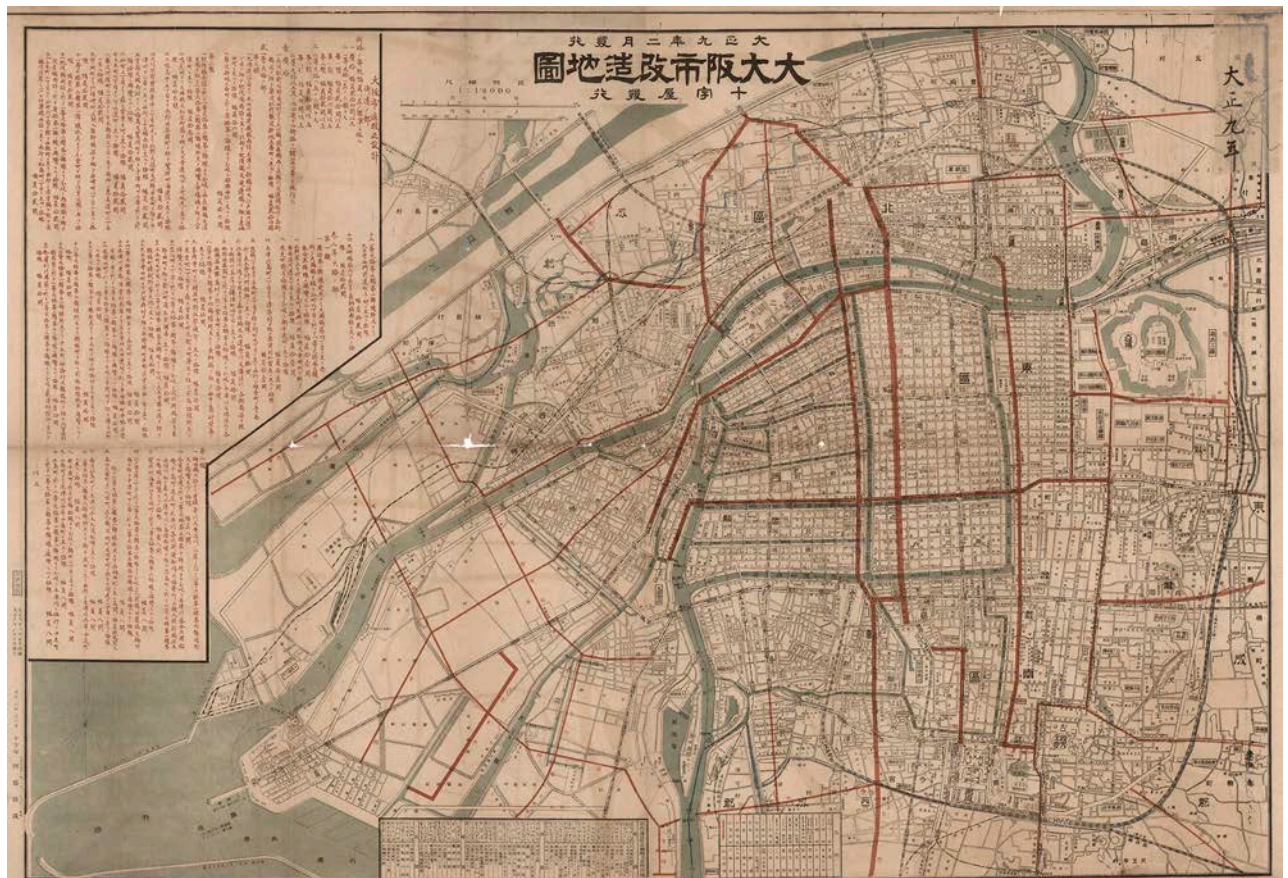


図 1-2 大大阪市改造地図⁷⁸⁾ (1920)

(3) 戦後復興から高度経済成長へ⁷⁹⁾

1945 年の 3 月から始まった空襲によって、大阪の中心市街地は壊滅的な被害を受け、市域の 27% を焼失、人口は 110 万人にまで激減した。被災地域の復興は主に戦災復興土地区画整理事業によって進められたが、都心の船場・島之内は対象から外され、民間による自力復興が進んでいった。なお、戦災復興都市計画によって東西の幹線道路として築港深江線が計画され、船場の真ん中を幅 80m で貫通する範囲では、建築の建設が制限された。

大阪駅前の土地区画整理事業の計画地には戦後ヤミ市が形成され、バラックなどの木造建築が密集し、構想されていた都市美とは全く異なる光景が出現した。その処理は事業推進において大きな障壁となっていく。

1950 年の建築基準法の施行を契機に戦後の建築統制が解除され、経済成長にのって建設活動が活発化していく。御堂筋沿道には金融機関が先行して本店・支店を競って建設し、大阪駅前には民間のビル建設が進み始めた。1953 年、建築基準法で定められた最高高さの 31m を特例で突破した、12 階建の第一生命ビルが大阪駅前に建ち、都心の敷地を最大限に活用したマンモスビルの建設がこれに続いて、業務地区としての機能純化が進展する。一方、船場や島之内といった既成市街地では、近世から続く狭小敷地のまま、小規模ビルが建設されて街区を埋めていった。

モータリゼーションの進展によって市内中心部の交通量が増大し、特に近世からの狭い道路がそ

のまま残った船場周辺では、旧来の軒先商売が続けられ、深刻な交通麻痺を引き起こしていた。都市の交通対策が求められ、1962年に阪神高速道路公団が発足し、高架道路がかつての堀川跡などを活用して整備されていく。大阪駅前では歩行者の安全確保を目的に地下道が整備され、巨大な地下街へと発展していく。

大阪の都市整備は1970年の日本万国博覧会開催決定を受けて更に加速し、整備が難航していた船場地区の築港深江線が、区分所有ビルの上に高架道路を整備した船場センタービルとして1970年に完成した。また同年、大阪駅前市街地改造事業の第1号として、大阪駅前第1ビルが完成する。

日本の建築は建築基準法によって最高高さを原則31mに制限されていたが、都心の高度利用の要請と建設技術の発展によって高さ制限が撤廃され、大阪では1973年に容積制が適用となって、100mを超える超高層ビルが建設されていく。また同年には総合設計制度の運用が開始され、中心市街地における土地の集約と高度利用を刺激すると共に、環境の悪化を指摘されていた都心部に、公開空地のオープンスペース確保を誘導していった。一方、高さ31mの統一されたスカイラインを既に形成していた御堂筋については、大阪市の指導によって高さが制限され、都市景観の保全を選択する。

以上により、街区や土地利用、道路と鉄道の交通体系、都市整備の基本的な方向性など、現在の大阪の中心市街地の基本的な構造は、この頃までに確立されたといえる。



写真 1-1 大阪市中心部の航空写真（国土地理院（部分）、1980.5）

1-4. 研究の構成と方法

(1) 研究の構成と対象

本研究の主体をなすのは、日本の中心市街地を構成する近現代建築物に対して、都市との関係から歴史的特徴を明らかにし、歴史的・文化的資源としての価値を見出そうとする近現代建築史研究である。これに加えて具体的なオープンハウス事業を取り上げ、その価値を市民と建物所有者らが共有し、持続的な都市再生に活かすための手法として検証するケーススタディによって構成される。つまり建築物を都市へと接合する近現代建築史研究に、建築物と市民の接合を試みる事例研究をケーススタディとして重ねることで、都市と市民が接合される近現代建築物のコモンズ化という、新

たな都市再生手法のありかたを提示しようとするものである（図 1-3）。

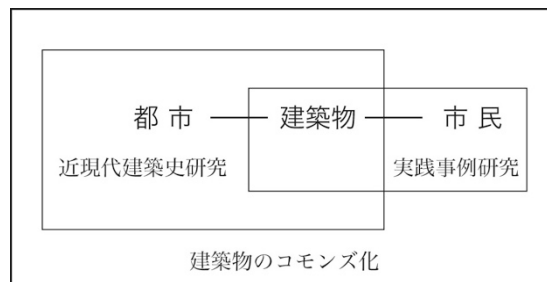


図 1-4 研究の基本的な構成

近現代建築史研究では、大阪という都市が本格的な近代化へと歩みを進める 1920 年代から、現在の都市インフラが概ね整備される 1970 年代頃までを近現代期として対象とし、とりわけ戦後復興から高度経済成長期における都市と建築物の応答関係を歴史的に明らかにする。前述の通り、現代の中心市街地を構成しているのは、主にこの時代に建設された建築物だからである。

更に建築史研究は 3 章で構成される。1-3 で概括した大阪の都市形成史から、大阪は近世に面的に開発され、現在までその都市構造を持続している船場・島之内の町人地をベースに、明治時代の公民による活発な鉄道開発によって、南北の両端に大阪駅前と難波駅の二大ターミナルが形成され、そしてその両端をつなぐ形で、大正時代に都市計画事業による大幹線道路として計画された御堂筋が、昭和時代に整備されて、基本的な都市構造が形づくられてきたことがわかる。これは歴史的な東西方向の都市軸を、南北軸へと 90 度回転させる一大転換であったと共に、市街地に縦横に張り巡らされた堀川の水運から、鉄道、そして自動車へと、交通手段の発展が近代都市形成の大きな要因となったことも示している。面としての船場・島之内地区と、点としてのターミナル開発、そして線としての御堂筋という都市の基本要素は、ちょうどケヴィン・リンチが都市のイメージとして提唱した district（地域）、node（接合点、集中点）、path（道路）に該当する⁸⁰⁾と共に、このような認識の枠組みは、都市デザインを考える上で、市街地のアイデンティティの特質を把握するのにも有効とされている⁸¹⁾（図 1-4）。

そこで本研究の近現代建築史研究では、大阪という都市の基本構造をなす点・線・面の都市域として、大阪駅前、御堂筋、そして船場・島之内地区の 3 つのエリアを研究対象とすることとする。大阪駅前については都市美の形成を目的に昭和の初期から計画の始まった、駅前再開発としての大阪駅前市街地改造事業を、御堂筋については街路の街並みを形成する沿道建築物群を、そして面的に広がる船場・島之内地区については、狭小な敷地に林立して高度経済成長期の市街地を形成した小規模ビル群を取り上げ、各章において当該都市域との関係のなかで建築物の歴史と、その建築的な特徴を明らかにしていく。

3 つの対象は、都市整備と建築物建設の双方に対する都市計画の有無という観点で分類すると、大阪駅前市街地改造事業は敷地の造成と建築の建設の双方が大阪市による都市計画事業として実

施され、御堂筋については道路の拡幅は都市計画事業だが、沿道敷地の確保とビルの建設は民間によって行われた。そして船場・島之内地区は戦後の戦災復興土地区画整理事業の対象から外されたことで、土地も建築も民間に委ねられた。つまり3つの対象は、都市と建築物の事業主体の関係性において、3者3様の様態を示している。

以上より、1部の3章における近現代建築史研究の対象の設定は、近現代期の大阪を多角的に把握する上で、適切であるといえる（表 1-2）。

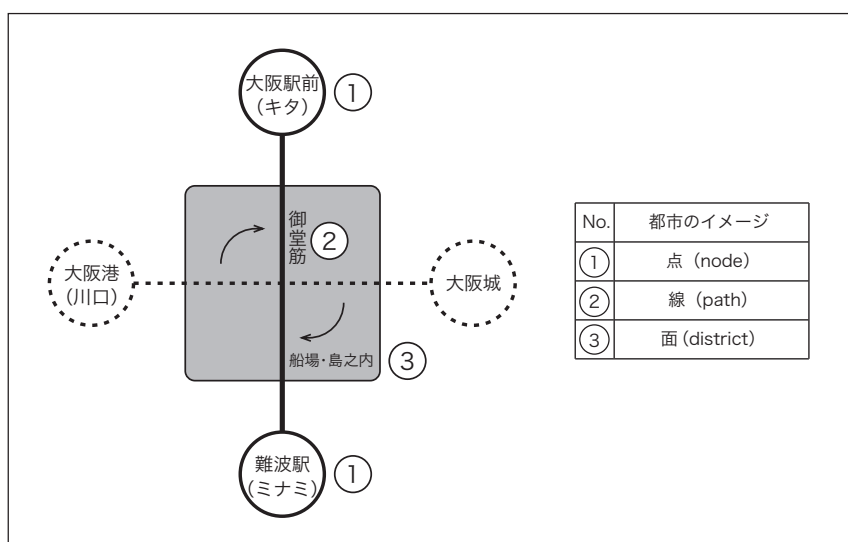


図 1-4 大阪の近代都市構造

表 1-2 近現代建築史研究の対象

各章の研究対象		都市のイメージ		都市計画の有無	
都市域	建築物	都市域	建築物	都市域	建築物
大阪駅前	大阪駅前市街地改造事業	点	node	有	有
御堂筋	沿道建築物群	線	path	有	無
船場・島之内	小規模ビル建築物群	面	district	無	無

加えてオープンハウス事業のケーススタディでは、まず前3章の成果を受けて、近現代建築物の歴史的特徴を踏まえた上で、2017年に日本建築学会賞（業績）を受賞するなど、建築文化の振興によって都市魅力の向上を狙った都市再生事業として、国内において顕著な成果をあげたと評価される、大阪市の建築物公開を中心とした「生きた建築ミュージアム事業」を先進事例として取り上げる。その事業の体制や運営を詳細に把握すると共に、参加者と建物所有者らの意識調査を行った上で、地域資源を地域が自ら共的に維持管理する方法論として、都市再生への適用が期待されるコモンズ論の枠組みを用いて、その近現代建築物を活かした都市再生手法としての可能性を検証する。そして最後に各章の研究成果を総括し、結論と課題、そして展望を述べる。

本研究の全体構成は、図 1-5 のようになる。

本研究の対象に国内から大阪という都市を選択したのは、複数の観点から総合的に判断したもの

である。まず東京と比べてコンパクトな都市域のなかに、近世からの歴史的な展開によって多様な特性をもつ都市域がモザイク状に形成されており、都市と建築物の関係を歴史的に問う上で、バリエーションが豊かで比較分析に適していること。また東京に次ぐ第2の都市として、各時代において代表的な建築物が数多く建設され、長年に渡る大阪の経済的な停滞等の理由によって、少なくとも数がまだ残存していること。そして中心市街地において、市民や企業、行政や大学などによるまちづくり活動が盛んで、建築物を対象とした市民活動も多くみられ、市民主体の都市再生を問う上でも適していることなどによる。

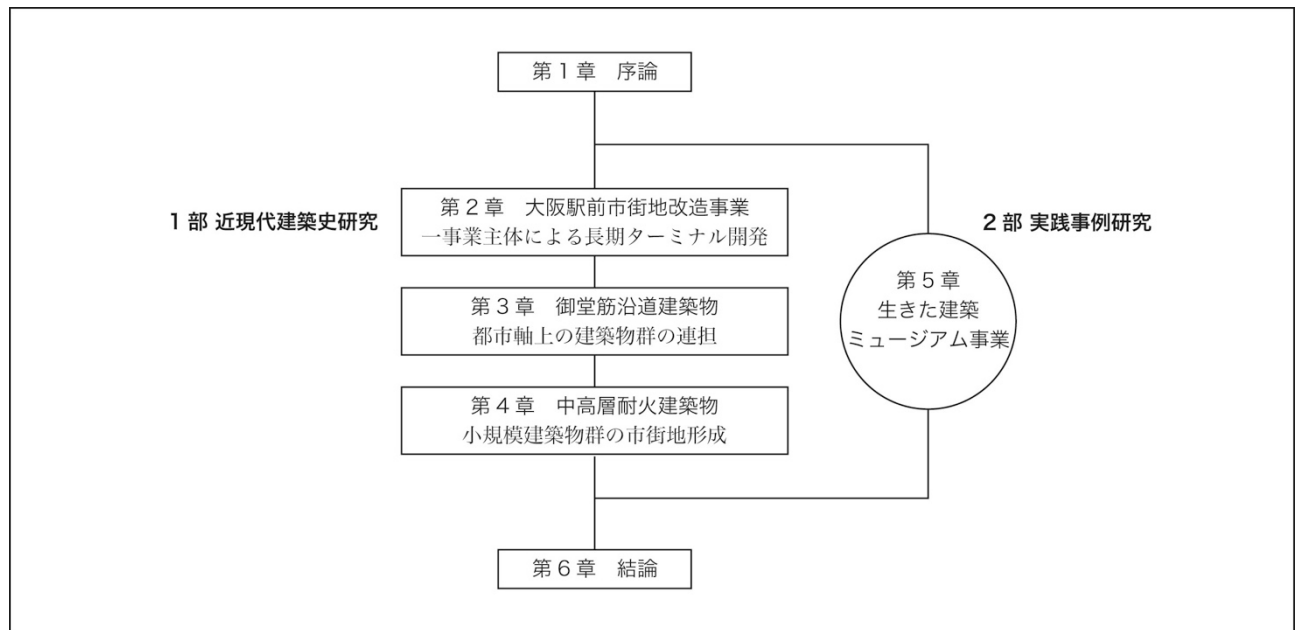


図 1-5 論文の章立てと研究フロー

(2) 研究の方法

2章から4章までの近現代建築史研究においては、主に文献調査や行政資料、公開されている統計データ等を活用し、現存する建築については現地調査を行って論を組み立てる。論拠の不足する部分は、当時の関係者からのヒアリング等で補った。

5章については、大阪市の「生きた建築ミュージアム事業」の3年間の事業実施報告書を主に用いて、事業を担当した大阪市職員らから適宜ヒアリングを行いながら、詳細について検証を進めていく。なお、筆者は本事業の有識者会議の委員を、事業期間の3年間に渡って務めた。

1-5. 本論各章と既発表論文・事業参画との関連

以下に本研究の本編各章と、既発表論文、事業参画との関連を記す。

(1) 本編各章

第1章 書き下ろし

- 第2章 【論文1】をもとに加筆・修正
- 第3章 【論文4】をもとに加筆・修正
- 第4章 【国際会議論文1】をもとに加筆・修正
- 第5章 【論文2】【論文3】をもとに加筆・修正
- 第6章 書き下ろし

(2) 既発表論文

- 論文1 大阪駅前市街地改造事業における一連の計画過程にみる空間像の変容について
増井徹, 高岡伸一, 嘉名光市, 佐久間康富
日本都市計画学会 都市計画論文集, Vol.48, No.2, pp.129-134, 2013.10
- 論文2 大阪市「生きた建築ミュージアム事業」の取り組みについての報告
高岡伸一, 嘉名光市, 倉方俊輔, 佐久間康富
日本建築学会技術報告集, Vol.22, No.51, pp.749-754, 2016.6
- 論文3 地域資源としての近代建築の活用主体間の連携とその展開
-大阪市北船場地区を事例として-
高岡伸一, 嘉名光市, 佐久間康富
日本建築学会学術講演梗概集, 都市計画, pp.129-130, 2016.8
- 論文4 都市との関係からみた御堂筋沿道建築物に関する近代建築史研究
-御堂筋建設から景観保持に関する建築指導開始までの期間を対象として-
高岡伸一, 嘉名光市, 佐久間康富
日本建築学会計画系論文集, Vol.82, No.735, pp.1337-1347, 2017.5

国際会議論文1

The Construction of Small Buildings in Historical City Centers during the Period of High Economic Growth and Their Architectural Features
- With a Focus on the Government Housing Loan Corporation of Japan's Medium and High Rise Fireproof Buildings in Chuo Ward, Osaka -
Shinichi TAKAOKA, Koichi KANA
日本都市計画学会, Asian-Pacific Planning Societies 2017 国際会議 Proceedings, 2017.8

(3) 事業参画

- 事業1 大阪市「生きた建築ミュージアム事業」による建築文化の振興【論文2】
2017年日本建築学会賞(業績)受賞

参考文献

- 1)植田和弘,神野直彦,西村幸夫,間宮陽介編集:岩波講座 都市の再生を考える 第1巻 都市とは何か,岩波書店,2005

- 2)伊藤香織・紫牟田伸子ほか:シビックプライド-都市のコミュニケーションをデザインする-,シビックプライド研究会編, 宣伝会議,2008
- 3)高岡伸一,南一誠,松隈洋,倉方俊輔,前田茂樹:大阪中央郵便局をめぐる保存運動,日本建築学会学術講演梗概集,建築歴史・意匠,pp.643-644, 2013
- 4)「日土小学校の保存と再生」編集委員会編:日土小学校の保存と再生,鹿島出版会,2016.3
- 5)日本建築学会(主査:後藤春彦):生活景 身近な景観価値の発見とまちづくり,2009.3
- 6)鈴木博之:都市と建築-その昨日と寿命-,シリーズ都市・建築・歴史 10 都市・建築の現在,東京大学出版会,pp.323-369,2006.8
- 7)新建築学大系編集委員会:新建築学大系 50 歴史的建造物の保存,彰国社,1999.4
- 8)溝口正人,清水重敦,青井哲人ほか:記念シンポジウム“町並み”か“景観”か -町並み・集落・都市・景観保存の現在と建築史学-建築史学,No.63,建築史学会,pp.30-60,2014.9
- 9)伊藤毅:都市建築史の方法(都市建築史の視点1),UP, No.392,東京大学出版会,pp.45-48,2005.6
- 10)前掲書 9)
- 11)西村幸夫:都市保全計画 -歴史・文化・自然を活かしたまちづくり-,東京大学出版会,2004.9
- 12)前掲書 2)
- 13)熊倉順子編:アートプロジェクト-芸術と共創する社会-,水曜社,2014.1
- 14)西村幸夫編:まちづくり学 -アイデアから実現までのプロセス-,朝倉書店,2007.4
- 15)高村学人:コモンズからの都市再生-地域共同管理と方の新たな役割-,ミネルヴァ書房,2012.11
- 16)間宮陽介・廣川祐司編:コモンズと公共空間-都市と農漁村の再生に向けて-,昭和堂,2013.3
- 17)前掲書 14
- 18)デヴィッド・ハーヴェイ(森田成也ほか訳):反乱する都市:資本のアーバナイゼーションと都市の再創造,作品社,2013.2(原著2012)
- 19)稲垣栄三:日本の近代建築[その成立過程],丸善,1959
- 20)村松貞次郎:日本近代建築技術史,彰国社,1976
- 21)藤森照信:日本の近代建築,岩波書店,1993
- 22)村松貞次郎:日本近代建築の歴史,日本放送出版協会,1977
- 23)布野修司:世紀末建築論ノート,相模書房,1981
- 24)豊川斎赫:丹下健三-戦後日本の構想者-,岩波書店,2016.4
- 25)新建築社編:メタボリズムの未来都市展-戦後日本・今甦る復興の夢とビジョン-,2011.9
- 26)初田香成:都市史の立場から前現代の都市・建築遺産をどう描くか,前現代都市・建築遺産計画学的研究[若手奨励]特別研究委員会報告書,日本建築学会,pp.127-129,2013
- 27)石田潤一郎:関西の近代建築,中央公論美術出版,1996
- 28)山形政昭:近代大阪の建築遺産,大阪府の近代化遺産-大阪府近代化遺産(建築物等)総合調査報告書,大阪府教育委員会,pp.36-48,2007
- 29)坂本勝比古:関西における建築家の職能,近代日本建築学発達史,丸善,pp.2155-2161,1972
- 30)芦屋市立美術館企画監修:関西のモダニズム建築 20 選,淡交社,2001

- 31)石田潤一郎監修:関西のモダニズム建築 1920年代-60年代 空間にあらわれた合理・抽象・改革,淡交社,2014
- 32)日建設計:日建設計 115年の生命誌,日建設計広報室,2015
- 33)石田潤一郎+歴史調査WG:16人の建築家-竹中工務店設計部の源流-,井上書院,2010
- 34)岡絵理子:市街地における住居系建築物の形態および利用の特性に関する研究,学位論文,2001
- 35)石田頼房:日本近代都市計画の百年,自治体研究社,1987
- 36)渡辺俊一:「都市計画」の誕生-国際比較からみた日本近代都市計画,柏書房,1993
- 37)三輪雅久+大阪都市計画(史)研究会:都市づくりのこころ-都市計画の手法と実践-,2000
- 38)齋藤和夫・赤崎弘平ほか:建築のルール・大阪100年の歩み,大阪建築法制100周年記念誌編集委員会,1988
- 39)嘉名光市:戦前大阪の都心改造 軒切り・御堂筋・船場後退建築線,URP DOCUMENT 02 フォーラム 大阪の空間システムを考える,大阪市立大学都市研究プラザ,pp.27-34,2007
- 40)前掲書 26)
- 41)藤森照信:明治の東京計画,岩波書,1982
- 42)初田亨:都市の明治-路上からの建築史-,筑摩書房,1981
- 43)鈴木博之:東京の「地霊」,文芸春秋,1990
- 44)陣内秀信:東京の空間人類学,筑摩書房,1985
- 45)前現代都市・建築遺産計画学的研究[若手奨励]特別研究委員会:前現代都市・建築遺産計画学的研究[若手奨励]特別研究委員会報告書,日本建築学会,2013
- 46)中島直人:藤沢駅前南部第一防災建築街区造成の都市計画史的意義に関する考察,日本建築学会計画系論文集,Vol.78,No.688,pp.1301-1310,2013
- 47)初田香成:都市の戦後-雑踏のなかの都市計画と建築-,東京大学出版会,2011
- 48)前掲書 26)
- 49)中川理:京都と近代-せめぎ合う都市空間の歴史-,鹿島出版会,2015
- 50)村上しほり:占領下神戸における商業集積の生成と変容,日本建築学会計画系論文集,Vol.82, No.731,pp.263-272, 2017
- 51)橋爪紳也:倶楽部と日本人-人が集まる空間の文化史-,学芸出版社,1989
- 52)橋爪紳也:明治の迷宮都市-東京・大阪の遊楽空間-,平凡社,1990
- 53)石原武政,西村幸夫:まちづくりを学ぶ 地域再生の見取り図,有斐閣,2010
- 54)文化庁:歴史と文化の町並み事典 -重要伝統的建造物群保存地区全109-,中央公論美術出版,2015.8
- 55)小浦久子:ままとりの景観デザイン -形の規制誘導から関係性の作法へ-,学芸出版社,2008.9
- 56)後藤春彦編:生活景-身近な景観価値の発見とまちづくり-,学芸出版社,2009.3
- 57)文化庁文化財部記念物課監修:都市の文化と景観,同成社,2010.4
- 58)大阪大学工学研究科都市環境デザイン研究室:船場を読み解く,2004.3
- 59)前掲書 2)
- 60)岡村祐・野原卓・田中暁子:建物-斉公開プログラム「オープンハウス」の地域資源マネジメントにおける教育・啓発手段としての可能性,日本建築学会技術報告集,Vol.21,No.49,pp.1241-1246,2015
- 61)倉方俊輔:ドコノモン,日経BP社,2011

- 62)倉方俊輔・甲斐みのり:東京建築 みる・あるく・かたる,京阪神エルマガジン社,2012
- 63)倉方俊輔・柴崎友香:大阪建築 みる・あるく・かたる,京阪神エルマガジン社,2014
- 64)前掲書 14)
- 65)前掲書 15)
- 66)Ostrom Elinor: Governing the Commons, Cambridge University Press, 1990
- 67)山田奨治編:コモンズと文化-文化は誰のものか-,東京堂出版,2010.3
- 68)秋道智彌:コモンズの地球史-グローバル化時代の共有論に向けて-, 岩波書店,2010.11
- 69)前掲書 15)
- 70)前掲書 15)
- 71)下村智典:コモンズが開く都市の持続可能性-都市資源の再生と活用-,コモンズと公共空間-都市と農漁村の再生に向けて-,昭和堂,pp.109-142,2013.3
- 72)矢作弘:不文律の約束事として守られてきた美しい景観-東京・国立のマンション訴訟で争われた「景観利益」をめぐって-,龍谷大学社会科学研究所叢書第 68 巻,pp.141-160,2006.7
- 73)雨宮護・樋野公宏編:特集 都市居住を支えるコモンズ,都市住宅学,No.90,pp.4-78,2015.7
- 74)大阪市計画局:大阪のまちづくり -きのう・今日・あす-,1991.3
- 75)大阪都市協会:まちに住まう -大阪都市住宅史-,平凡社,1989.8
- 76)弘化改正大坂細見図, 播磨屋九兵衛,1845
- 77)角野幸博:都市大阪の形成,フォーラム 大阪のシステムを考える,大阪市立大学都市研究プラザ,日本建築学会 近代の空間システム・日本の空間システム特別研究委員会,pp.3-6,2007.7
- 78)大大阪市改造地図,十字屋,1920
- 79)高岡伸一:戦後復興期から高度経済成長期のビル建築,ビルとまちづくり -大阪“再生”に向けて-,大阪ビルディング協会,pp.10-17,2010.5
- 80)ケヴィン・リンチ (丹下健三・富田玲子訳):都市のイメージ,岩波書店,1968 (原著 1960)
- 81)建設省都市局区画整理課:市街地整備と都市デザイン-まちをクリエイトする区画整理-,1993

注

注 1)W・M・ヴォーリス設計による豊郷町立豊郷小学校 (1937) や、松村正恒設計による八幡浜市立日土小学校 (1956,1958)、内藤克雄設計による西脇市立西脇小学校 (1936,1937) など。

注 2)古くは野田俊彦の「建築非芸術論(1914)」と建築の芸術性を主張し 1920 年に結成された分離派建築会の対立など。

注 3)以下、本論文では Architecture と Buildings の関係には言及せず、原則として具体的な構築物を指すときは「建築物」、一般的な概念を指す場合は「建築」を用いることとする。

注 4)国土交通省 HP「都市再生について」より (2017.8 現在) http://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000004.html

注 5)2017 年 6 月現在。

第2章 大阪駅前市街地改造事業における建築計画の変容
(一事業主体による長期ターミナル開発)

第2章 大阪駅前市街地改造事業における計画の変容

(一事業主体による長期ターミナル開発)

2-1. はじめに

本章が対象とする大阪駅前市街地改造事業は、大阪駅の南側に位置する約6haの計画地を対象に、大阪駅前第1ビルから第4ビルまでの4棟の高層ビルを建設したものである(図2-1、写真2-1、表2-1)。構想の発端は戦前に遡ることができ、1961年に都市計画決定がなされ、市街地改造法の適用第1号となった画期的なものであった。東畑謙三^{註1)}によって描かれた当初のマスタープランは、4つのビルを一体的に構想したものであったが、建設工事はひとつずつ順番に行われ、その間の社会情勢や周辺環境の変化に応答しながら、計画は段階的に変更されていった。本事業の完了までには、実に20年以上の歳月を要しているが、その間の計画の変遷には不明な点が多い。

そこで本章では大阪駅前市街地改造事業の変遷を整理し、長期にわたる事業の過程で、計画がどのように変容していったのかを、周辺環境の変化や各種制度の更新との応答関係から明らかにする。

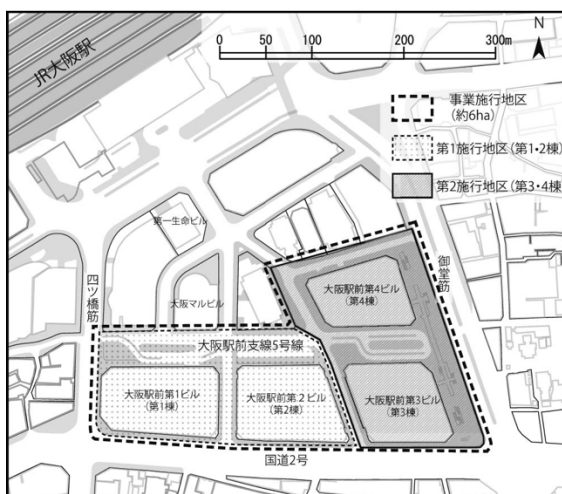


図2-1 事業計画地周辺地図と大阪駅前ビル位置図



写真2-1 大阪駅前ビルの様子 (筆者撮影,2011)

表 2-1 大阪駅前市街地改造事業の建築物概要

棟	大阪駅前第1ビル（第1棟）	大阪駅前第2ビル（第2棟）	大阪駅前第3ビル（第3棟）	大阪駅前第4ビル（第4棟）
設計	大阪市、東畑建築事務所	大阪市、安井建築設計事務所	大阪市、大建設計	大阪市、東畑建築事務所
施工	大林組	鴻池組、奥村組、銭高組、松村組JV	竹中工務店、鴻池組JV	鹿島建設、フジタ工業、浅沼組JV
敷地面積	9,210㎡	8,890㎡	10,340㎡	8,440㎡
建築面積/延床面積	9,123㎡/101,406㎡	8,791㎡/103,746㎡	8,120㎡/121,276㎡	6,620㎡/98,808㎡
構造/規模	SRC造/地上12階、地下6階、塔屋4階	SRC造、S造/地上16階、地下4階、塔屋3階	SRC造、S造/地上34階、地下4階、塔屋2階	SRC造、S造/地上25階、地下4階、塔屋2階
高さ	軒高41m、最高高さ53m	軒高56.75m、最高高さ70m	軒高131.6m、最高高さ142m	軒高99.2m、最高高さ110m
外装	アルミカーテンウォール	アルミカーテンウォール	低層部 大理石、高層部 PCaパネル吹付	低層部 大理石、高層部 アルミカーテンウォール
3階屋上	車路、駐車場	車路、駐車場、公開空地	車路、駐車場、公開空地	車路、駐車場、公開空地

駅前の都市計画史的研究については、駅前のヤミ市の変遷を対象にしたもの¹⁾²⁾、戦前期の大阪駅前周辺の事業・計画の変遷を美観形成の観点から明らかにしたもの³⁾があるが、戦後の大阪駅前周辺を主な研究対象としたものは他に見あたらない。

本章では、まず大阪駅前周辺の変遷を踏まえた上で、本事業の計画過程を整理し、研究の着眼点である各計画の変容を分析する。分析は収集した計画図書^{注2)}並びに事業誌^{注3)4)}を用いて行い、当時の計画に携わった技術者へのヒアリング^{注4)}によってこれを補完した。

2-2. 大阪駅前周辺の変遷

大阪駅前周辺の開発は初代国鉄大阪駅の完成（1874年）を期に始まった。そして、1906年には阪神電鉄が、1910年には阪急電鉄の前身である箕面有馬電気鉄道が梅田に乗り入れ、国・私鉄3線が集結し、大阪駅前周辺が一大ターミナルとして発展する基盤が整備された。また1912年の市電開発による街路の拡幅によって、現在の大阪駅前周辺の街区の輪郭が形づくられた。ターミナルとして発展した大阪駅前周辺では、市電・自動車等の路面交通量が増大し、1950年代～1960年代には道路交通対策が課題として浮上、その対応策として地下鉄と地下街が整備されることになる。地下鉄御堂筋線梅田駅はすでであったが、1965年には四ツ橋線西梅田駅、1967年には谷町線の東梅田駅が大阪駅前前に整備され、その結果、市電は1966年に廃止となった。また1960年代～1970年代には、人と自動車の動線分離という観点から、地下街の開発が更に進められた。当初は交通安全対策として整備された地下街であったが、次第に大阪駅前周辺の都市空間を有機的につなぐ、歩行者のための一大交通網として大きく発展していくこととなる。一方、地上部では1953年の第一生命ビルの建設を皮切りに、高層ビルが相次いで建設され、大阪駅前周辺は地上と地下の両方で高度に都市の立体化が進められていった。

本事業はこのような背景のもと、1960年代から本格的な計画がはじまった。

2-3. 大阪駅前市街地改造事業の経緯

(1) 工事着手前の事業計画地の状況

本事業の計画地は戦後にヤミ市が形成され、零細な商店をはじめとする木造建築が密集する市街地であった。地区内道路も狭小（5～7m）だった（写真2-2）。本事業はこうした環境的にも都市美観的にも問題の多い状況を刷新することが、大きな目的であった⁵⁾。



写真 2-2 事業計画地の従前の状況⁶⁾ (梅田新道交差点付近 1962 年)

(2) 事業手法の検討

計画地の区画割は戦前の大阪駅前都市計画事業の変更時（1934 年）には既に示されており、当初は 12 区画に分けられていた。後にこの計画地は第 2 次土地区画整理事業として都市計画決定され、区画は 6 区画に変更、土地区画整理法第 93 条の立体換地方式にて、市街地整備が検討された。これが本事業の前身である、大阪都市計画大阪駅前第 2 次土地区画整理事業である。さらに戦後になると、それまで検討されていた区画割が変更され、計画地を 4 つの街区にすることで、スーパーブロックによる 4 棟の高層建築物を建設する枠組みまで示された。しかし既成市街地再開発への土地区画整理法の立体換地方式の適用については、事業者である大阪市と建設省との会議において問題が指摘されるなど、新たな法整備が求められていた⁷⁾。

このような状況は大阪駅前に限ったことではなく、当時全国各地で都心の不燃化と高度利用が求められていた。そこで 1961 年に市街地改造法が制定された。大阪駅後も市街地改造法の適用を受けることで、権利関係の調整が立体換地方式よりも容易となり、更には建築物の整備を一体的に行えるようになるため、統一的な美観を保てることになった。こうして市街地改造法の適用を期に、具体的な計画が進むこととなった。

(3) 大阪駅前市街地改造事業の経緯

市街地改造法の適用を受け、大阪駅前市街地改造事業と名称を変更し、本事業がスタートした。この時点で、権利関係の調整のために 4 つの街区は 2 つの施行地区に分けられた^{注 5)} (図-2-1)。4 棟のビルは、設計内容の変更を含む計画変更が 3 回なされ、当初計画を含めれば、計 4 種類の計画が存在したことになる。第 2 棟の検討段階では、複数の民間の設計事務所に基本設計業務を発注して

おり、幅広い提案が求められた^{注6)}。事業は第1地区第1棟の建設から着手され、4つの高層ビルが段階的に施工されていった(図2-2)。

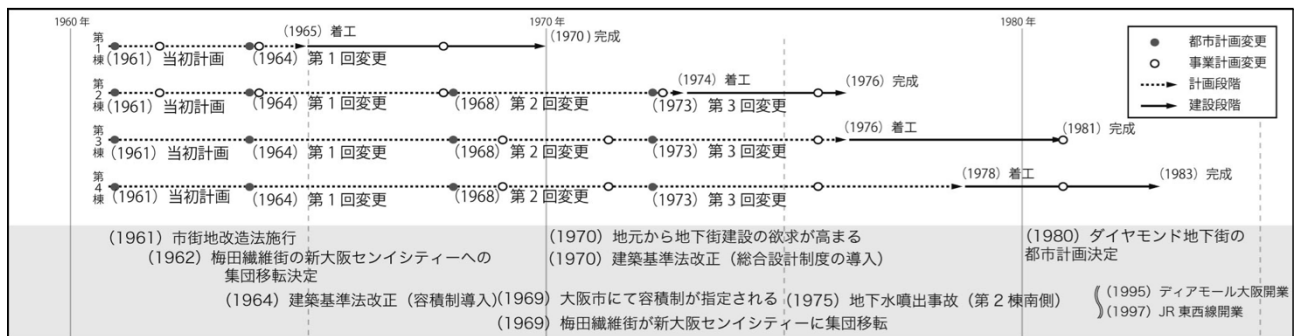


図 2-2 大阪駅前市街地改造事業の流れ

(4) 事業長期化の要因

1962年に都市計画事業認可を受けた際の工程では、事業は1967年度に完了することになっていたが、実際は1983年までかかっており、大幅に長期化している。本事業の長期化の原因は、表2-2のようにまとめられる。

表 2-2 事業の長期化に影響を与えた要因⁸⁾

影響した要因	内容
権利者の反発	本事業に対して反発の姿勢を示し、市街地改造法制定時に激化した。そのため、権利調整が遅延することになる。最終的には新大阪センシティへ集団移転することに決定した(1969)
建築基準法の改正	建築基準法の改正に合わせて計画を見直すことで、施設建築物を高層化することを目指した
分譲状況	第1棟が竣工した際に、その分譲状況が芳しくなく、特に市街地改造事業では独立採算制に基づくため、分譲床の売れ行きが事業の進行にも影響する。そこで、再び計画を見直す必要が生じた
地下水噴出事故	第2棟施工時に発生した事故。全体の工期が2年ほど延びた

中でも権利者の反発が、最も大きな影響を及ぼした^{注7)}。最終的には権利者である梅田繊維街が、新大阪センシティに集団移転したことで、第1棟の工事が着手可能となった。他にも、建築関連法規や社会状況が変化したことで、それらに対応するために計画を変更したという経緯も、事業の進捗に大きな影響を及ぼした^{注8)}。

2-4. 各計画の特徴

(1) 当初計画 (1961年)

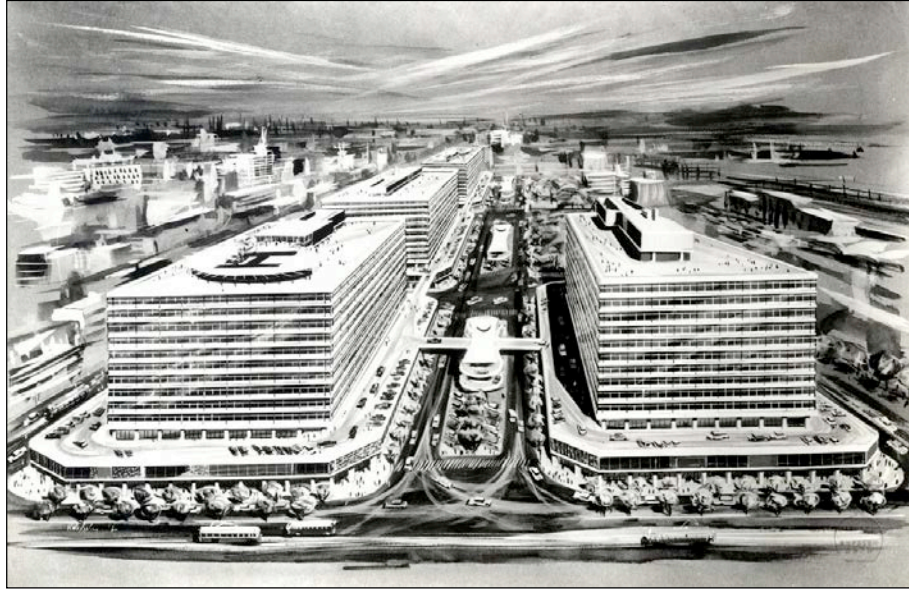


図 2-3 当初計画のパース⁹⁾

当初計画では、事業認可前の構想を受けて事業施行地区を4街区にわけ、スーパーストリック方式による施設建築物の計画が示された。計画主体である大阪市は「類型の反復という美学」¹⁰⁾を重視し、建築物の高さ、形態、外装の仕上げにいたるまで同一とし、御堂筋や国道2号に沿接するビル群の統一性を強調した。そして、この方針をもとに基本設計を東畑建築事務所の東畑謙三に依頼した。東畑謙三は高層ビルの圧迫感の軽減、都市部への人口流入とモータリゼーションの進展への対応という問題意識から、高層部のセットバックや昇降車路、地上1階部分のポルティコを計画に盛り込んだ。特に、高層部をセットバックさせることでできる地上3階の屋上を自動車の空間と位置づけ、自動車は地上3階レベルから市街地改造ビルにアプローチすることとし、歩車分離と地上部の交通負担緩和の考えを示した。モータリゼーションの進展や都市部の過密化という当時の大きな課題に対して、地下と地上1階は歩行者、地上3階は自動車と、立体的に分離することで対応したことが読み取れる。なお、地上1階部分のポルティコの設置や高層部のセットバックは、当時の高さ制限である31m(100尺)を超え、軒高を41mとする許可を得るための要件として設けられたものでもある。以上を整理すると、図2-4のようになる。

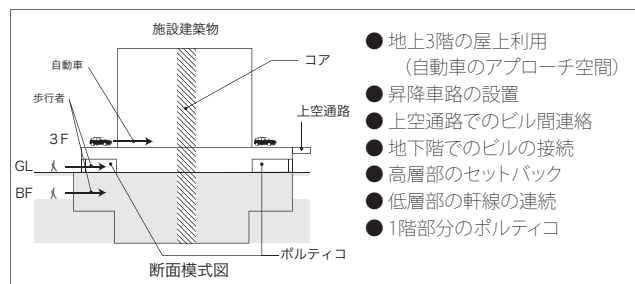


図 2-4 当初計画から読み取れる設計方針^{注9)}

(2) 第1回変更 (1964年)

1964年には第1回都市計画事業の変更が行われた。この計画変更は、地下階に駐車場を設け、軟弱地盤に対する対策として地下の規模を6階に拡大したもので、高層部のセットバックやポルティコは当初のままであった。第1回変更案は、東畑建築事務所によって4棟全てが設計されている¹¹⁾。これによれば、地下1階レベルで各ビルが連結され、通路の両側に店舗が配置された地下街が考えられている。またこの計画図から、第1棟西側と第4棟北側の地下で周辺施設と接続させようとしたことがわかる(図2-5)。

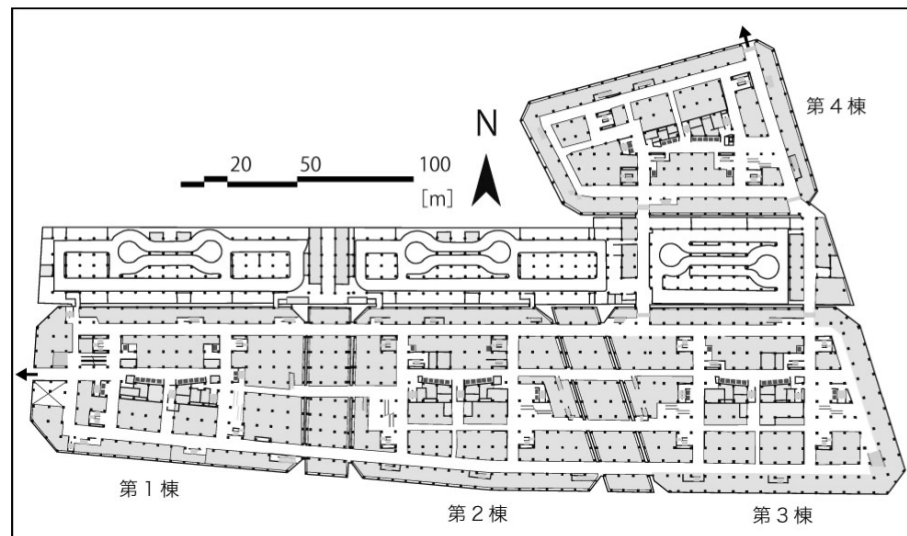


図2-5 第1回変更案 地下1階平面図^{注10)}

一方地上3階(図2-6)では、大阪駅前支線5号線(以下、5号線)の上空に高架道路が計画され、全ビルが連結されている。この高架道路は、将来的に阪神高速道路と連結するとの考えであった。各ビル平面では、コアのエレベーターが方向性のない対面配列の当初計画から、高架道路に対して全てが正対する配置に変更されており、高架道路から自動車アプローチする方向が正面となるよう設計されたことが読み取れる。

第1回変更は、高架道路の設置とそれに対応した方向性を持つエレベーターの配置から、3階の自動車のアプローチを重視した変更といえる。

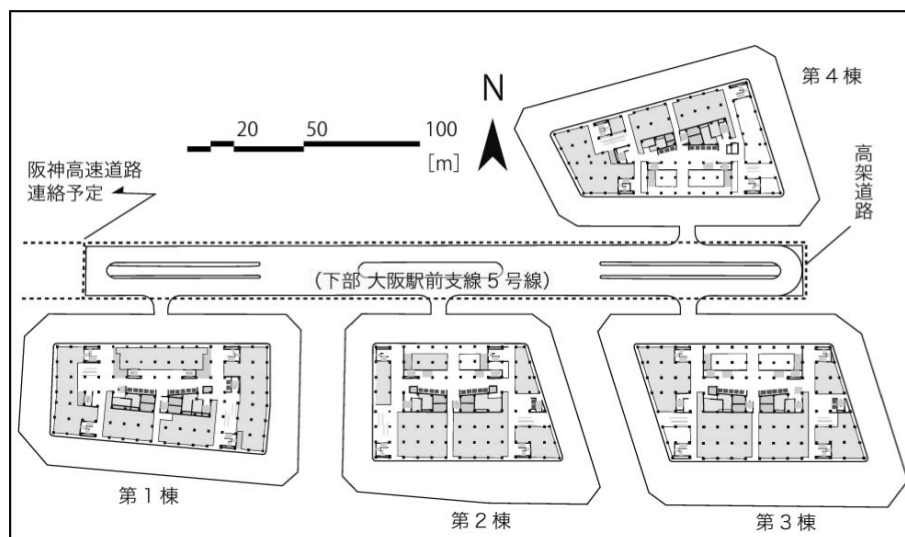


図 2-6 第 1 回変更案 地上 3 階平面図^{注10)}

(3) 第 2 回変更 (1968 年)^{注11)}

第 2 回都市計画事業の変更は第 3・4 棟の都市計画事業決定を行うために計画変更されたもので、大幅な変更があったのは第 3・4 棟であった。建築基準法の改正によって、容積地区制が導入されて絶対高さ制限が撤廃され、社会は高層ビルの建設が盛んになり、本事業でも大阪駅前の高度利用を図るため、高層ビルにする検討がなされた。その結果、第 2 回変更ではビルの階数に変更が加えられ、高層部については、当初に掲げていた「類型の反復の美学」という考え方が失われた。

また、御堂筋側の低層部をセットバックする設計変更も行われた。これは、工事中も既存建築を残して権利者が営業を続けることができるよう配慮したものだが、この空間は事業完了後に芝生で覆うといった計画が示されており、この段階で本事業において初めて広場的空間^{注12)}が現れる。

(4) 第 3 回変更 (1973 年)

第 3 回の変更は、最終の都市計画変更である。この変更では、総合設計制度を適用することで更なるビルの高層化が目指された。これまで、すべてのビルの外装はアルミカーテンウォールであったが、第 3 棟に関してはアルミの価格高騰の影響もあり、プレキャストコンクリートに外装の仕上げが変更された。また、地上 3 階の屋上の一部に総合設計制度に基づく公開空地が設置されたため、当初計画で示された歩行者と自動車とを立体的に分離させ、3 階を自動車の空間とした明確な空間構成が損なわれた。

また、この計画変更では先に竣工した第 1 棟の分譲が芳しくなかったことから、分譲しやすいビルの設計が命題となり、ビルの内部にも大きな設計変更が加えられた。特に処分床にフレキシビリティを持たせることと、レンタル比の向上が重視された。

第 3 回変更時には、既に第 1 棟が竣工して地下鉄駅と地下階が接続された。加えて、大阪市にて隣接地のダイヤモンド地下街の検討が始まり、将来的に地下階からのアプローチが多くなることが予想されたため、第 2 棟では、地下 2 階と地上 1 階に噴水広場を設けて広場性を持たせた。第 3・4

棟でも、御堂筋に面した公開空地の地下に吹抜^{注13)}や池等を設けており、第3回変更では、以前の計画にはみられないビル内部の広場的空間の設置が確認できた。

(5) 第3回変更以降の変更

第3回変更が都市計画変更としては最終であったが、以降も検討は重ねられ、特に御堂筋側の公開空地や、ダイヤモンド地下街と施設建築物との接続について、計画の変更が加えられた。

当初の計画では大阪駅前支線5号線は、御堂筋へと接続される予定であったが、公開空地の一体化と、御堂筋の更なる混雑を避けるという目的から、5号線と御堂筋の接続は見送られた。また、先に竣工した第1・2棟の利用状況から地上2階へのアクセシビリティの向上が課題にのぼり、第3棟4棟間をプロムナードデッキで結びつつ、その両端で公開空地から直接ビルの2階にアクセスできる階段を設置した。地上3階の公開空地へのアクセスに関しても、この階段を利用することで対応している。

さらに、ダイヤモンド地下街が完成し、地下での接続箇所が増えた。第3棟では地下1階で梅田新道横断地下道と連絡し、本事業の南東の玄関口となった¹²⁾。

表 2-3 大阪駅前市街地改造事業の計画の変更¹³⁾

計画案()は都市計画変更期日		当初計画(1961.11.22)				第1回変更(1964.3.25)			
施設建築物 (左から第1、第2、 第3、第4棟の順)	階数	地上12階 地下2階	地上12階 地下2階	地上12階 地下2階	地上12階 地下2階	地上12階 地下6階	地上12階 地下6階	地上12階 地下6階	地上12階 地下6階
	建築面積	9,136[m ²]	8,800[m ²]	—	—	9,137[m ²]	8,821[m ²]	—	—
	延床面積	81,591[m ²]	81,567[m ²]	—	—	98,516[m ²]	92,002[m ²]	—	—
計画変更理由		—				<ul style="list-style-type: none"> ●計画地区の地盤状況が軟弱であり、基礎を堅牢な地層に設置させるために地下階を増加した ●駐車場法の改正により駐車場の確保が必要となり地下階を駐車場とする計画とした ●当時は絶対高さ制限があり、容積率による制限はなかったため、地下階の床面積を増した 			
備考		<ul style="list-style-type: none"> ●東畑謙三によって描かれている ●幹線道路に沿接するビル群の統一感を強調(類型の反復の美) 				<ul style="list-style-type: none"> ●昇降車路は高架道路となり、阪神高速道路と直接連絡している ●各ビルは高架道路を介して連結される(地上3階) 			
計画案()は都市計画変更期日		第2回変更(1968.12.28)				第3回変更(1973.2.14)			
施設建築物 (左から第1、第2、 第3、第4棟の順)	階数	建設中	地上12階 地下6階	地上23階 地下6階	地上23階 地下6階	竣工	地上16階 地下4階	地上34階 地下6階	地上25階 地下6階
	建築面積		8,821[m ²]	8,492[m ²]	6,680[m ²]		8,792[m ²]	8,120[m ²]	6,620[m ²]
	延床面積		94,979[m ²]	110,160[m ²]	92,906[m ²]		103,746[m ²]	121,276[m ²]	98,808[m ²]
計画変更理由		<ul style="list-style-type: none"> ●建築基準法改正で建築可能な延床面積が増加したため(事業採算性の向上) ●大阪駅前に対応しい高層ビルを建設するため ●御堂筋側をセットバックさせ、既存の店舗を動かさずに事業を実施 				<ul style="list-style-type: none"> ●総合設計制度の適用によりビルの更なる高層化が可能になった(事業採算性の向上) ●第1棟の竣工後の状況から、ビルの建築計画を見直した ●工費が割高となる地下比率を縮小した 			
備考		<ul style="list-style-type: none"> ●地上3階の上空通路によるビル間の連絡がない ●ビルのプランは示されておらず不明な点が多い 				<ul style="list-style-type: none"> ●第2、3、4棟の地上3階部分に公開空地を設置する ●第2棟は、ビルの内部に噴水広場が設置される ●セットバックした外部空間(御堂筋沿道)は公開空地として設計 			

2-5. 計画の変容

各計画段階の特徴から、①都市景観の考え方 ②広場的空間の設置 ③アプローチの考え方の3点について変容過程を抽出すると、表 2-4、表 2-5 のように整理できる。

表-4 各段階での計画のモデル図

	当初計画 (1961)	第1回変更 (1964)	第2回変更 (1968)	第3回変更 (1973)	第3回変更以降
モデル図 (地上)					
モデル図 (地下)					
計画の特徴	大駅駅前ビルの骨格となる計画。「類型の反復の美」という都市景観上の考え方のもと同一形態を配列。「高層ビルの圧迫感を排除」し、「アプローチを3層に分配」する考え方が示された。	阪神高速道路から直接、地上3階の人工地盤にアクセスできる提案がなされた。ビル内のエレベーターの向きから、自動車でアクセスする方向が正面となるように設計されていることがわかる。また、地下階では、ビル間の連絡通路も含めて地下街が計画されている。	第3・4棟の階数を変更したため、高層部における「類型の反復の美」が失われた。また、御堂筋側低層部をセットバックさせることで、地区内に広場の空間が計画されている。しかし、計画図が確認できないため、不明な点も多い。	地下での周辺施設との接続が増えた。地上3階に公開空地が設置されることで、地上3階の自動車の空間という位置づけが曖昧になった。ビル内部にも広場の空間が計画されている。	地下では、ディアモール大阪と北新地駅が開業し、周辺施設との接続が大幅に増えた。地上では、第3ビルと第4ビルがプロムナードデッキによって接続された。 凡例 ● 周辺都市施設との接続 ▨ 広場の空間

表-5 計画の変遷にみる空間像の移り変わり

		当初計画 (1961)	第1回変更 (1964)	第2回変更 (1968)	第3回変更 (1973)	第3回変更以降
都市景観	類型の反復の美	4棟同一の高さ		第3・4棟高層化	第2・3・4棟高層化	
	軒線の連続性	外観 (4棟アルミカーテンウォール)			第3棟外装変更 (プレキャストコンクリート)	
	谷間感の軽減	低層部の統一				
	広場的空間	高層部のセットバック		御堂筋に面した広場	※1	御堂筋プロムナード
アプローチ空間	1F	ポルティコ		御堂筋側のポルティコ縮小		第3・4棟間デッキ接続 (2Fレベル)
	3F	上空通路による各棟の連結	高架道路による各棟の連結	各棟の連結なし	上空通路による各棟の連結	
	BF (接続)	地下空間のエントランスの確保	第1棟 B1-B2 (四ツ橋線) 第4棟 B1 (地下道連絡予定)		第4棟 B2 (新阪急ビル)	※2

※1: 公開空地 (3F)、第2棟 噴水広場、ダイヤモンドプラザ
 ※2: 第3棟 B1 (梅田新道地下道)、第2棟 B2 (JR 東西線北新地駅)、第1~4棟 (ディアモール大阪)

凡例 ●: 変更 (変更点大) ○: 変更 (変更点小)

(1) 都市景観の考え方

都市景観に対して、当初計画では「類型の反復の美学」に基づく形態の統一が強調されたが、時代が進むにつれて都心部の高度利用の社会的要請が高まり、建築基準法が改正され、総合設計制度が設けられて高層化が促進されていった。本事業もこの流れに沿って高層化が重ねられた。計画時には景観の問題や超高層ビルの乱立を誘発する懸念も示されたが、第3棟は「西日本一の超高層ビル」を標榜するなど都心の高度利用が優先され¹⁴⁾、結果的には4棟全ての高さが異なるスカイラインとなった。また第3棟では、工事中に外装がプレキャストコンクリートパネルに変更されるなどして、高層部における「類型の反復の美学」は失われた。一方、3階以下の低層部では、軒線の連続性やポルティコの設置といった、当初の方針が堅持された。

(2) 広場的空間の設置

当初計画にはなかった広場的空間は、第2回変更以降、徐々に計画へと盛り込まれていった。こ

これは主として総合設計制度の導入や工事工程の合理化から計画されたものであるが、第2棟内部の広場には噴水が設けられ、御堂筋に面した第3・4棟の公開空地はシンボル広場として綿密な検討が重ねられるなど¹⁵⁾、人が集い憩う空間として、事業における重要度が増していった経緯が読み取れる。

(3) アプローチの考え方

当初計画では、立体的な歩車分離によって地上3階を自動車のための空間に位置づけ、地上階は歩行者優先の空間にするという明快な方針が打ち出された。しかし第3回変更で3階屋上に公開空地が設置され、地上から3階へ歩行者を誘導する外部アプローチが計画ポイントにあげられるなど¹⁵⁾、階による歩車分離という当初の方針が損なわれた。また、周辺の地下街開発の進展と連動して、地下街や他施設との地下接続を重視し、強化していく過程が確認できた。

2-6. 小結

大阪駅前市街地改造事業について、各計画段階の特徴と、その変容過程を把握することができた。当初の「類型の反復という美学」に基づく統一性の高い全体計画から、個別の諸課題への応答として部分的な計画の変更が重ねられ、現在の姿へと至ったことが明らかとなった。低層部の当初方針は最後まで堅持された一方、高層部は高さとし上げに変更が加えられた。また当初の計画にはなかった広場の空間が、高層化と相まって重視されるようになった。御堂筋に面した公開空地は事業のシンボル広場が計画され、3階屋上にも公開空地が設けられて、外部階段で両者を結ぶといった変更が加えられた。しかしその一方で大阪駅前全体の地下街の発達に合わせ、地下通路の接続が強化されたため、歩行者動線は地下階が主となって広場は有効に活用されなかった。

大阪駅前市街地改造事業の変容に大きな影響を与えた要因との関係を、時系列に整理して図示するとおおよそ図2-7のようになる。最も特徴的な点は、事業の進捗と平行して計画が変更され続けたことである。建築の高さ制限に関する規制の緩和に呼応するように、第2棟、第3棟と高層化され、第3棟では100mを超える超高層ビルが実現した。建築的な事業の成功を最初のマスタープランの全き実現と捉えるならば、本事業は大いなる挫折ということになるが、急激な成長を体験した高度経済成長期の開発計画で、20年もの長期に渡った事業に大幅な変更が伴わないはずがない。むしろ急激な変化こそが「都市化社会」の大きな特徴であるとするならば、大阪駅前市街地改造事業によって建設された4棟の高層ビル群は、都市の変容を直接的に体現した、この時代ならではの建築物群といえる。

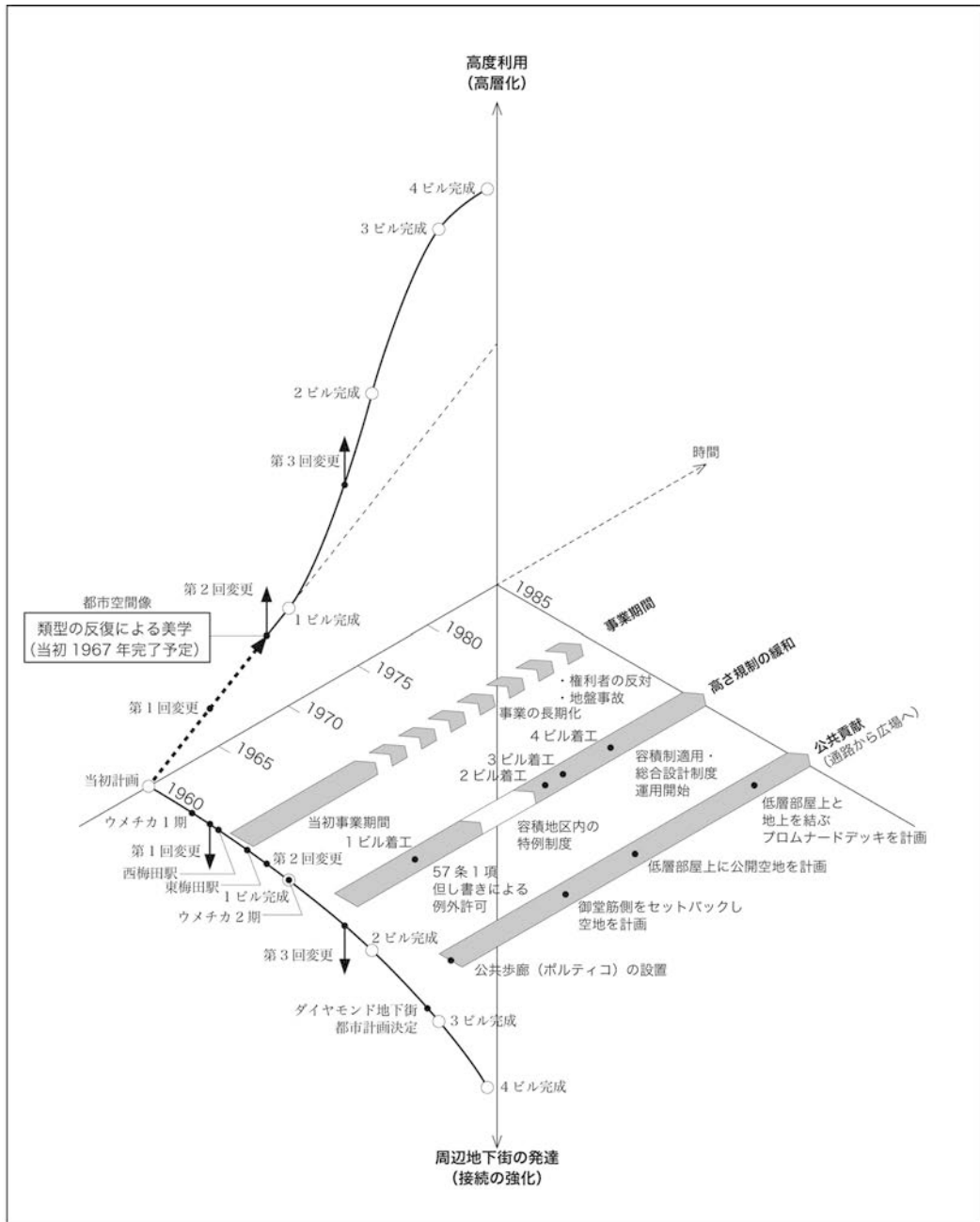


図 2-7 大阪駅前市街地改造事業の変容と都市との関係

参考文献

- 1) 李明 (2008) 「戦後広島駅前ヤミ市の出現とその変遷過程-駅前の整備・再開発・活性化事業に関する史的研究-」 計画系論文集, 第73巻 第628号, pp.1395-1402, 日本建築学会
- 2) 初田香成 (2011) 「戦後東京のマーケットについて-闇市と戦前の小売市場・露店との関係に関する考察-」 計画系論文集, 第76巻 第667号, pp.1729-1734, 日本建築学会
- 3) 嘉名光市 (2005) 「美観形成の観点からみた戦前期大阪駅周辺における計画・事業の変遷について」 都市計画論文集, 第40号, pp.637-642, 日本都市計画学会
- 4) 大阪市都市整備局 (1985) 「大阪駅前市街地改造事業誌」

- 5)前掲書 4), p.79
- 6)前掲書 4), p.258
- 7)前掲書 4), p.94
- 8)前掲書 4), pp.124-127, pp.148-151, p159 , p170, p276,
- 9)前掲書 4), p.111
- 10)前掲書 4), p.109
- 11)大阪市区画整理局・(株)東畑建築事務所「大阪駅前市街地改造事業施設建築物計画図」
- 12)前掲書 4), p.204
- 13)前掲書 4), p109, p116, pp.169-171, 大阪市区画整理局・(株)東畑建築事務所「大阪駅前市街地改造事業施設建築物計画図」, (株)大林組「第2回変更時の模型写真」
- 14)前掲書 4), p.315, p.324
- 15)前掲書 4), pp.199-201

注

注 1)東畑謙三 (1902~1998)。建築家。1932 年、大阪に東畑謙三建築事務所を開設し、戦後の高度経済成長期に公共建築から都市再開発まで、幅広い設計活動を行った。東畑は「大阪駅前市街地改造事業」で、1969 年に日本建築学会賞を受賞している。

注 2)具体的には、「大阪駅前市街地改造事業施設建築物計画図」「大阪駅前市街地改造事業第 1 棟新築 2 期工事実施設計図」「大阪駅前第 1 ビル実施設計図」「大阪駅前市街地改造事業第 2 棟新築工事設計図」「大阪市街地改造事業第 3 棟新築工事設計図」「大阪駅前市街地改造事業第 4 棟新築工事竣工図」「大阪駅前市街地改造事業第 4 棟新築工事設計図」に示された内容に加え、計画時の模型写真やパース、竣工パンフレット等のことを指す。

注 3)『大阪駅前市街地改造事業誌』は本事業の施行者である大阪市が編集している。事業の経緯とその経過を扱っており、本事業について包括的に書かれているが、計画図といった具体的なものに関しては掲載されていないものが多い。

注 4)ヒアリングは、第 4 棟の地下通路の計画に携わり、事業誌の編纂をした元大阪市職員、大阪駅前市街地改造ビル設計に携わった(株)東畑建築事務所の職員、1970 年頃より都市再開発局にて計画に携わった大阪市職員にそれぞれ 90 分ほど行った。

注 5)第 1 地区と第 2 地区にわけられており、第 1 地区は第 1・2 棟、第 2 地区は第 3・4 棟が建設される地区である。都市計画決定は全施行地区を一体として受けているが、都市計画事業決定以下の手続きに関しては地区別に行われている。

注 6)大建設計、日建設計、東畑建築事務所、安井建築設計事務所の 4 社に第 2 棟に関して、その用途を①高層事務所②超高層事務所③ホテル④百貨店の 4 種類に指定し基本設計を委託している。最終的には安井建築設計事務所が第 2 棟の実施設計を担当。本研究においても、これらの計画の収集に努めたが、その計画の内容の詳細は確認できていない。

注 7)計画に携わった大阪市の職員へのヒアリングによる。

注 8)注 7) に同じ

注 9)参考文献 4) をもとに筆者作成

注 10)参考文献 9)より筆者作成

注 11)第 2 回変更は計画図が確認できず、本研究では、模型写真と事業誌に掲載されている内容の分析に留まっている。

従って、施設建築物の設計詳細は不明な点が多い。

注 12)本研究では、噴水広場やサンクンガーデン、公開空地を広場的空間として取り扱っている。

注 13)第 3・4 棟の吹抜は、もともと防災の観点から設置されたものである。しかし、ビルの地下空間に自然光を取り込み、地下階に広場的空間を設置するといった意義も大きい。

第3章 御堂筋の街並み形成における沿道建築物の変遷

(都市軸上の建築物群の連担)

第3章 御堂筋の街並み形成における沿道建築物の変遷 (都市軸上の建築物群の連担)

3-1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

御堂筋は大阪市の中心市街地を南北に縦断する幅員約44m、延長約4kmの国道で、大阪のシンボルストリートであるのみならず、我が国では類のない優れた都市景観を形成する街路として評価されている¹⁾。また近年も行政の都市再生施策において主要な整備エリアに位置付けられており^{注1)}、そこでは「御堂筋らしさ」^{注2)}の継承と発展が目指されている。その「御堂筋らしさ」を把握する上で、御堂筋の歴史を紐解き、その形成過程を正確に理解することが重要なものというまでもない。

御堂筋の歴史について、建築学並びに都市工学の分野においては、これまで第一次都市計画事業を中心とした都市計画事業²⁾³⁾や、高さ規制に代表される景観誘導施策⁴⁾など、主に近代都市計画史の観点から論じられることが多かった。御堂筋を構成する主要な要素であるはずの沿道建築物については、特定の建築物が近代建築史の文脈で建築家の作品として論じられることはあっても、街路に面した建築物群が「御堂筋の建築」として、通時的に扱われることはなかった。

そこで本研究では、御堂筋の沿道建築物の形成過程を都市との関係において論じ、御堂筋の通史として明らかにすることを目的とする。

御堂筋の建築については、関西を対象とした石田⁵⁾や大阪都市部を対象とした山形⁶⁾による近代建築史研究などにおいて取り上げられているが、石田は主として建築家を軸に近代建築史を展開し、山形はエリアとビルディングタイプによる章立てで、御堂筋の整備にも1章を割いているものの、石田同様に著名な建築家や設計事務所等による建築物を選択的に論じるのみである。そして両者共に、戦後にはほとんど触れていない。また、建築家の作家論をなす重要な作品として、御堂筋沿道の建築物が取り上げられることも多い⁷⁾⁸⁾⁹⁾。しかし御堂筋という都市空間を主題として、戦前戦後に跨がって、「御堂筋の建築」を論じた近代建築史研究は見当たらない。

日本の一般的な都市空間は、多種多様な主体の自由な経済活動によって建設された、目的も時期も異なる個別の建築物の集合である。しかし近年の都市史的アプローチでは、建築物の個別性を扱うことが難しく、従来の近代建築史的アプローチでは、建築物を集合として都市的に捉えることができない。そこで本研究は、都市史研究における問題意識を継承しつつ、御堂筋の沿道建築物の形成過程を、近代建築史的に論じることを試みるものである。

(2) 研究の対象と方法

本研究では、JR大阪駅前から南海なんば駅に至る御堂筋の総延長約4kmの中から、最も「御堂筋らしい」^{注3)}とされる土佐堀通から中央大通までの約1kmの区間を対象とし(図3-1)、御堂筋に接道して建てられた建築物を沿道建築物として取り扱う。時代は御堂筋の建設が始まる1920年代から、都市景観の保持を目的とした大阪市による建築指導^{注4)}を受けた建築物が登場する前ま

での、1970年までの半世紀とする。なお近世以来の寺院や町屋・長屋、また戦後の復興期に建てられたバラック等の木造建築物は本研究の対象としない^{注5)}。

研究の方法としては、まず御堂筋の沿道建築物を文献や行政資料、並びに現地調査から調査し、時系列に整理して全体の傾向を把握する。次に時代をいくつかに分けた上で、各時代の建築を外観の意匠やビルディングタイプ、構造・構法や規模、その立地等によって分析する。そしてそこから明らかとなる各時代の特徴が現出するに至った、都市的・社会的要因へと考察を進める。ある建築が実現する背景には、建築主や設計者の意図、諸制度のみならず、その土地の成り立ちや、当時の政治・経済といった社会状況など、歴史地理学や行政史、経済史等に跨がる事象が複雑に関連し合っている。従って、その都市や時代に固有の建築物との関係性を解き明かすためには、多角的な視点からの考察が不可欠となる。特に土地所有との関係については、法務局が所蔵する旧土地台帳の調査も行う。

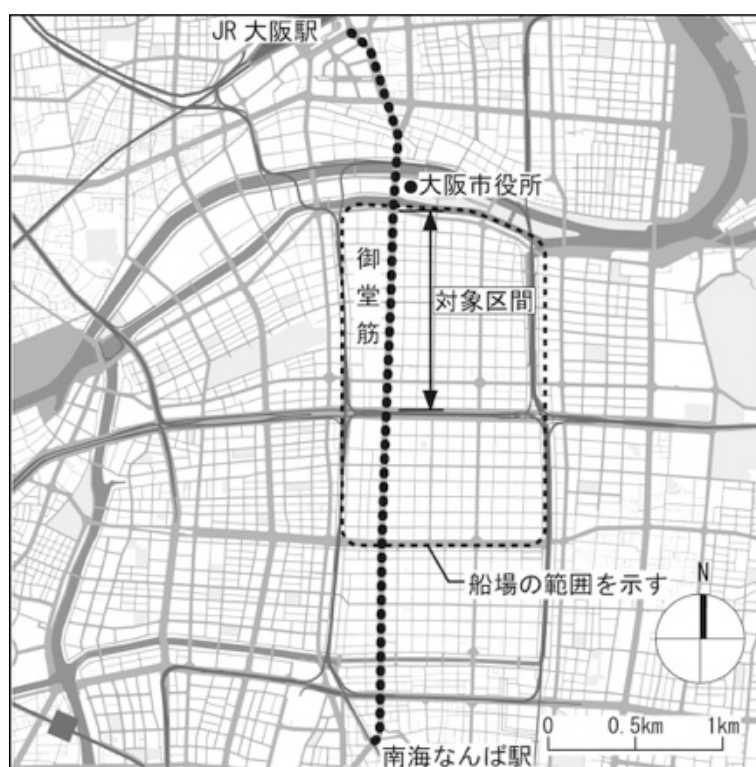


図 3-1 御堂筋の位置と研究対象範囲（筆者作成）

3-2. 御堂筋の概要

(1) 御堂筋の計画と建設

御堂筋の中央部分に当たる約 2km の範囲は、歴史的に船場と呼ばれるエリアを縦貫している（図 3-1）。船場は 16 世紀末、豊臣秀吉による大阪城築城とほぼ同時期に開発が始まった町人街である。ほぼ 42~43 間四方の街区並びに、幅員 4 間 3 分（約 8m）の東西道路と同 3 間 3 分（約 6m）の南北道路で構成されたグリッド状の市街地で、現在の御堂筋の位置にも約 6m の細い

街路が通り、沿道には近世の木造建築物の街並みが形成されていた¹⁰⁾。

近代に入って「御堂筋」の最初の構想が現れたのは、大阪府知事の決定になる1887年の「市区改正方案」とされるが、これは財政難のため立ち消えとなった。その後1917年から、後に第7代市長となる関一らを中心に大阪市が計画を重ね、1919年12月に内閣認可となった「大阪市区改正設計」において、唯一の第1等道路（幅員24間）として御堂筋が計画された。御堂筋は、新市庁舎が建ち、今後公館地区として整備されていく中之島地区を中核に、北の大阪駅から南の難波駅までを一直線に縦貫する大道路であることから、「種々の意味に於いて本市最高級の機能を達成すべき」¹¹⁾とされた。

1921年3月、「大阪市区改正設計」47路線のうち急を要する24路線が「第一次都市計画事業」として内閣認可された。その後関東大震災の災害を踏まえて変更され、1924年に「更正第一次都市計画事業」として再度内閣認可、さらに1926年には御堂筋の下に地下鉄を敷設する「高速鉄道計画」が内閣認可を受けた。

なお大阪市中心部の街路の新設拡築については、1903年9月に始まる一連の市街電気軌道の敷設によって、かなりの部分が進められた。御堂筋に該当する区間については、梅田から大江橋の南詰までが第2期線として1910年に道路の拡幅（12間）と橋の架け替えが完成、1911年に第3期線の一部として淀屋橋が架け替えられた。更に1907年の第4期線計画案には淀屋橋から難波に至る「御堂筋線」が計画され¹²⁾、市区改正においても市電が想定されていた¹³⁾が、前述の通り御堂筋の下を通る地下鉄の敷設がこれに代わる形となった。

御堂筋の工事は「更正第一次都市計画事業」に基づいて1926年に着手、幾多の技術的問題や資金難など様々な困難があったが、沿道の受益者負担によって総事業費の1/3を確保するなどして、1937年に完成した^{注6)}（写真3-1）。

（2）沿道建築物の建設と街並みの形成

御堂筋がまだ建設中であった1934年に、大阪市は市街地建築物法における美観地区に御堂筋の沿道を指定した。その理由として、「広路御堂筋線は南北交通の重要幹線にして（中略）将来高層建築地帯たるに至るべきは明らか」¹⁴⁾であるからとしている^{注7)}。また当時の大阪の都市計画を主導した関一大阪市長や片岡安らも、御堂筋に高層建築物が建ち並ぶことへの期待と課題を折に触れて寄せていた¹⁵⁾¹⁶⁾。しかし時局は既に戦争の色濃く、1937年10月に鉄鋼工作物築造許可規則によって鉄鋼の使用が制限されたのを始め、同年の臨時資金調整法等により、民間の建設活動は困難となっていった。御堂筋沿道でも1930年代前半にいくつかの高層建築が建設されたものの、1936年に着工した日本生命新本館は、建物の北半分を仮の外装で一旦完成し、南半分の工事は断念せざるを得なかった。御堂筋沿道の大部分はいまだ低層の木造建築であり、道路拡幅によって生じた狭隘敷地や三角地には、都市美観を損ねる広告板などが設けられていた^{17)注8)}。

第二次世界大戦末期の大阪大空襲によって、御堂筋を含む大阪の中心市街地は大部分が焦土と化し、残った近代建築も主だったものはGHQによって接収され^{18)注9)}、焼け跡にはまた木造の家屋や店舗、広告板などが建てられていった¹⁹⁾。政府はまず圧倒的に不足する住宅の供給を優先す

べく、1946年の臨時建築制限令を始め、いくつかの臨時的法令によって不要不急の建築の建設を大きく制限した。1950年になって建築の統制が廃止され、建築基準法が公布されてから、朝鮮戦争の特需もあって御堂筋沿道にも徐々にビルが建ち始めた。なお、御堂筋が縦断する中之島・船場・島之内エリアは当初の戦災復興土地区画整理事業の計画範囲に入っていたが、財政不足を理由にGHQから再検討を迫られ、1950年に事業区域から除外されている。そして1950年代後半以降は高度経済成長の波に乗って一気にビル建設が進み、1970年頃までには当時の高さ制限であった高さ31mのビルが建ち並ぶ街並みが形成された(写真3-2)。

(3) 御堂筋の景観保全

1963年7月の建築基準法改正によって容積地区制度が導入され、区域内の絶対高さ制限が廃止されることとなった。大阪市では1969年6月に都心部が「容積地区」に指定されたが、1969年3月の大阪都市計画地方審議会において、「御堂筋のように既製の建築集団が、すでに統一的形態をなしている地区については、その高さを維持するよう、高さの限度等について容積地区施行と同時に法的手続きを行うこと」²⁰⁾との意見が示された。大阪市ではこれを受け、「御堂筋の景観保持に関する建築指導方針」を制定し、1969年5月には大阪府建築士会事務所部会に対して大阪市建築局長名義で協力を求める依頼を通知²¹⁾している。行政指導の対象は淀屋橋から本町までの区間とし、建築物の高さについて31mよりも高い部分はセットバックさせることで、スカイラインの統一を維持しようとしたものだった。ここに至って、御堂筋の街路景観が保全の対象となったわけである。

1973年8月には大阪市全域に新用途地域が指定され、容積制の適用によって絶対高さ制限は全面廃止されたが、御堂筋沿道に対する前述の行政指導は続けられた。経緯をまとめて表3-1に略年表を記す。



写真 3-1 1929年の御堂筋
(大阪市立図書館所収)



写真 3-2 1965年の御堂筋
(大阪府公文書館所収)



写真 3-3 2015年の御堂筋
(筆者撮影)

表 3-1 御堂筋に関する略年表（参考文献 3 と 22 をもとに筆者作成）

年代	日本	大阪	御堂筋	都市計画・建築規制
1870	1872 横浜～新橋間鉄道開通 1873 銀座中央通り	1874 大阪～神戸間鉄道開通 1876 大阪～京都間鉄道開通	1887 市区改正方案に一等道路(15間)	1872 銀座煉瓦街着工
1880				1886 ベックマン、日比谷官庁街集中計画立案 1888 東京市区改正条例公布 1889 東京市区改正設計告示
1890	1894 日清戦争勃発	1897 大阪市第一次市域拡張		
1900	1903 品川～新橋間市電開通 1904 日露戦争勃発 1909 山手線で電車運転	1903 大阪港～花園橋市電開通 1909 北の大火		
1910	1917 第一次世界大戦終戦	1912 南の大火	1918 仮定大阪市改正街路図に道路(18間) 1919 市区改正設計告示に御堂筋(24間)	1918 東京市区改正条例の準用に関する法律制定 1919 都市計画法・市街地建築物法公布
1920	1923 関東大震災 1925 札幌イチョウ並木(札幌市) 1927 上野～浅草間地下鉄開通	1925 大阪市第二次市域拡張 1928 大阪駅前区画整理事業認可	1921 第一次都市計画事業決定 1924 更正第一次都市計画事業決定 1926 御堂筋工事着手	
1930	1937 日中戦争勃発	1939 船場建築線指定	1933 地下鉄梅田～心斎橋間開通 1934 御堂筋を美観地区に指定 1937 御堂筋完成	1930 帝都復興事業完成 1939 防空建築規則公布
1940	1945 第二次世界大戦終戦			1946 臨時建築制限令公布 1946 戦災復興都市区画整理事業
1950	1950 朝鮮戦争勃発 1957 定禅寺通(仙台市) 1959 首都高速道路8路線計画決定			1950 建築基準法公布・建築抑制解除 1951 政府が不要不急大規模建築抑制閣議決定 1954 土地区画整理法公布
1960	1964 東海道新幹線開通 1964 東京オリンピック開催 1965 平和大通り(広島市)	1965 阪神高速1号線開通	1969 大阪市中心部に容積地区指定 1969 「御堂筋の景観保持に関する建築指導方針」制定	1963 建築基準法改正、容積地区制度導入 1968 霞が関ビル完成 1968 都市計画法公布
1970	1970 日本万国博覧会開催			1970 建築基準法改正、容積率規制導入

3-3. 沿道建築物の変遷と各時代の特徴

(1) 沿道建築物の変遷と時代区分

対象となる沿道建築物 50 件に関する情報を竣工順に並べて表 3-2^{注10)}に示す。取り上げる情報は竣工年月や設計者、構造・規模といった建築に関する基本情報の他、当該地に移転する前の所在地についても調査を行った。また宗教建築である西本願寺津村別院を除き、他は全て株式会社等の使用する民間の事業用ビルであるが、これを銀行や保険会社等の「金融系」と、商社やメーカー、建設会社といったその他の「非金融系」に分類した。各建築の外観を図 3-2^{注11)}に示す。

次に、各時代の全体的な傾向を把握するため、5年毎の建設棟数と地上の平均階数を図 3-3 に表した。これをみると、第二次世界大戦の影響によって約 10 年間に渡る長期の空白期間があること、戦後は 1950 年以降から建設が再開され、1950 年代前半と 1960 年代前半に 2 つのピークがあることがわかる。両者の建設ブームを比べると、後半は 8 階～9 階建、つまり当時の高さ制限一杯の 31m まで建てているのに対して、前半は平均 5.3 階と、建築高さに顕著な差がみられる。そこで以下では、対象期間を 1945 年までの第 1 期、1955 年までの第 2 期、そして 1970 年までの第 3 期に区分して、各期の特徴を具体的にみていくこととする。

表 3-2 沿道建築物一覽表

No.	建物名称(竣工時)	分類	着工年月	竣工年月	所在地	所有者	設計	施工	構造	地上/地下階	基礎階の主仕上	CW	建設前の所在地
1	日本興業銀行大阪支店	金融系	1918	1920	高麗橋5-1-2	日本興業銀行	長野宇平治	山本鑑之進	石造煉瓦造	3/1	花崗岩		北区中之島3
2	横浜正金銀行大阪支店	金融系	1926	1927	北浜5	日本興業銀行	渡辺節建築事務所	竹中工務店	SRC	4/1	花崗岩		東区淡路町4
3	日本生命第二号館	金融系	1928	1929	今橋4-13	日本生命	日本生命営繕課	大林組	RC	4/あり	花崗岩		同地(増築)
4	祭原商店	非金融系	1928	1930	安土町4-19	祭原邦太郎	木子七郎建築事務所	直宮	SRC	6/1	タイル		同地(新築)
5	日本生命第一号館	金融系	1929	1930	今橋4-7	日本生命	片岡石本建築事務所	大林組	SRC	7/1	煉瓦		同地(増築)
6	安田ビルディング	金融系	1930	1931	北浜4-37,38	東京建物	渡辺仁建築事務所	大林組	RC	6/1	花崗岩		西区江戸堀上通1-8
7	大阪ガスビルディング	非金融系	1930	1933	平野町5-1,2,3	大阪ガス	安井武雄建築事務所	大林組	SRC	8/2	タイル		北区中之島3-1
8	伊藤萬商店	非金融系	1931	1933	本町4-46	伊藤萬商店	小笠原建築事務所	大林組	SRC	7/2	タイル		東区安土町4-3
9	伊藤萬商店寄宿舎	非金融系	1932	1933	安土町4-46	伊藤萬商店	小笠原建築事務所	米田工務店	SRC	6/1	タイル		新規
10	日本徴兵保険大阪支部	金融系	1933	1934	伏見町5-42		横河工務所	大林組	SRC	5/1	タイル		東区淡路町3-20
11	日本生命新本館	金融系	1936	1938	今橋4	日本生命	長谷部竹腰建築事務所 建築顧問:片岡安	大林組	SRC	7/3	モルタル		敷地拡張(増築)
12	石原ビルディング (中央ビルディング)	非金融系	1936	1939	大川町23	石原時計店 (石原商事)	眞水・三橋建築事務所	島藤建設	SRC	8/2	タイル		新規
13	マーカントイル銀行大阪支店	金融系		1951	平野町5-13	マーカントイル銀行				3	花崗岩?		新規
14	大阪モータース	非金融系		1951	瓦町4		倉敷レイオン営繕部 浦辺鏡太郎	大林組	RC	3/1	モルタル		新規
15	福岡銀行大阪支店	金融系		1951	備後町4	福岡銀行				3	花崗岩		新規
16	蝶理ビル	非金融系		1952	安土町4				RC	6/1	タイル		北区中之島2
17	第一銀行御堂筋支店	金融系		1952	本町4-18-1	第一銀行				3	花崗岩		新規
18	大阪銀行備後町ビルディング	金融系	1951	1952	瓦町4-30	住友銀行	日建設計工務	大林組	SRC	8/2	タイル		東区淡路町3-20
19	富士フィルムビルディング	非金融系	1952	1953	備後町4-15~19		東畑建築事務所	大林組	SRC	7/1	タイル		西区京町堀上通1-33
20	池田銀行淀屋橋支店	金融系		1953	大川町20	池田銀行				3	タイル		新規
21	香港上海銀行大阪支店	金融系		1953	淡路町4	香港上海銀行	パーマー&ターナー 建築事務所	竹中工務店	SRC	4/1	花崗岩?		新規
22	神戸銀行大阪ビル	金融系	1952	1954	道修町4-21	神戸土地建物	神戸銀行営繕課・ 渡部建築設計事務所	大林組	SRC	6/1	花崗岩		今橋2-7
23	埼玉ビル(埼玉銀行大阪)	金融系		1955	淡路町4-25	大栄不動産				9/2	タイル		東区本町4-13
24	三和銀行本店	金融系	1953	1955	伏見町4-10	三和銀行	山下寿郎設計事務所	大林組	SRC	8/3	花崗岩		今橋3(三休橋筋南東角)
25	大阪有楽ビルディング	非金融系	1958	1958	南本町4-20	有楽土地	大成建設	大成建設	SRC	8/2	金属?	○	東区釣鐘町
26	太陽生命保険大阪支社	金融系		1958	南本町4-2-5	太陽生命保険			SRC	9/2	金属?	○	同地(建替)
27	大阪東京海上ビルディング	金融系	1957	1959	高麗橋4-11	東京海上火災保険	三菱地所	大林組	SRC	9/3	タイル		同地(新築)
28	日本生命南館【3】	金融系	1957	1959	今橋4-13	日本生命	日本生命不動産部	大林組	SRC	9/3	タイル		同地(建替)
29	大阪富士ビル	金融系	1959	1960	今橋5-23-1	富士銀行	松田・平田設計事務所	竹中工務店	SRC	9/3	花崗岩		東区高麗橋3-12
30	大阪朝日生命館	金融系	1958	1960	高麗橋5-50	大阪朝日不動産	竹中工務店	竹中工務店	SRC	9/3	金属		東区今橋1-9
31	大阪千代田生命ビル	金融系	1959	1960	平野町4-36	千代田ビルディング	大成建設	大成建設	SRC	9/3	タイル		東区高麗橋3-28
32	大阪興銀ビル【1】	金融系	1959	1961	高麗橋5-1	興和不動産	山下寿郎設計事務所	大林組	S,RC	9/3	タイル		同地(建替)
33	淀屋橋船銀ビル	金融系	1959	1961	大川町1	日本土地建物	竹中工務店	竹中工務店	SRC	9/4	金属	○	東区淡路町2-5
34	日本板硝子本社ビル	非金融系	1959	1961	道修町4-8	日本板硝子	日建設計工務	竹中工務店	SRC	8/2	ガラス	○	東区北浜5住友ビル
35	京阪神不動産 瓦町ビル	非金融系	1960	1962	瓦町5-71	京阪神不動産	日建設計工務	鹿島建設	SRC	9/3	金属		北区船場町50堂ビル
36	日本生命本館(11)【5】	金融系	1960	1962	今橋4-7	日本生命	日建設計工務	大林組	SRC	7/3	花崗岩		同地(増築・建替)
37	東海ビル(東海銀行大阪支店)	金融系		1962	平野町4-18	山本不動産				8/3	大理石	○	東区淡路町4-1
38	西本願寺津村別院	宗教建築	1961	1962	本町4-27		岸田建築研究所	清水建設	RC,S	5/2	花崗岩		同地(新築)
39	松豊ビル	非金融系		1963	備後町3-6-2	松豊土地建物	石本建築事務所	清水建設	SRC	10/2	金属		東区南久宝寺町4
40	東芝大阪ビル	非金融系	1961	1965	本町4-29-1		竹中工務店	竹中工務店	SRC	9/4	タイル		北区堂島浜通
41	長谷川第11ビル【13】	非金融系	1964	1965	平野町5-40	長谷川工務店	長谷川工務店	長谷川工務店	SRC	10/2	金属?	○	敷地拡張(新築)
42	イオ森藤ビル	金融系	1964	1965	南本町4-41、 唐物町4-2		清水建設	清水建設	SRC	9/3	タイル		伊予:東区南本町2-40 森藤:同地(新築)
43	御堂ビル	非金融系	1963	1965	本町4-27	朝日建物	竹中工務店	竹中工務店	SRC	9/4	タイル		北区堂島
44	大阪明治生命館	金融系	1963	1965	伏見町5-1	明治生命 明治ビルサービス	竹中工務店	竹中工務店	SRC	9/4	金属	○	東区道修町4-7
45	住友生命保険本町ビル【4】	金融系	1964	1966	安土町4-19	住友生命	日建設計工務	大林組	SRC	9/1	金属	○	同地(建替)
46	大阪ガスビルディング(7)	非金融系	1964	1966	平野町5-1	大阪ガスビルディング	安井建築設計事務所	大林組	SRC	8/3	タイル		敷地拡張(増築)
47	イトウビル	金融系	1964	1966	南本町4-27	イトウビル	竹中工務店	竹中工務店	SRC	9/4	タイル		同地(新築)
48	農林中央金庫 兼松江商共同ビル	金融系	1965	1967	淡路町5-33	農林中央金庫 兼松江商	日建設計工務	竹中工務店	SRC	8/3	タイル		農林:東区今橋3 兼松:東区南久太郎町4-36
49	大阪第二有楽ビル	非金融系	1968	1969	本町4-214	有楽土地	大成建設	大成建設	SRC RC,S	9/2	ガラス		新規
50	東京銀行大阪支店【2】	金融系	1968	1970	北浜5-5		村野・森建築事務所	竹中工務店	SRC	7/1	人造石		同地(建替)

※網がけは現存しない建築を示す。 ※空欄は不明。 ※所在地は原則として竣工時の表記を用いた。 ※建物名称にある【No.】はリスト中の前建築の建替、(No.)はその建築の増築であることを示す。
【参考文献】1:画譜, 2:画譜・東京銀行史, 97, 3:画譜・ニッセイ一〇〇年史, 89, 4:画譜・住友生命史, 64, 5:画譜・ニッセイ一〇〇年史, 89, 6:画譜・安田信託銀行四十年史, 65, 7:画譜・KS1933, 7-SK33, 4, 8:画譜・KS33, 7-伊藤萬五十年史, 33, 9:画譜・伊藤萬五十年史, 33, 10:画譜, 11:大坂モダン建築, 橋爪紳也監修, 青幻舎, 2007, 12:ビル協, 59・大坂モダン建築, 橋爪紳也監修, 青幻舎, 2007, 13:The Paradise Bank, E-Green&S・Kinsey, Ashgate, 1999, 14:KS1951, 2-SK1951, 1, 15:福岡銀行二十年史, 1969, 16:KS1952, 9・土会Vol. 1, No. 2, 1952, 17:第一銀行史(下巻), 1958, 18:SK1953, 2・土会Vol. 1, No. 2, 52, 19:KS53, 9, 20:池田銀行十年史, 61, 21:土会Vol. 3, No. 1, 54, 22:KS54, 5・土会Vol. 3, No. 2, 54, 23:ビル協, 63・埼玉銀行通史, 93・概要書, 24:KS53, 11+12, 25:KS59, 1・20年のあゆみ・有楽土地, 73, 26:登記, 27:土会No. 21, 1960, 10・東京海上火災保険株式会社百年史 上, 1979, 28:日本生命七十年史, 1963・第1回建築業協会作品集, 1960, 29:KS1961, 1・土会No. 22, 1960, 12・富士銀行百年史, 1982, 30:KS1960, 10・土会No. 21, 60, 10・朝日生命八十年史, 68, 31:KS60, 12・伸びゆく千代田生命-60年小史-, 65, 32:KS61, 9・土会No. 25, 61, 9・日本興業銀行七十五年史, 82, 33:KS61, 8・土会No. 25, 61, 9・日本勧業銀行七十年史, 72, 34:KS61, 7・日本板硝子株式会社五十年史, 68, 35:KS62, 6・ビル協, 63, 36:KS62, 7・ニッセイ一〇〇年史, 89, 37:ビル協, 63・続東海銀行史, 82, 38:KS63, 1・近代建築士のひろば, 64, 7-8合併号, 39:事業と美術と 萬野裕昭自伝, 松豊土地建物株式会社, 94・登記, 40:KS66, 1・東芝百年史, 77・概要書, 41:KS65, 11・長谷川工務店40年史, 77, 42:KS65, 10・古橋のモリト, 78・伊藤銀行史, 71, 43:KS65, 5, 44:KS65, 10, 45:KS66, 5・概要書, 46:KS66, 10, 47:KS67, 1・イトウビル1966, イトウビル, 66, 48:KS68, 11, 49:KS70, 1・20年のあゆみ, 有楽土地, 73, 50:KS71, 2 【略号】画譜:復刻版 近代建築画譜, 不二出版, 2007, SK:雑誌「新建築」, KS:雑誌「建築と社会」, 土会:雑誌「大阪府建築士会誌」, ビル協:各ビル調査統計表, 大阪ビルディング協会, 概要書:建築計画概要書, 登記:不動産登記事項証明書 ※年号は1900年代の下2桁を示す(2000年代を除く)。



図 3-2 沿道建築物の外観一覧

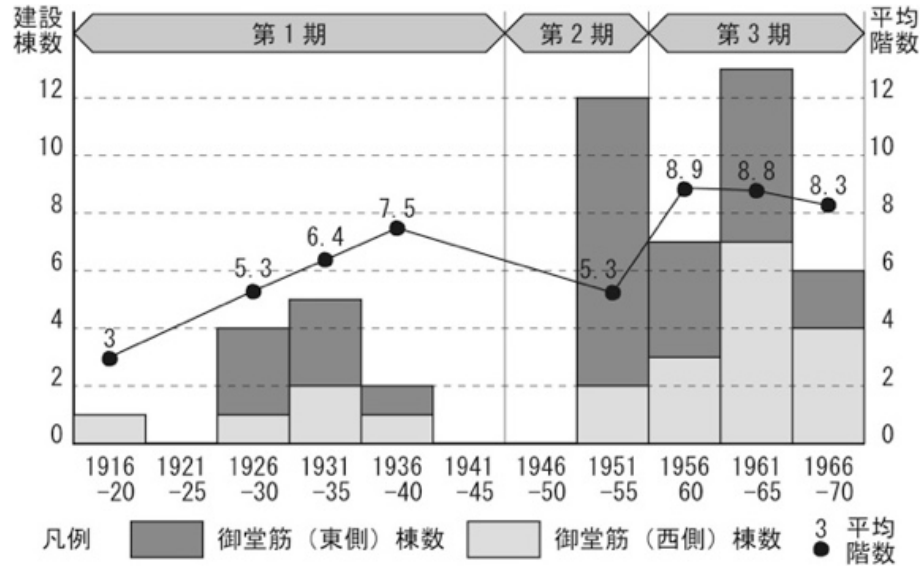


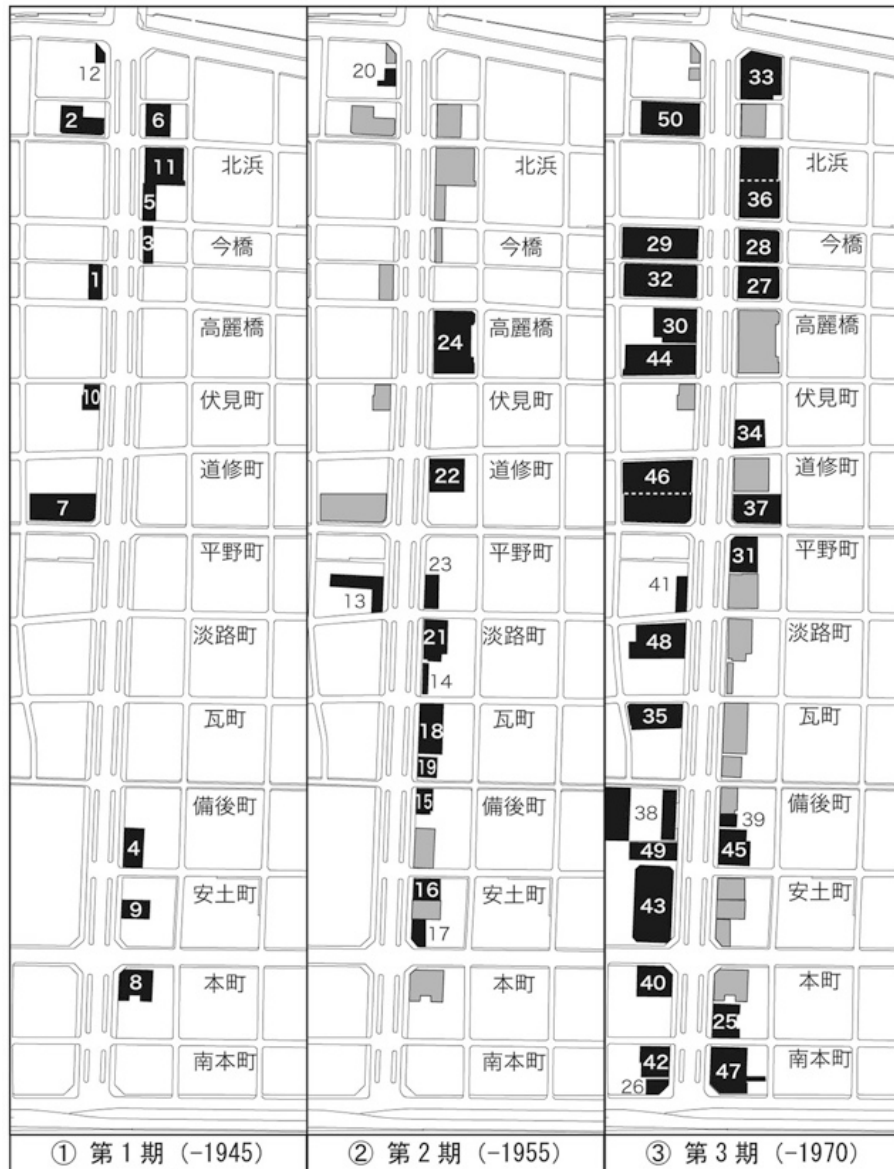
図 3-3 沿道建築物の建設棟数と平均階数の推移（筆者作成）

(2) 第 1 期

御堂筋の工事が始まった 1926 年から戦前最後の石原ビルが完成する 1939 年までの約 15 年間でみると、竣工した沿道建築物は 11 棟である。第 2 期が約 5 年間で 12 棟を完成させていることと比べても建設は順調とはいえず、前述の通り戦局の影響もあって、当時思い描かれた都市美を誇る街並みの形成には至らなかった。



写真 3-4 1930 年代前半の淀屋橋周辺²⁶⁾（左）と本町周辺²⁷⁾（右）



※数字は表-2の建物No.を示す

図 3-4 各期の沿道建築物の分布

沿道建築物の分布をみると（図 3-4 の①）、北浜・今橋・高麗橋周辺（以下「淀屋橋周辺」とする）と、安土町・本町周辺（以下「本町周辺」とする）の2極が形成されている。建築の高さは図 3-3 の通り徐々に高層化が進展し、1930 年以降は当時の市街地建築物法に定められた 100 尺（31m）制限一杯の建築が増えていくものの、1934 年には 5 階建の日本徴兵保険大阪支部も建てられている。2 極の建築の内訳をみると、淀屋橋周辺が 7 棟中 6 棟が金融系であるのに対して、本町周辺は 3 棟全てが非金融系で、しかも商社の保有する建築であり、建築の分布と種別の関係について明確な傾向が読みとれる。

この違いは外観の特長にも現れる。淀屋橋周辺の金融系建築は、建築物によっては細部の省略や幾何学形態化がみられるなど偏差はあるものの、概して歴史主義の影響下にあるデザインであ

るのに対して、本町周辺に建つ建築家・木子七郎設計による祭原商店は当時流行したスパニッシュ様式²³⁾、小笠原祥光の代表作である伊藤萬商店は、歴史主義に基づく装飾的要素を配しながらも、淀屋橋周辺の歴史主義建築が備える重厚さや陰影とは全く別種の、新たな建築表現を獲得したグラフィカルなデザインとなっている²⁴⁾。信用を重視する保守的な金融系の淀屋橋周辺と、新規性を打ち出す商業系の本町周辺という、2極間に明確な対照性がみてとれる。

また第1期の建築12棟中、5棟の建築が頂部に象徴的な塔屋を戴くランドマーク性の強い形態となっており、これは戦後の沿道建築物にはない特徴である。御堂筋の景観といえば、現在の我々はスカイラインの揃った連続性の強い街並みを想起するが²⁵⁾、当時の設計者が思い描いた都市美に資する建築のありようは、また違ったものであったのかもしれない^{註12)}。実際、この時期の御堂筋沿道は大半が低層の木造建築物であり、これらの建築がまさにランドマークとして屹立していた様子が当時の写真（写真3-4）からも覗える。

(3) 第2期

第2期の沿道建築物の建設は、戦後の復興期に重なる。前述の通り1950年に建築統制が廃止されて新たに建築基準法が公布され、朝鮮戦争の特需もあって都市部の建設活動が本格化する時期である。1951年のマーカントイル銀行大阪支店らが竣工してから、1955年に三和銀行本店が竣工するまでの5年間に、12棟が建設されている。この期間の大きな特徴は、12棟中9棟、75%が金融系の銀行建築であることであり、分布をみると（図-3-4の②）、10棟の83%が御堂筋の東側の敷地に建てられている。

建築物の規模についてみると、31mの高さを持つものは4棟で33%に留まり、これは3期中最も少なく、4棟を除いた残りの平均階数は3.8階で4階を下回る。また建築面積をみても第3期に比べて明らかに小規模な建築が多く、神戸銀行大阪支店と三和銀行本店以外は、街区の約4分の1以下である。

外観のデザインについては、ひとつの大きな傾向がみてとれる。銀行建築の歴史主義からの脱却のプロセスである。銀行建築9棟中、最も早い1951年に完成したマーカントイル銀行大阪支店と福岡銀行大阪支店には、まだ歴史主義に基づく装飾がファサードに施されているが、それ以降の7棟の外観に装飾はなく、幾何学的に構成された合理的な建築物となっている。またファサードの構成については、隅切りされた角地に建つ第一銀行御堂筋支店を除く8棟が、御堂筋に対してシンメトリーをなしており、大阪銀行備後町ビルと池田銀行淀屋橋支店、そして埼玉ビルを除く6棟は、幾何学的な構成でありながら、縦長窓の採用や付柱風の凹凸など、歴史主義の柱列を想起させる垂直性の強調がみてとれる。これらの特徴を総合すると、戦後の銀行建築が、歴史主義的な装飾を排した合理的な建築を志向しつつも、シンメトリーの構成とオーダーの柱列を感じさせる垂直性の強調によって、銀行としての信用と威厳を表現しようとしたことが読みとれる

28) 註13) 註14)

銀行経営の観点からみれば、銀行店舗の設置等は厳しい監督^{註15)}の下に制限されており、銀行行政の方針^{註16)}として、「銀行の資金の固定化を防止し、経営効率を向上するため、自己資本に対す

る営業用不動産の価値の比率を極力少なからしめ」、また「営業用不動産の取得に当たっては、業務の能率向上に主眼を置くこととし、必要以上の規模にわたり、または華美に流れることのないように留意し、特に銀行相互間においていたずらに店舗の外観を競うようなことは、国民経済全般の見地から厳に自粛すること」が求められた。その結果、この時期の銀行店舗は、規模的にもデザイン上も必要最小限の建築物とならざるを得なかった。第2期の最後に完成した三和銀行本店は、本店ということもあって例外的に大規模な建築だが、その計画推進に当たって、監督省である大蔵省との交渉は困難を極めたという²⁹⁾。

1期と2期を合わせて沿道建築物の分布をみると、17棟が御堂筋の東側に建ち並び、いくつか空白の街区は残るものの万遍なく配置され、建物高さは不揃いであるものの、道路の片側に街並みが形成されたといえるだろう。17棟中11棟の65%が金融系の建築物であり、垂直性を強調したファサードの連続が生み出す統一感も手伝って、この時期に、「金融ストリート」としての御堂筋のイメージが形成されたと考えられる^{注17)}。(写真3-5)



写真 3-5 1954年の御堂筋（大阪府公文書館所収・筆者加工）

(4) 第3期

高度経済成長の波に乗って、旺盛な建設投資が行われた期間である。民間企業は工場の新設や増設による生産力の拡大に向かい、その中枢組織をなすオフィスビルの相次ぐ新築は、大都市の景観を変貌させた。沿道建築物についてみると、1958年竣工の大阪有楽ビルから、1970年竣工の東京銀行大阪支店までの13年間の間に、26棟が建設されている。分類をみると16棟が金融系と相変わらず多いが、西本願寺津村別院を除いた非金融系9棟の割合も35%と1/3以上となっている。非金融系の内訳は、高度経済成長の動向を反映して、生産や建設に関連する企業のビルが6棟^{注18)}と2/3を占める。分布については、北から南まで万遍なく建設されているが、これまで空いていた御堂筋西側への建設が第3期で進んだことがわかる(図-3-4の③)。特徴的なのは街区の大部分を占めるような建築面積の大きな建築物が多いことで、高さについても西本願寺津村別

院を除き、全てが高さ制限一杯の31mで建てられている。都心の土地の有効利用が大幅に進展し^{注19)}、その結果として、壁面線とスカイラインの揃った御堂筋の街並みが、この時期に形成されたといえるだろう(写真3-2)。また第3期には、第1期に建てられた建築物6棟の建替えと、2棟の増築(日本生命は建替えかつ増築)が発生している。

ファサードの構成をみると、第2期にみられた銀行建築の垂直性の強調は影を潜め、パターンでいえば、水平性の強調、グリッドパターン、いわゆるポツ窓などのバリエーションがあり、特定の傾向を読み取ることは難しい。また銀行建築は単一店舗ではなく、土地の有効利用から上階に事務所機能を持たせた事務所ビルが一般的となり、外観をみただけでは、金融系か非金融系かはわからない。

一方、ファサードの構法に着目すると、第3期になってカーテンウォール(以下「CW」とする)が登場している。26棟中8棟の31%がCWで、その内訳は方立タイプが6棟、パネルタイプが2棟となっている^{注20)}。方立タイプのスパンドレル部の仕上げは、金属パネル、大理石、ガラスと様々である。

また基準階の外壁に、従来からの湿式工法であるタイル張りをを用いたビルも10棟で38%を占める。大阪ガスビル(増築)等の白系タイルが6棟、御堂ビル等の茶系タイルを張ったビルが3棟となっている。その後のオフィスビルの主流となるCW^{注21)}とは逆に、タイル張りは高層建築の構造への適応や現場の施工性、安全性といった観点から、大規模なオフィスビルには採用されなくなっていく^{注22)}。

勿論、オフィスビルの外壁における湿式から乾式への移行は、近代建築の工業化の進展として、各都市で同様にみられた現象である。しかし御堂筋の建築をみると、当時に注目を集めたビルが多いことがわかる。いくつかの建築物が賞を受賞し^{注23)}、日本板硝子本社ビルはガラスメーカーのショーケースとして、日本初の全面ガラスカーテンウォールを採用して注目を浴び³¹⁾、1970年には建築家・村野藤吾の作品として東京銀行大阪支店が建てられた。また建築系雑誌に掲載された設計者の設計趣旨をみても、「大阪の御堂筋の中心地に1万坪近いビルを建てるということは、建築家にとってまことにめぐまれたチャンスといえると思います。同時に先人の幾多のすぐれた作品とあいならんで万人の目にふれることを考えると、大きい心配と責任の重大さを感じ、このよい環境をさらに引き立たせる建築でありたいとは、われわれの終始念頭をはなれぬ希いでありました」^{注24)}と、強い意気込みを述べる論調が多い。つまり当時の御堂筋の沿道建築物は、あるべきオフィスビルの姿と都市景観を先導する存在だったのであり、「オフィスビルを代表する建築的作品」³²⁾群であったことはやはり特筆すべき特徴といえる^{注25)}。

3-4. 沿道建築物と都市・社会との関係

(1) 第1期以前

3-2-(1)で述べた通り、本論が対象とする御堂筋の区間は、大阪の歴史的都市である船場を縦貫している。船場は東西の道を「通」、南北の道を「筋」と称し、町は東西の通を軸とした両側町として構成され、町毎に同職商が集住して発展してきた。北浜、今橋、高麗橋といった北側の通に

は、近世の両替商に由来する銀行や、証券会社等が集まり、近代以降も一大金融街を形成した。一方、本町、安土町、備後町といった南側の通には、古着屋や呉服屋といった繊維関連の商家が多く集まり、近代に成長した商社の大企業が本町界限に社屋を構えた³³⁾。1935年に発行された鳥瞰図(図3-5)をみても、1912年に拡幅された堺筋と、御堂筋に直交するように、淀屋橋～北浜と、本町～堺筋本町の東西の通に沿って、近代建築の集合が形成されている様子が覗える。

また船場の土地は間口が狭く奥行きが深い敷地割りで、通に面して町家が並ぶのが近世以来の街区の基本的な構造であった³⁴⁾。しかし横町であった南北の筋についても、御堂筋のように交通の多いところには、奥行きが浅い小さな店が建ち並び、筋に面した土地は短冊状に更に細分化された(図3-6)。そこに土地取用によって御堂筋の拡幅が行われたわけだが、その位置は元の筋を中心軸に広げられたのではなく、西の道路境界から東に向かって拡幅が行われ、東の街区が大きく削り取られた^{注26)}。その結果、西側には横町の細分化された土地が残り、東側は通に面していた奥行き約20間の比較的大きな敷地が直接御堂筋に接する形となった(図3-6)。つまり拡幅によって、東西で敷地割りの異なる街区が生みだされたのである^{注27)}。

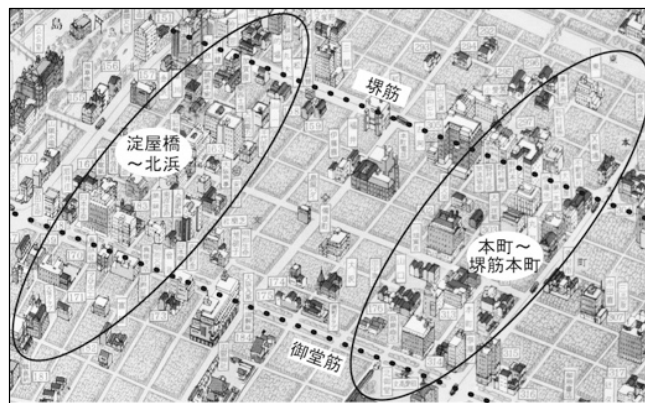


図 3-5 大大阪市市勢大観 (吉田豊,1935) (筆者加工)



図 3-6 1911年の地籍図³⁵⁾ (淀屋橋周辺) (筆者加工)

(2) 「通」との関係

戦前までの第1期では、銀行や保険会社といった金融系の建築物が淀屋橋周辺に、伊藤萬商店と祭原商店の商社の建築物が本町周辺に集まり、建築の分布が2極化した。これは近世に由来する船場の通の特徴と符合する。新築に際しての従前地からの移動をみても（図-3-7の①）、本町周辺の商社の建築物は東西方向のわずかな移動で同一圏域内に留まり、淀屋橋周辺の金融系の建築物も従前から同一圏域に留まるものに加え、更に圏域外からの集合がみてとれる^{注28)}。

つまり第1期に建設された建築物とその2極化という現象は、近世以来の東西軸の町の特徴が影響した結果であり、御堂筋の拡幅によって、その断面に町を象徴する建築物が建ったものと考えられる。

しかし第2期では通の影響は薄れ、本町周辺にも新設の銀行建築が出店し、歴史的な東西軸から金融ストリートとしての南北軸へと転換が起こったと考えられる。第3期も土地の歴史とは無関係に、残った敷地を埋めるように多様な企業の建築物が建てられた。

(3) 土地所有との関係

土地台帳の調査から、沿道建築物の建設と土地取得の関係について論じる。3-4-(1)で述べたように道路拡幅の結果、西側街区に御堂筋に面して、20坪程度の小さな土地が集中的に残る形となった。

第1期の建築物の敷地の従前の所有をみると、全ての敷地がそのような細分化された街区を避けるように選択されており、土地の購入対象となる所有者数が最も多いのは横浜正金銀行の3者であり、敷地の大きな大阪ガスでも3筆である。また戦後に建設される建築物の敷地が、この時期に取得されている箇所が6箇所あり注目されるが（図-3-7の②）、やはり細分化した土地は避けられている。

第2期では、銀行建築が御堂筋の東側に集中的に建てられた。選択された土地の分布をみると、細分化された土地と、戦前に建設用地としてまとめられた大きな敷地以外の場所が、消去法的に選ばれているように見える。第2期に建てられた12棟のうち、戦前に土地が確保されていた大阪銀行備後町ビルと神戸銀行大阪ビル、三和銀行本店の3件と、土地を賃借していたと考えられる大阪モータースと池田銀行を除いた7件でみると、土地の平均面積は約240坪、従前の土地所有者は2者となる。そのような土地を西側の街区に求めようとすると、実際に建てられたマーカントイル銀行の他には、1箇所しか見出すことができない。

そして第3期では、土地の高度利用から土地の取得が重ねられ、街区に近いまとまった敷地となった段階で、建設に踏み切る様子が覗える。しかし街区の過半が20坪を切るような狭小敷地で構成される平野町の南西街区などは、1970年までビルは建設されなかった。

一方、第2期に銀行建築ばかりが建てられた要因については、戦後日本の金融行政にみることができる。戦後、政府は軍需企業や保険会社に対して莫大な戦時補償債務を負っていたが、金融破綻の危機を回避すべく、政府は1946年に金融機関再建整備法と会社再建整備法を公布して、

金融機関や企業の損失を合理的かつ円滑に処理しようとした。その作業は金融機関が先行する形で進められ、1948年5月末に最終処理が完了、その後の増資も円滑に進み、懸念されていた「過度経済力集中排除法」の金融機関への適用回避が1948年7月に決定されたことを期に、金融機関は活発な経済活動を再開させていく。その背景には戦後のインフレを抑えつつ生産性を向上させるために、ともかく貯蓄による資金を増加させる必要があり、民間銀行の再建が何より先決との思惑があった³⁶⁾。

実際、1950年頃から東京・大阪・名古屋の大都市圏を中心に、民間銀行がこぞって新しく支店を建てた³⁷⁾。しかし3-3-(3)で述べた通り銀行の不動産投資については厳しく制限されていたから、新設された店舗は簡素で小規模なものとなった^{注29)}。

一方、御堂筋沿道への進出を狙うような銀行以外の大企業のビル建設に対しては、抑制的な政策がとられる。1949年以降のいわゆるドッジラインによって、厳しい金融の引き締め策が実施され、不足する資金は基幹産業に選択的に供給されるようになり、ビルの建設や不動産の取得といった、「不要不急」の事業に対する民間銀行の融資は、政府や日本銀行の介入によって厳しく制限された。その後、朝鮮戦争の特需によって経済が盛り返して規制は一時的に緩和されるが、景気循環の繰り返しを通じて、ビル建設への融資は監督庁の指導に基づく金融機関の自主規制という形で、常にコントロールの下にあった^{38) 注30)}。例えば1962年に竣工した日本板硝子本社ビルの建設については、1950年から翌年にかけて土地は取得したものの、経済安定本部官房長、大蔵省銀行局長および建設省住宅局長の連名で、ビル建設抑制への協力要請があったために建設計画を延期し、経済状況の好転によって1959年ようやく着工された^{39) 注31)}。

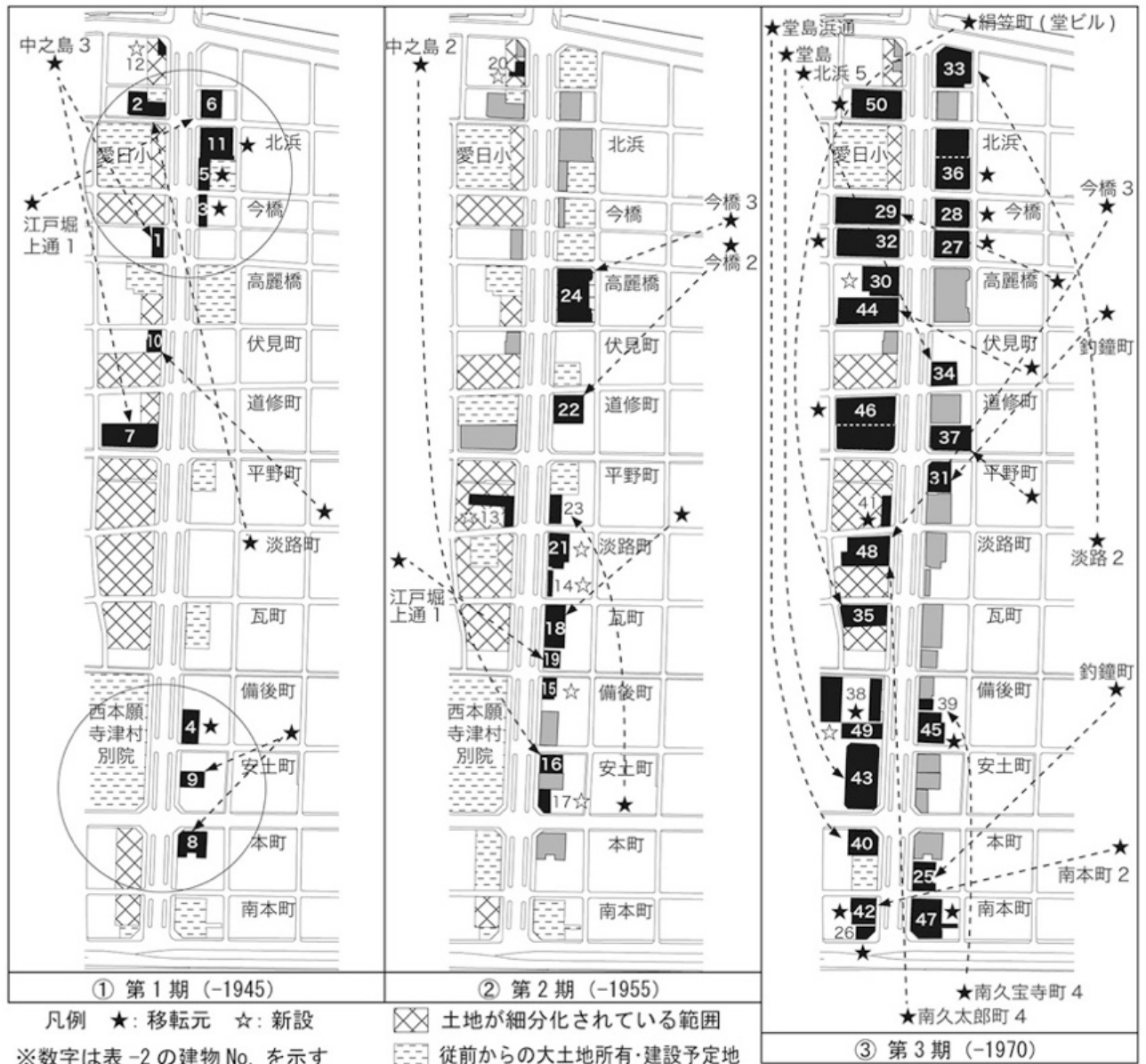


図 3-7 沿道建築物と都市の関係(土地の状況は土地台帳を元に作成)

(4) 街並みとの関係

最後に、御堂筋の街並みについて論じる。

第1期は戦局の影響もあって高層建築物群による都市美の形成には至らず、低層の木造建築物のなか、中央に塔屋や大阪ガスビルのように時計塔を戴くランドマーク性の強い建築物が屹立するように建った。

第2期は御堂筋の東側に、銀行建築を中心とした金融系の建築物によって、連続的な街並みが形成された。花崗岩仕上げに垂直性を強調したファサードには統一性があったが、第2期は小規模な銀行建築が多く建てられたため、高さは不揃いであった。一方西側は、第1期から2棟増えたのみで、未だ街並みの形成には至っていない。

第3期は宗教建築である西本願寺津村別院以外は、都心の高度利用の要請から、全ての建築物

が道路境界から高さ制限いっぱいの31mで建てられ、結果的に壁面線と高さの揃った街並みが御堂筋の東西に形成された。一方、ファサードのデザインは湿式工法から乾式工法への移行期に当たり、第2期以前の建築物と混在して、多様な素材とパターンが並ぶこととなった。

3-5. 小結

本研究では、御堂筋沿道建築物の形成過程を3つの時期に区分して、各時代の建築的特徴と分布の傾向を明らかにした。そしてその要因を都市との関係に求め、歴史的な都市構造の影響の変化、そして戦後日本の金融政策が要因として働いていることを論じた。

御堂筋の建設から戦前までは、近世に由来する東西を軸とした船場の町の構造が強く作用し、建築物は淀屋橋周辺と本町周辺に2極化して建てられ、象徴的なランドマークとして存在した。

戦後の御堂筋の復興は、沿道の東側に集中して銀行建築が進出することでもたらされた。戦後復興期の金融行政によって銀行の回復が先行して進み、各銀行が競うように店舗を設置した結果、金融系の建築が並ぶ街並みが御堂筋の東側だけに形成されたが、小規模な店舗が多く高さは不揃いであった。道路の片側だけに集中して建てられた要因は、船場の歴史的な敷地割りが道路拡幅によって変容し、取得しやすい土地が東の街区に集中していたからと考えられる。

高度経済成長に入るとビル建設が全面的に進み、土地の有効利用が優先され、敷地一杯に高さ制限31mのビルが建設された。そのファサードはバリエーションに富み、御堂筋のステイタスを強く意識した、意欲的な建築物が多く建てられた。

御堂筋沿道建築物の変遷に大きな影響を与えた要因との関係を、時系列に整理して図示するとおおよそ図3-8のようになる。御堂筋沿道建築物は、時代毎に建設されていく建築物の変化が、まさに御堂筋という都市の歴史を物語る事例といえるだろう。御堂筋の沿道建築物といえば、一般には1969年から保全が始まる揃ったスカイラインと壁面線という安定した都市イメージがあり、その構成要素である個々の建築物の変遷が注目されることは少ない。しかしその形成過程を丹念に追えば、最初から直線的にそのような街並みが形成されたわけではなく、社会情勢や土地の歴史性などに大きな影響を受けながら、各時代に異なる相貌を表してきたことがわかる。御堂筋の沿道建築物群は、その形成過程の通時態が共時的に現前していると捉えられるものであり、単体の建築物を対象とする建築史は、連担する建築物群によって共有された都市の歴史となる。

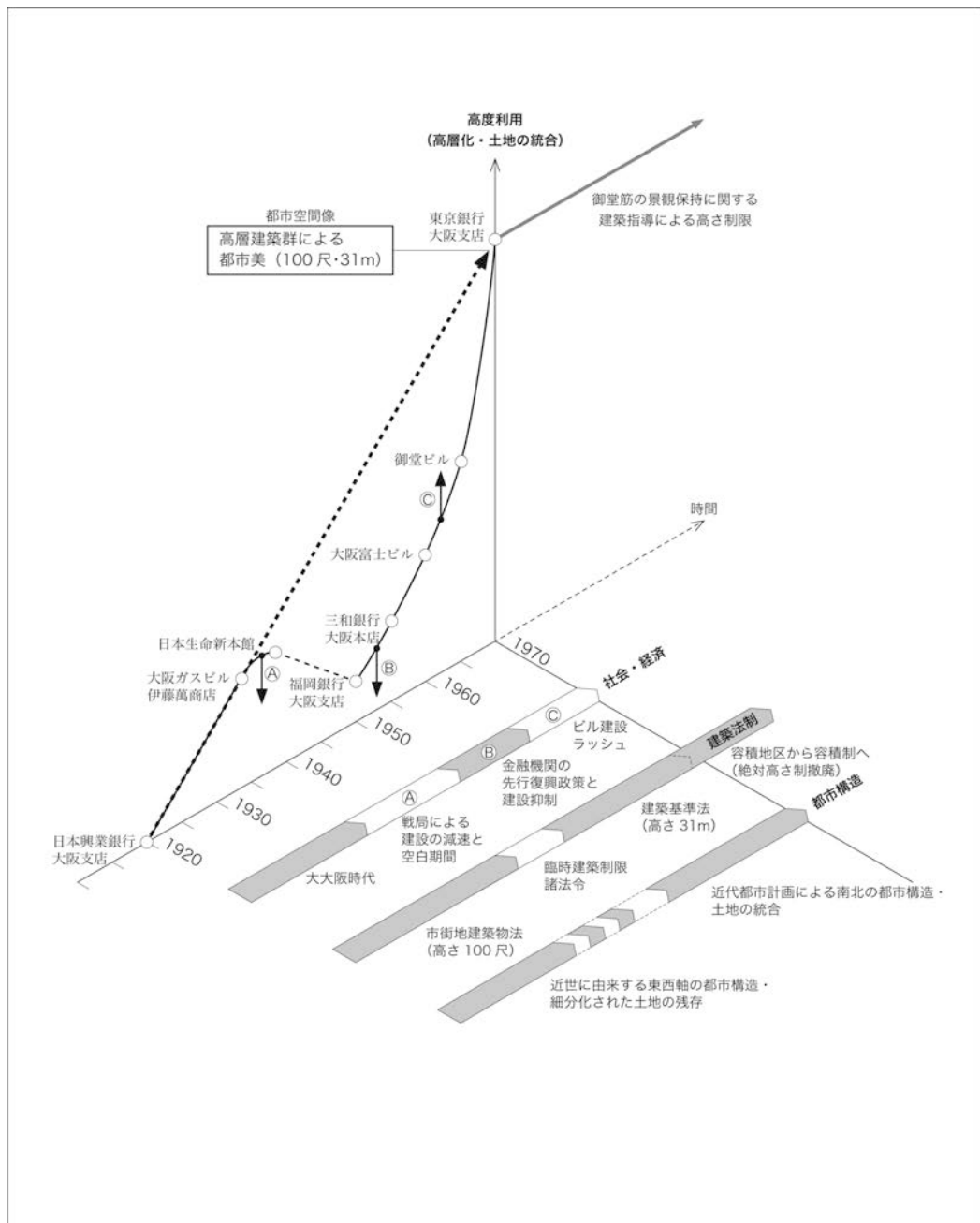


図 3-8 御堂筋沿道建築物の変遷と都市との関係

参考文献

- 1)大阪市:御堂筋デザインガイドライン 御堂筋本町北地区 Ver.1,2014.1
- 2)三輪雅久:御堂筋ができるまで,都市づくりのこころ-都市計画の手法と実践-,三輪雅久+大阪都市計画(史)研究会,pp.9-15,2000.12
- 3)嘉名光市:戦前大阪の都心改造 軒切り・御堂筋・船場後退建築線,URP DOCUMENT 02 フォーラム 大阪の空間システムを考える,大阪市立大学都市研究プラザ,pp.27-34,2007.7
- 4)大澤昭彦:高さ制限とまちづくり,学芸出版社,2014.2
- 5)石田潤一郎:関西の近代建築,中央公論美術出版,1996.11

- 6)山形政昭:近代大阪の建築遺産,大阪府の近代化遺産-大阪府近代化遺産(建築物等)総合調査報告書,大阪府教育委員会,pp.36-48,2007.3
- 7)植松清志:建築家小笠原祥光について,大阪人間科学大学紀要(11),pp.67-93,2012.3
- 8)山口廣:自由様式への道 建築家安井武雄伝,南洋堂出版,1984.9
- 9)松隈章:竹中工務店における昭和30年代モダニズム建築の到達点 「御堂ビル」と岩本博行,まちなみ,Vol.27, No.308,大阪建築士事務所協会,pp.16-20,2003.3
- 10)財団法人大阪都市協会 大阪市都市住宅史編集委員会編:まちに住まう 大阪都市住宅史,平凡社,1989.8
- 11)大阪市役所:第一次大阪都市計画事業誌,1944.4
- 12)大阪市交通局:大阪市交通局五十年史,1953.10
- 13)大阪市役所:第一次大阪都市計画事業誌,1944.4
- 14)大阪市役所土木部:大阪都市計画並同事業輯覧,1937.8
- 15)関一:住宅問題と都市計画,弘文堂書房,1923
- 16)片岡安:都市計画事業の一大危機,建築と社会,Vol.11,No.1,日本建築協会,pp.2-5,1928
- 17)岡崎早太郎:都市の美観は先づ街路から,大大阪,Vol.6,No.4,大阪都市協会,pp.54-65,1930
- 18)大阪市役所:大阪市戦災復興誌,1958.3
- 19)中沢誠一郎:御堂筋の今昔,建設工学,Vol.4,No.5,建設工学集談會,pp.9-12,1953
- 20)大阪都市計画地方審議会:昭和43年度第8回 大阪都市計画地方審議会会議録,1969.3.31
- 21)大阪府建築士会事務所部会:大阪府建築士会建築士事務所部会報,No.14,1969.6
- 22)日本都市計画学会:近代都市計画の百年とその未来,彰国社,1988.11
- 23)武知重郎,波多野純:建築家・木子七郎に関する研究 住宅作品及び商業建築におけるスパニッシュ様式の採用について, 日本建築学会大会学術講演梗概集,建築歴史・意匠,pp.851-852,2013.8
- 24)石田潤一郎:関西の近代建築,中央公論美術出版,1996.11
- 25)内田祥哉:御堂筋の都市景観の保全・形成に関する要望書,建築雑誌,Vol.109,No.1359,日本建築学会,p.85,1994.7
- 26)日本生命保険相互会社:ニッセイ一〇〇年史,1989.7
- 27)株式会社伊藤萬商店:伊藤萬五十年史,1933.12
- 28)富士銀行調査部百年史編さん室:富士銀行百年史,1982.3
- 29)株式会社三和銀行行史編纂室:三和銀行の歴史,1974.12
- 30)社団法人日本カーテンウォール工業会:カーテンウォールってなんだろう,1995.4
- 31)日本板硝子株式会社:日本板硝子株式会社五十年史,1968
- 32)石黒哲郎:御堂筋の都市景観に関する見解,建築雑誌,Vol.109,No.1359,日本建築学会,p.85,1994.7
- 33)宮本又次:船場 風土記大阪(復刻版),ミネルヴァ書房,2008.7
- 34)財団法人大阪都市協会 大阪市都市住宅史編集委員会編:まちに住まう 大阪都市住宅史,平凡社,1989.8
- 35)宮本又郎監修:地籍台帳・地籍地図[大阪]1911(明治44)年,柏書房,2006.6
- 36)白井博之:戦後復興期の金融政策と金融機関の再建・整備について,甲子園短期大学紀要 29,pp.35-42,2011.3
- 37)高木光雄編集:実録 戦後金融行政史,金融財政事情研究会,1985.7
- 38)岡崎哲二ほか4名:戦後日本の資金配分 産業政策と民間銀行,東京大学出版会,2002.3

注

注 1)参考文献 1 のほか、大阪府による「グランドデザイン・大阪」(2012)、大阪府・大阪市による「大阪都市魅力創造戦略」(2012) など。

注 2)参考文献 1 では、「イチョウ並木が列植された高規格な道路と質の高い沿道建築群が作り出す空間構成」を「御堂筋らしさ」としている。

注 3)参考文献 25 では御堂筋の都市景観のうち「特に本町・淀屋橋間の都市景観は、統一ある連続したスカイラインと壁面線、バランスの取れた道路幅と建築高さ、さらに質の高い建築群により、我が国で他に類のない都市美が形成されてきた」と、とりわけ保全すべき範囲であるとの評価をしている。

注 4)「御堂筋の景観保持に関する建築指導方針」(大阪市,1969)

注 5) 戦前と戦後復興期に存在した沿道の木造建築は、御堂筋の景観を構成する要素として重要な存在といえるが、近代建築の形成過程によって御堂筋の歴史を記述する本論の目的と照らし合わせて除外した。木造建築の存在は、その後建設される近代建築の敷地獲得に大きな影響を与えたと考えられるが、その点は土地台帳の調査で確認することが可能である。また別格に巨大な存在であった西本願寺津村別院は、空襲で焼失し 1962 年に本堂を RC 造で再建、御堂筋に面した土地の一部を賃貸し、そこに御堂ビル(1965)と大阪第二有楽ビル(1969)が建てられた。

注 6)本論の対象範囲にほぼ該当する淀屋橋南詰から本町 4 丁目までの間は、1929 年 2 月 9 日に仮工事が始まり、1934 年 11 月 7 日に本工事が完成、地下鉄は梅田から心斎橋までの区間が 1933 年に開業している(参考文献 11)。

注 7)美観地区は結局条例を制定することなく、2005 年 6 月に廃止された。

注 8)御堂筋の整備に際して関は助役の頃から「超過取用」の手法によって、沿道の敷地を一体的に確保することを想定していたが、資金難によって実行できず、沿道には細分化された敷地割が残った。これが御堂筋沿道の整備の支障となることを、当時の多くの識者が懸念していた。

注 9)御堂筋沿道では、日本生命、安田生命、大阪瓦斯ビル、伊藤萬ビル等が接収を受けた。これらは 1952 年に接収を解除された。

注 10) 50 件のリストアップの手順は以下の通りである。まず大阪市によって 1969 年時の状況を記録したと考えられる御堂筋沿道の連続立面図によって、沿道建築物の存在を把握した(都市景観と建築規制に関する資料集,大阪市立大学学術情報総合センター所収)。そこから遡り、戦後復興期の状況について、当時の大林組設計部長が記録した沿道建築のプロットで確認した(小田島兵吉:御堂筋の建物-淀屋橋から難波まで-,大阪府建築士会会誌,Vol.13,No.1,pp.6-8,1954.1)。これをもとに、大阪の新築建築を掲載することの多い雑誌「建築と社会」(日本建築協会)と「大阪府建築士会会誌」、加えて「新建築」(新建築社)を通読し、戦前竣工の建築については「復刻版 近代建築画譜」(1936,復刻:不二出版,2007)によって補完した。その結果、主要な建築は網羅されていると考えられるが、小規模な近代建築については全てを把握し切れていない。なお、日本興業銀行大阪支店と横浜正金銀行大阪支店は、前面の御堂筋の工事が始まる前に竣工しているが、当初の御堂筋を構成する主要な近代建築であることから対象に加えた。

注 11)写真は可能な限り竣工時の状況に近い外観を採用するように努めた。

注 12)日本生命第一号館(1930)と同第二号館(1929)はいずれも中央に塔屋を設けたシンメトリーのファサードだが、第一号館は当時大阪の建築界にあつて指導的立場にいた片岡安の事務所による設計であり、第二号館も日本生命

営繕課の設計となっているものの、片岡安は日本生命の副社長を務めた片岡直温の婿養子であり、1927年まで日本生命の取締役を務めていたことから、当時の片岡が考える都市美を反映した建築であると考えられる。

注13)富士銀行では、1950年に完成した東京の兜町支店がその後約10年間の新築店舗のモデルとなった。その外観の特徴は、「戦前からの銀行店舗の外観の特徴である列柱様式を引き継ぎつつも、近代的かつ簡素なデザインをねらったもの」とある(参考文献28)。

注14)「建築学大系編集委員会:建築学大系30 事務所・銀行」(彰国社,1966)には、「外観における往時のいかめしいオーダー建築を駆逐し、明快にして庶民性のある近代建築におきかえられ(中略)金融機関は信用機関であるので、建物のありかたは、あくまで真面目な雰囲気のものでなくてはならない」と書かれている。

注15)戦後1947年7月から金融機関の店舗行政の主導権はGHQにあったが、1949年には日本の行政に戻り、「銀行店舗の整備について(1949年9月24日銀銀第832号)」の通牒が発令され、以後支店の設置は特別の例外を除き原則としてこれを認めず、店舗配置は主に配置転換によって行うこととされた。なお、外国銀行は戦時中その機能を停止していたが、1949年12月に、外国銀行在日支店も日本政府の監督下のもと、銀行法に基づく普通銀行としての営業が可能となり、免許が下付された。

注16)「銀行業務の合理化について」(1952年3月19日蔵銀第1083号)

注17)参考文献19において、中沢は御堂筋の淀屋橋-本町間の状況を概括した上で、沿道敷地の多くが銀行であることを示し、「銀行の本店が次々にこの御堂筋に集まってくることは、大阪市内の金融の中心が北浜から界筋へ更に御堂筋へと移りつつあることを意味するであろう」とまとめている。

注18)第3期に2棟のビルを建てている有楽土地は、建設会社である大成建設の子会社である。

注19)最高高さが決められているため、各ビルは敷地の高度利用を図るために積極的に地下の活用も行った。第3期の地階の平均は2.8階で、26棟中65%にあたる17棟が地下3階以上を設けている。

注20)カーテンウォールの分類については、参考文献30による。

注21)日本でCWが採用されたのは1935年の京都朝日会館が最初とされ、浸透し始めるのは戦後からで、1950年代前半からプロトタイプがつくられ、1960年代に入って普及していく。そして1968年の霞が関ビルにおいて、日本で初めてCWが超高層ビルの外装に用いられ、その後技術の発展と共に、CWはオフィスビル外壁の標準的な構法として定着していく(参考文献30)。

注22)長大な壁面全面に自然な風合いの有田タイルを張った御堂ビルについて、竹中工務店の松隈章は「大規模な建築において、コンクリートの外壁にタイルを一枚一枚貼っていく手仕事の時代の終わりを告げていた工事でもあった」と評している(参考文献9)。

注23)現在の日本建設業連合会が主催するBCS賞の前身である建築業協会賞を、日本生命南館(第1回)、大阪興銀ビル(第4回)、大阪明治生命館(第8回)が受賞しており、大阪府建築士会が主催する大阪府建築コンクール表彰作品として、御堂ビル(第12回)と農林中央金庫兼松江商共同ビル(第14回)が選ばれている。

注24)「建築と社会 Vol.42, No.1」(日本建築協会,1961)所収の「大阪富士ビルを設計して」(松田平田設計事務所:山本智雄)より。

注25)容積制が導入されて以降は超高層ビルがオフィスビルの主役となるが、1969年以降も高さ規制を続けた結果、御堂筋沿道は「時代のオフィスビルを代表する建築的作品」を生みだすフロンティアではなくなっていく。

注26)西から東に拡幅された要因としては、御堂筋の計画が具体化する前の1903年に中之島に竣工した、日本銀行大

阪支店の存在に規定されたと考えられる。図 3-6 の地籍地図では日本銀行の敷地境界と淀屋橋の線形がずれているが、これは橋の架替え工事のためと考えられ、1897 年の「大阪市全図」を確認すると、従前の橋は日本銀行の敷地に沿って通っている。

注 27) 街区によって多少の違いはあるものの、北浜から本町まで基本的には同様の状況であった(参考文献 35)。

注 28) 銀行が淀屋橋周辺に集約された要因としては、1903 年に淀屋橋の北詰に日本銀行大阪支店が建設されたことも大きいと考えられる。

注 29) 第 2 期に建てられた、規模の比較的大きい大阪銀行備後町ビルと神戸銀行大阪ビル、三和銀行本店は、戦前にまとまった土地が取得されており、大阪銀行備後町ビルについては、地下工事の段階で中断されていた。

注 30) 1959 年 8 月に決定された全銀協による「融資等の抑制について」には、「ビルディング」の建設に対する新規貸出は原則として行わないこととある

注 31) 土地台帳から、同様に大阪東京海上ビルは 1950 年に土地取得を完了して 1957 年着工、東芝大阪ビルは 1952 年に土地の取得を完了して、着工したのは 1961 年と開きのあることが確認できる。

第4章 既成中心市街地における中高層耐火建築物の建設とその背景

(小規模建築群の市街地形成)

第4章 既成中心市街地における中高層耐火建築物の建設とその背景 (小規模建築物群の市街地形成)

4-1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

近年、東京や大阪など日本の主要都市の既成中心市街地では、都心居住の進展に伴う高層マンションの建設や、インバウンドの増加に対応したホテルの新築などが相次ぎ、その都市景観が大きく変貌しつつある。戦災を経て、戦後復興から高度経済成長期に急激に都市化したこれらの市街地は、主に高度経済成長期に建設された民間の建築物群が都市空間を形成しており、現在建て替えの対象となっているのも、多くは細分化された敷地に建つこの時代の小規模ビル群であるように見受けられる^{注1)}。細分化した街区を集約する大規模建築物の計画は、都心の高度利用という点では有効な都市開発といえるが、持続的で多様性のある都市を実現するためには、新築のみに頼るのではなく、既存の街並みを継承する建築ストックの有効活用もまた重要となる。これらの建築物は、これまで都市空間の「地」をなすいわばアノニマスな存在として、個々の建築物が「図」として着目されることは殆どなかった¹⁾。しかしこれからの既成中心市街地の都市再生を考える上では、現代都市を構成する戦後の小規模ビル建築物群を歴史的に対象化し、その建設の背景と建築的特徴を把握して、その歴史的・文化的価値を都市の文脈で踏まえた上で、リノベーションやコンバージョンを進めることが重要になると考えられる。

そこで本章では、大阪の代表的な既成中心市街地である船場・島之内を含む中央区を対象に、高度経済成長期に建設された小規模ビル建築物群について、その建設の背景と建築的特徴を明らかにすることを目的とする。



写真 4-1 大阪の既成中心市街地に建つ小規模ビル建築物群 (筆者撮影,2017)

(2) 研究の対象と方法

本章では、大阪を代表する既成中心市街地である、歴史的に船場地区、島之内地区と呼ばれてきたエリアを含む現在の中央区^{注2)}を対象とし、高度経済成長期に建設された小規模ビル建築物群とい

う、漠然とした対象を分析する切り口として、住宅金融公庫が1957年から実施した中高層耐火建築物融資制度（以下「中高層融資」とする）に着目し、この融資制度を用いて建設された建築物（以下「中高層融資ビル」とする）について調査・分析を行う。中高層融資については後述するが、個人や中小企業による木造から耐火建築への建て替えを促し、都市部における小規模ビル群の建設に大きな影響を与えた融資制度である。

匿名性の高い小規模ビル建築物については、近現代建築史が一般に取り扱う建築家や設計事務所の作品と異なり、建築の基本情報である設計者や建設年を特定することすら容易ではない。ある時代に建設されたビル建築物群がどのように都市空間を構成しているかを明らかにしようとするれば、設定された対象範囲内を悉皆調査することが、最も確実な調査方法となるだろう。しかし現代の日本の都心部において、ヒアリングや立入調査を高い調査率で実施する研究は、現実的には困難と考えられる。一方、建築確認申請業務を司る行政課が保管する台帳には、完了検査日や面積等の基本情報が記載され閲覧可能だが、1998年における竣工時の完了検査率が38%であることが示している通り²⁾、近年まで建築確認の不徹底は大きな課題となってきたのであり、申請内容が実際に建てられた建築物と一致しているとは限らない。また法務局の不動産登記事項には建設年の記載がないものが多く、面積も図面上の面積と一致しないことが少なくないなど、いずれの情報も確実性を欠くと言わざるを得ない。

市街地を構成する建築物群の概要建設年を把握する手段としては、住宅地図を発行年によって比較する方法がよく用いられる。地図に書かれた建物の概形と階数から、大まかな面積を割り出すことも可能である。しかしこのような調査からは、建設年ごとや規模ごとの比較、また敷地との関係から建築物の形態的な差異や変遷を分析することはできても、その差異や変遷が都市や社会の何に起因するのか、都市の歴史との関係性を見出すことはできない。

そこで本章では、ある時代性を背景に、明確な目的をもって実施された都市計画的、あるいは社会的な制度に基づいて計画、建設された建築物をサンプルとして調査し、その時代における一般性を確認した上で、そこから明らかとなる建築的特徴を歴史的に位置付けることを試みる。そのサンプリングの対象として設定するのが、中高層耐火建築物融資制度である。

具体的な研究方法としては、まず戦後における都市計画の大きな課題であった、都市の不燃化と高度利用の歴史に中高層融資を位置付け、その制度内容と実施の実態を概括する。次に、主に大阪府と大阪市の統計資料を用い、大阪市内並びに中央区において中高層融資が小規模ビル建設に活用された期間と規模を明らかにすることから、中高層融資が当時の市街地における小規模ビル群の建設に与えた影響の度合いを推定し、同時代の小規模ビルのサンプルとして中高層ビルが妥当性をもつことを確認する。その上で現存する中高層融資ビルの現地調査を行い、都市景観を構成する外観の建築的特徴を把握することを試みる。

一方、住宅金融公庫では、中高層融資ビルの建築の水準の向上を目的として、設計者や工務店、建築主を対象とした、事例集などの出版物を発行しており、これと大阪府中央区における中高層融資ビルの建築的特徴とを比較することで、その一般性を補強する。以上の研究のフローを図4-2に示す。

また最後に、建築ストックの活用という観点から、中高層融資ビルの利活用、リノベーションやコンバージョンの可能性について述べる。

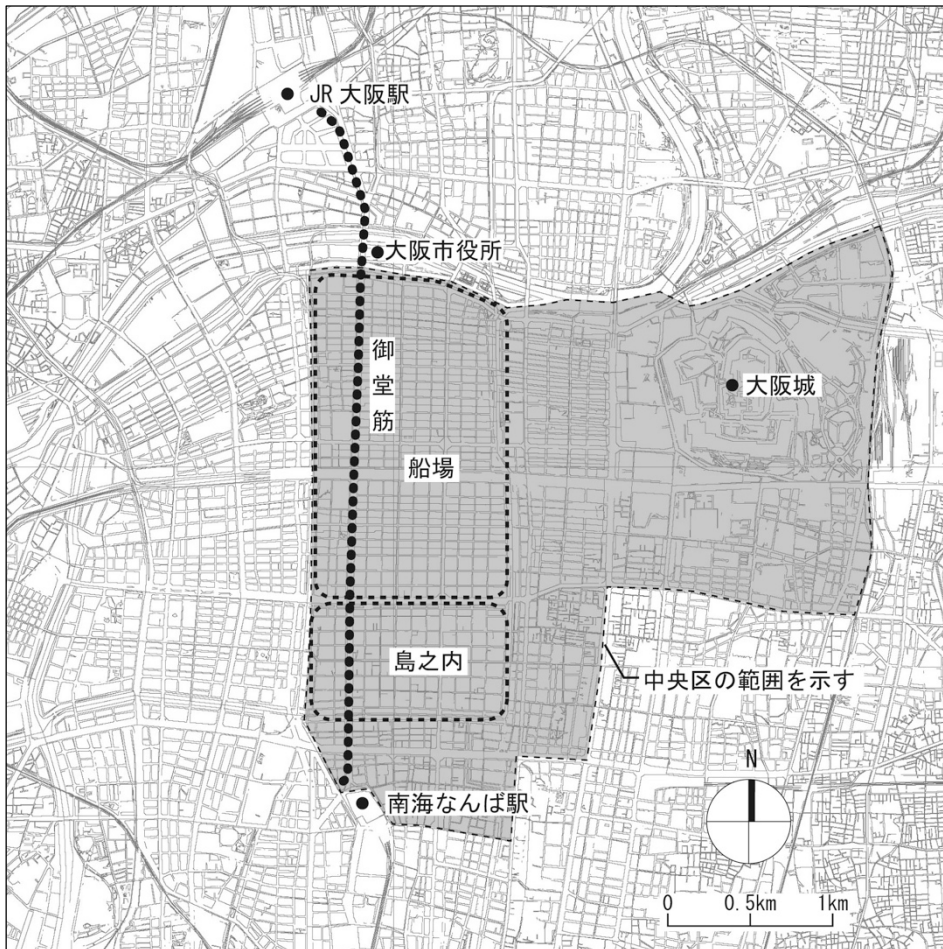


図 4-1 対象範囲図^{注3)}

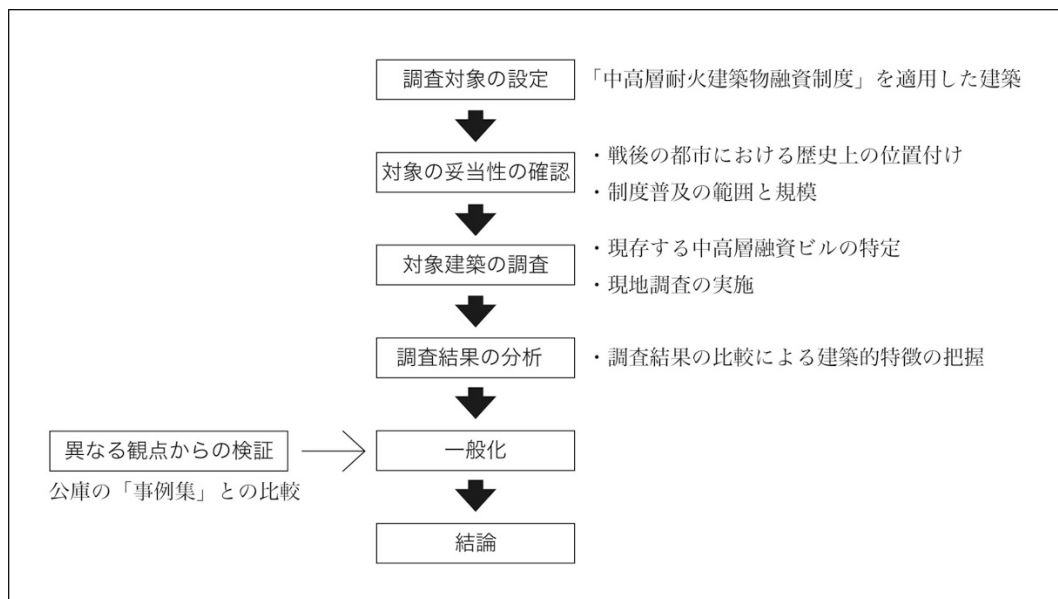


図 4-2 バナキュラー建築の調査フロー

(3) 研究の位置付け

戦後の匿名性の高い一般的な建築物を扱った研究には、大阪の既成中心市街地に限ってみても、大阪大学工学研究科都市環境デザイン室による、船場を対象に近世から継承された間口5~6間の狭小敷地に建つ建築物を悉皆的に調査・分析した研究³⁾や、同じく船場の通りを軸に「乱雑さ」という観点から悉皆調査によって街区毎に街並みを分析した田中・小浦による研究⁴⁾などがあるが、いずれも調査建築物の形態比較や景観分析を行う研究であり、その背景を都市史的に読み解くものではない。

戦後建築に対して都市史の観点からアプローチする研究としては、初田による一連の研究⁵⁾があり、本論もその問題意識や成果に多くを負っているが、初田が主な対象とするのは耐火建築促進法や防災建築街区造成法による「共同建築」や、駅前開発による再開発ビルなど、比較的規模の大きな建築であり、対照的な存在として雑居ビルとしての中小ビルについて言及はあるものの、都市建築としての系譜を素描し、都市史上の研究対象としてその重要性を指摘するにとどまっている。

本章は既成中心市街地に建つ小規模ビルを都市の「囚」として歴史的に対象化し、その建築的特徴を明らかにしようとする点において意義のあるものである。

4-2. 中高層耐火建築物融資制度の背景とその位置付け

(1) 戦後復興における中心市街地の再木造化

第二次世界大戦の空襲によって、日本の主要都市の多くは焦土と化した。大阪市では市域の27%に相当する50k㎡を焼失し、31万戸が焼失あるいは倒壊して、人口は約110万人に激減した⁶⁾。政府は1945年10月30日にいち早く戦災復興院を設け、同年12月に戦災地復興計画基本方針を閣議決定、1946年9月に特別都市計画法を制定して、土地区画整理を主体とする復興事業を行うことを決定した。大阪市の戦災復興土地区画整理事業は、約22k㎡の区画整理を行う一般戦災復興事業と、地盤沈下対策を行う港区及び大正区の約11k㎡の西部低地区復興事業からなる。当初は戦災地復興計画基本方針に基づき、1946年9月に大阪特別都市計画復興土地区画整理施行区域として約61k㎡が都市計画決定され、1947年2月に都市計画事業として認可を得たが、1949年6月に国及び地方財政の窮乏によって事業の再検討の方針が示され、事業区域は当面緊急を要する約33k㎡に縮小された。このときに中心市街地の船場と島之内が対象から外されている。

事業区域内の建築物については、1946年8月に公布された戦災都市における建築物の制限に関する勅令、いわゆるバラック令によって、本設の建築物の建設が厳しく制限され、1947年頃から不法建築物を含む木造の仮設的な建築物が増加していった。事業区域から外れた船場地区や島之内地区においても、御堂筋といった幹線道路沿いには、建築基準法が施行された1950年以降に耐火建築物が建ち始めるが、中心部の街区は、低層の木造建築物によって再建が進み、戦前と同じ低層木造都市が再び形成されていった。1956年11月1日から特定行政庁となって建築行政事務の移管を受けた大阪市が、翌1957年に実施した着工統計をみると、最も不燃化が進んでいる旧東区でも木造率は件数ベースで63%となっており、大阪市全体では87%にも上っている⁷⁾。

(2) 耐火建築促進法とその効果

再び低層木造化した中心市街地の不燃化と、土地利用の効率化や高層化による高度利用の実現は、戦後日本の都市計画における大きな課題であり続けた。その取り組みの代表的な事例として、戦後間もなくから東京工業大学教授の田辺平学を中心に展開した、都市不燃化運動がある。産学を巻き込みつつ政府に積極的に働きかけたその運動は、1952年5月の耐火建築促進法の成立という形で結実する。これは防火地域内に指定された、道路から幅11mまでの沿道の防火建築帯について、そこに建てられる耐火建築物の3階部分までに、国と地方公共団体が木造との建設費の差額の2分の1を交付するというものだった。しかし都市不燃化運動による当初の構想から、予算は大幅に削減され、対象地は防火地区全体から中心市街地の商店街など沿道地帯のみに縮小され、補助金額も十分とはいえず、制度の都市不燃化に与える効果は、限定的なものにとどまらざるを得なかった⁸⁾⁹⁾。

また耐火建築促進法の実施に際しては、効率的な土地利用や都市美観といった観点から、「共同建築」による建て替えの推進が目指された¹⁰⁾。共同建築とは、隣接する複数の土地の権利者が、共同で一体の建築を建設するもので、道路に面して連続する統一された耐火の高層建築物を実現することができる。権利者が個別に建て替えるよりも低廉で効率よく建設することができる共同建築は、大阪市内でも、西区の立売堀や旧東区の南久宝寺他で実績があるが、土地に強い執着を示す権利者間の調整や資金調達の困難さ、また将来の財産処分が制限されるなど様々な理由によって、手法として一般化することはなかった。事例としてあげた立売堀と南久宝寺は、いずれも同業種の集まる問屋街での建設であり、共同建築の計画に際して比較的調整が容易であったことが想像される。

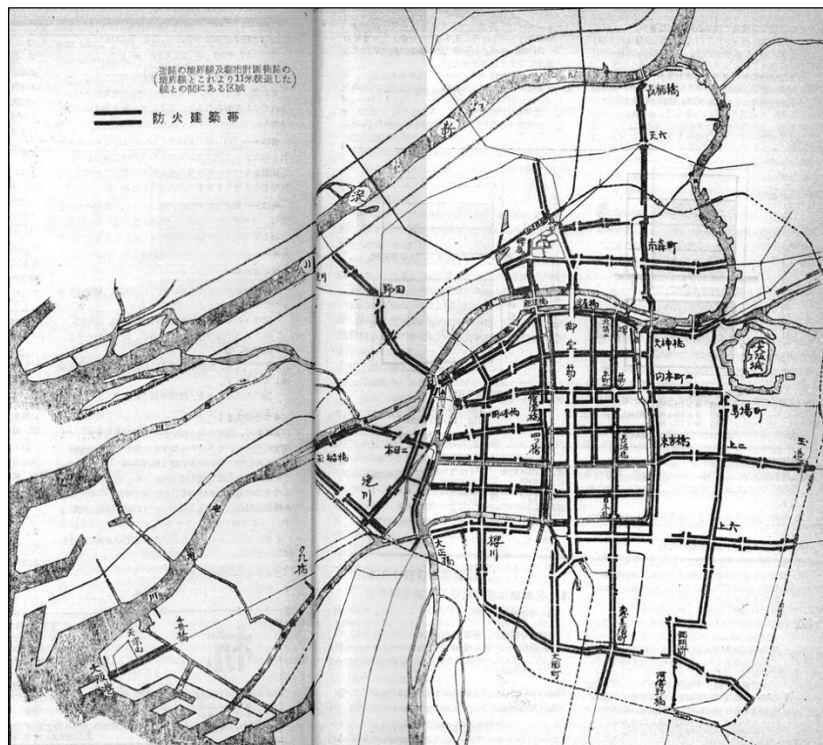


図 4-3 大阪市の防火建築帯図¹¹⁾

(3) 住宅金融公庫による中高層耐火建築物融資制度の創設

一方、終戦直後における日本の住宅不足は、戦災、疎開、海外からの引き揚げ等によって、全国で420万戸と推定された。この著しい住宅不足の緩和と居住水準の向上を目的として、政府は1950年6月、日本初の住宅金融業務を取り扱う政府関係機関として住宅金融公庫を設立し、市中の金融機関が消極的であった民間の住宅建設に対する融資を長期かつ低利で提供した。また融資に際しては建設基準を定めて建築基準法を上回る性能確保を義務づけ、指導と審査によって住宅建築の質の向上を誘導した。日本の住宅行政に住宅金融公庫が果たした役割は極めて大きく、設立から約半世紀を経た1998年度までの融資実績は延べ1736万戸、融資契約金額にして約150兆円にも達する。国内の新設住宅着工における公庫利用率をみると、ピークであった1982年度では41.5%を占め、1998年度でも31.8%を維持しており、日本の住宅に対するその影響の大きさがわかる¹²⁾。

戦後の都市部の住宅不足はとりわけ深刻であった。経済成長に伴って人口が都市部に集中し、地価が急騰して宅地の取得が極めて困難となり、土地の高度利用による住宅の建設が求められていた。そこで公庫法を改正して1957年6月に新たに設けられたのが、中高層耐火建築物に対する融資制度である。1957年3月14日の衆議院建設委員会で南条建設大臣は、「わが国における都市は、その大部分が低層の木造建築物によって占められ、かつ、年々郊外へ平面的な発展をしている状況であります。かくして、わが国の各都市における土地の利用状況は、欧米諸都市に比べて、その利用度が低く、都市構成上もきわめて不合理な形態となっており、さらに、火災その他の災害の防止という観点からしましても、憂慮される状態にあるのであります。したがって、都市における建築物の高層化および不燃化を強力に推進する必要があるのであります。以上申し上げた観点から、この際、都市における住宅難の緩和に寄与し、あわせて土地の合理的利用、災害の防止に資する中層または高層の耐火性の建築物を建設するに必要な資金の融通措置を新たに講じ、その建設の促進を図ることとした次第であります。」と新しい融資制度の創設を提案しており¹³⁾、中高層耐火建築物融資が都市部の住宅不足の緩和だけでなく、不燃化と高度利用を明確に目的としたものであることがわかる。公庫融資としては、建築の非住宅部分に対しても融資を行う点に大きな特徴があり、その制度の概要は表4-1の通りである。

表 4-1 中高層耐火建築物融資制度の概要¹⁴⁾ (設立当時)

目的	相当の住宅部分を有する中高層耐火建築物を建設する者に対し、その建設資金を貸し付けて、都市の不燃化と土地の合理的利用を図り、あわせて住宅難の緩和に寄与する。
貸付けを受けることができる者	個人または法人
貸付けの対象となる地域	特に制限はないが、1) 6大都市その他枢要な都市の防火、準防火その他これらに準ずる地域、2) 1)に掲げる都市以外の都市の防火および準防火地域
貸付けの対象となる建築物	耐火構造または簡易耐火構造で地上階数3以上（防火建築帯内では、地上3階以上の部分の建設を予定する構造とした2階建て）を有し、かつ当該建築物の床面積のおおむね2分

		の1以上が住宅部分であること。ただし、防火建築帯、防火地域または準防火地域内の商業地域に建設される場合は、住宅部分の床面積に対する割合を緩和することができる。
貸付 条件	(1)貸付限度額	住宅部分については、当該建築物内の住宅部分の床面積の建設費の75%以内。非住宅部分は当該建築物内の住宅部分の床面積と同等の床面積の部分の建設費の75%以内とする。
	(2)金利	年6%
	(3)償還期間	10年以内（元利均等毎月償還）
賃貸 ・分 譲の 条件	(1)入居者または購入者の選定	制限ない。
	(2)家賃または譲渡価格	住宅部分は主務省令により定められている額の範囲内とする。
	(3)敷金	住宅部分については、家賃の6ヶ月分に相当する額までとする。
その他		非住宅部分で営まれる事業は、居住環境を良好ならしむるため風教上、安全上および衛生上悪影響をもたらさないものに限る。

中高層融資は、主に6大都市を対象に、戦後の都市部に応急的な木造の併用住宅を再建して職住一体の生活を営んでいた商店主や事業主を大いに刺激し、耐火で3階以上の併用住宅ビルへの建て替えを促した。実施初年度から申込融資金額は予算の4倍を超える盛況となり、「全くタイムリーヒットという場面で、俄然、人気が沸騰したような状況となった」という¹⁵⁾。その貸付契約の実績の推移を表4-2に示す。

表4-2 中高層耐火建築物融資制度の貸付契約実績表（全国）¹⁶⁾

年度	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969
中高層融資（百万円）	2,641	6,611	6,238	7,092	10,778	15,329	14,123	15,010	14,166	17,165	17,207	15,587	20,014
公庫融資全体（百万円）	31,366	36,930	43,052	43,054	46,357	57,982	65,370	85,004	112,942	123,177	152,418	180,432	215,457
割合（%）	8.42	17.9	14.49	16.47	23.25	26.44	21.6	17.66	12.54	13.94	11.29	8.64	9.29

(4) ペンシルビル建設の抑制から総合設計制度へ

中高層融資は中心市街地の不燃化に大きく貢献したが、高度利用という点では課題を残す結果を生んだ。融資に際しては床面積の大きな計画を優先し、狭小敷地の場合は共同化することを勧めていたが、耐火建築促進法で述べたように共同建築は一般化せず、中高層融資による共同建築の実現は極めて限定的であった。実際に建てられたのは間口の狭い狭小敷地に個別に建てられた、規模の小さいいわゆるペンシルビルであった。都市部にペンシルビルが建ち並ぶ状況は土地利用の効率化という点で問題であり、都市計画の妨げとなることが懸念される。そこで公庫は段階的に融資対象の最低規模を設定し、1965年には延床面積を1000㎡以上に制限^{注4)}、1968年には原則1200㎡に制限して、共同建築等による大規模な中高層耐火建築物の建設を強く誘導していくようになる。1966年から68年まで公庫の建設指導部審査第二課長を務めた北畠照躬は、当時を振り返って、「当時は、既成市街地の中で高層化が進み、いわゆる『ロウソクビル』が都市政策上問題視されは

じめた頃でしたね。課長だったわけですが、いきなり師岡総裁に呼び出されましてね、『なんとか、このろうそくビル対策を考えろ』ということで、41年から42年にかけて基準づくりを進めました」と語り¹⁷⁾、敷地面積や容積の最低限度などを定めた「中高層耐火建築物と敷地の利用関係に関する審査基準」づくりに取り組んだことを語っており、公庫がペンシルビル（ロウソクビル）対策を重視していたことがわかる。

その問題意識は、1970年の建築基準法改正によって創設された総合設計制度に引き継がれていく。総合設計制度創設の意義について、通達¹⁸⁾には「近年、市街地において建築物の中高層化が進行しているが、零細な敷地に小規模な中高層建築物が乱立するという現象を呈しており、長期的な都市資産の形成という立場からみると、必ずしも望ましくない場合が多い。」と記されており、零細な敷地に建つ小規模な中高層建築物、つまりペンシルビルの弊害が明確に示されている。

4-3. 大阪市中央区における中高層耐火建築物の建設

(1) 大阪における中高層耐火建築物融資の展開

中高層融資の申込受付と設計審査並びに複数回の現場審査は、公庫から委託を受けた地方公共団体が行うこととされ、大阪では大阪府の建築部指導課（1957年当時）と大阪市の建築局住宅建設課（1957年当時）が、それぞれ平行して受託業務を担っていた。大阪府では、公庫利用者が自己資金として準備しなければならない頭金を独自に融資する「大阪府中高層耐火建築資金融資制度」を設け、1958年度から1960年度までの4年間で合計8億円の貸付目標を掲げるなど、中高層融資による都市の不燃化と高度利用の推進に積極的に取り組んだ（写真4-2）。その成果はすぐに現れ、大阪市は1959年の建築動態として、「住宅金融公庫融資にかかる中高層耐火建築物建設の奨励及び斡旋並びに市内防火建築地帯内（原文ママ）に建設する耐火建築物に対する補助金の交付事業など都市不燃化の積極推進により、特に都心地区においては不燃立体化が促進された」と特記するに至っている¹⁹⁾。

中高層融資ビルの主な対象は、店舗や事務所を伴ういわゆる併用住宅となるが、大阪市内におけるその建設棟数の推移は表4-3の通りであり、中心市街地である中央区では、用途別において常に商業用建築物に次ぐ2番目に多い棟数を示し、全着工棟数のほぼ3分の1という高い割合を占めている。高度経済成長期に中央区内に建設された建築は、併用住宅が中心的な建築類型であったことがわかる。

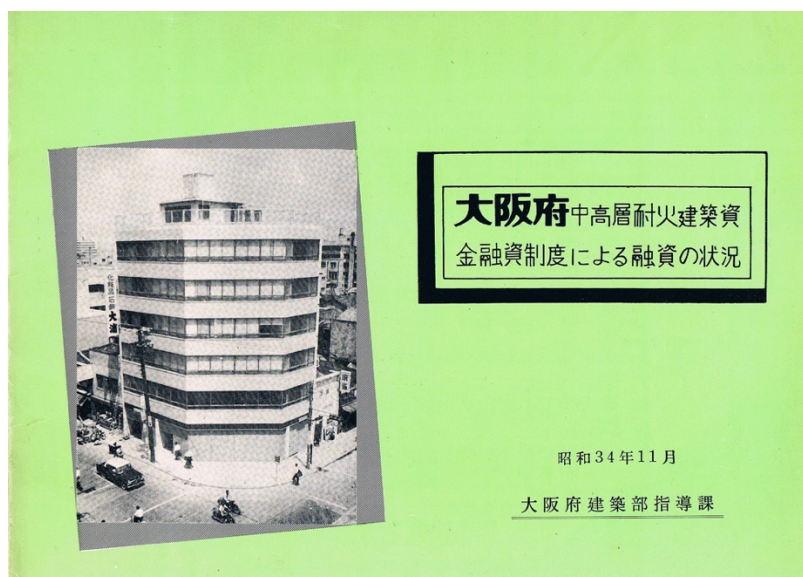


写真 4-2 大阪府が制作した中高層耐火建築資金融資制度についてのパンフレット²⁰⁾

表 4-3 居住産業併用建築物の割合²¹⁾ (着工棟数)

年		1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
中央区	居住産業併用建築物	308	370	360	310	221	183	221	161	164	226	219	226	145	165
	総数	890	877	878	764	666	724	781	596	552	667	698	682	572	540
	割合 (%)	34.61	42.19	41.00	40.58	33.18	25.28	28.30	27.01	29.71	33.88	31.38	33.14	25.35	30.56
大阪市全体	居住産業併用建築物	2897	3042	3224	2648	2475	2069	2184	1983	2080	2223	2781	2903	2859	3128
	総数	13415	11591	12235	10054	10377	9345	9160	7973	7839	8248	9541	10792	11329	12176
	割合 (%)	21.60	26.24	26.35	26.34	23.85	22.14	23.84	24.87	26.53	26.95	29.15	26.90	25.24	25.69

次に大阪市内における中高層融資の推移を、図 4-4、表 4-4 に示す。表 4-2 に示した公庫全体の実績では、中高層融資開始翌年の 1958 年度に契約金額が 2.5 倍と大幅に増加しているのに対し、図 4-3 では 1959 年度に大阪市内での建設棟数が急激に伸びている。この 1 年の差は融資契約から建築工事が完了するまでのタイムラグによるものであろう。その後、大阪市内の中高層融資ビルは毎年 1100 件前後で推移して 1968 年に急減、その後はピーク時の半分まで回復しない。1965 年以降の大阪市内における中高層融資の融資金額と床面積に関する統計が見当たらないので推測するしかないが、公庫全体における中高層融資の貸付契約金額は 1969 年度まで増加を続けていることから、前述の最低規模の制限によって 1 件あたりの床面積が増加したか、もしくは東京や大阪などの主要都市から、その他の都市へ配分の割合が移っていったことが考えられる。いずれにせよ、大阪市内における中高層融資ビルの建設は、1957 年から 1967 年までの 10 年間で主たる期間であったといえる。

区毎の融資承認件数の推移をみると、融資開始から 1960 年までの 4 年間は、旧東区と旧南区、そして北区と西区の 4 区合計で全体の 2/3 以上を占め、中高層融資がまずは中心市街地を中心に適用されたことがわかる。その後は総数を減少させながら、中心区から周辺地域に適用されていった様子が覗える。

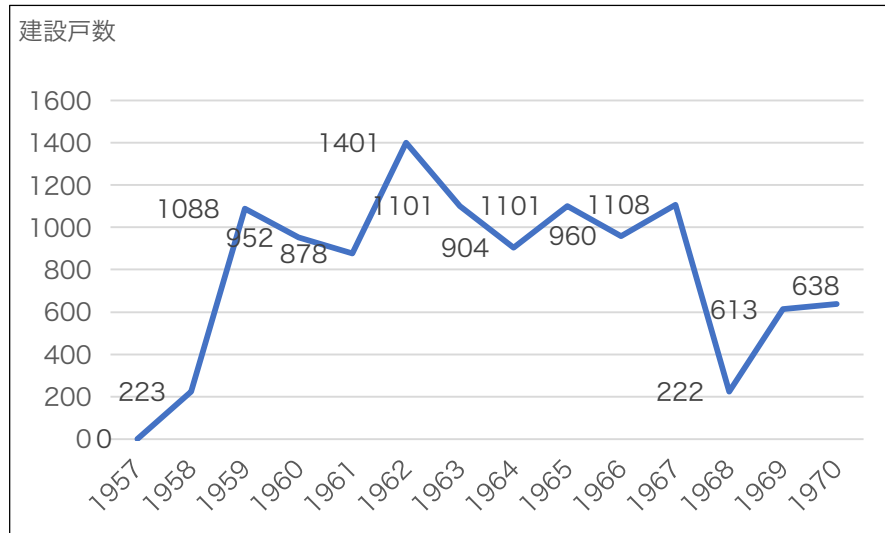


図 4-4 大阪市内における年度毎の中高層融資ビルの建設戸数²²⁾

表 4-4 大阪市内における区毎の中高層融資融資の承認件数の推移（大阪市受付分）²³⁾

	1957年		1958年		1959年		1960年		1961年		1962年		1963年		1964年	
	承認 件数	割合 (%)	承認 件数	割合 (%)	承認 件数	割合 (%)	承認 件数	割合 (%)	承認 件数	割合 (%)	承認 件数	割合 (%)	承認 件数	割合 (%)	承認 件数	割合 (%)
旧東区	20	15.6	28	21.2	26	22.2	30	23.8	20	14.1	17	13.9	12	12.1	5	7.1
旧南区	39	30.5	37	28.0	17	14.5	15	11.9	28	19.7	20	16.4	11	11.1	12	17.1
中央区（東区+南区）	59	46.1	65	49.2	43	36.8	45	35.7	48	33.8	37	30.3	23	23.2	17	24.3
東西南北区の合計	99	77.3	97	73.5	76	65.0	84	66.7	89	62.7	68	55.7	46	46.5	32	45.7
大阪市全体	128	100.0	132	100.0	117	100.0	126	100.0	142	100.0	122	100.0	99	100.0	70	100.0

次に、中高層融資ビルの基本的な概要について、建設省、大阪府、そして大阪市がそれぞれ中高層融資の実態を把握するために行った、調査資料に基づいて素描する（表 4-5）。

まず、1957 年度と 1958 年度における大阪の中高層融資ビルの概要を比較すると、殆ど同様の傾向を示しており、いずれも共同建築の比率は低く、個人による申請が過半以上を占めている。建物の規模もほぼ変化はなく、約 150 m²の建築面積に 3~4 階建となっている。これらの結果から、中高層融資ビルは、個人によって中心市街地の狭小敷地に建てられた、小規模ビルとしてその姿が浮かび上がってくる。全国と比較した場合は、大阪の方が一回り規模が大きくなっている。

表 4-5 中高層融資融ビルの概要比較 ²⁴⁾²⁵⁾²⁶⁾

年度	1957年度	1957年度	1958年度
調査対象	6大都市調査分 (東京・大阪・名古屋・ 横浜・京都・神戸)	大阪市建築局 申請受理分	大阪府建築部 大阪市建築局 申請受付合計分
申請受付(受理)件数	1051	230	429
うち共同建築(%)	6.6	3.0	6.5
個人/法人(%)	51.9/48.1	50.4/49.6	56.9/43.1
平均延面積(m ²)	340.5 50～75坪が全体の 21.0%で最も多い	542.45 50～100坪が全体の 37%で最も多い	554.84 50～100坪が全体の 35.9%で最も多い
平均建築面積(m ²)	109.09 30～50坪が全体の 21.3%で最も多い	140.17 30～50坪が全体の 26.5%で最も多い	164.53 30～50坪が全体の 24.2%で最も多い
平均地上階数	- 3階が全体の58.6% で最も多い	4.0 4階が全体の56.2% で最も多い	3.57 3階が全体の67.6% で最も多い

(2) 中央区における中高層耐火建築物の建設状況

中央区における中高層融資ビルの建設量が全体に占める割合、つまり普及の度合いを、複数の統計資料を組み合わせ、一部推計によって補うことで把握する。前述の通り、大阪における中高層融資は大阪府と大阪市の両方が受け付けていたことから（1959年以降はほとんど大阪市に一本化される）、それぞれの統計資料から中央区内の中高層融資ビルの承認件数を合算し、建設棟数と見做す。

一方の比較対象の母数としては、中央区内における非木造の居住産業併用建築の着工棟数を設定する。中高層融資ビルが耐火構造の併用住宅であることから、同構造・同用途の建築の着工棟数に占める割合によって、その普及の度合いを測ることが可能であると考えた。ただし非木造かつ居住産業併用建築のクロス統計データは公表されていないので、ここでは構造別着工棟数から非木造率を算出し、これを同年の用途別による居住産業併用建築の着工数に掛けた数値を近似の推計値として採用した。

その結果が表 4-6 である。中高層融資の受付が毎年6月末に締め切られ、その後承認を得てから建築確認申請、そして着工というタイムスケジュールを考えると、承認の翌年に着工すると考えるのが妥当であろう。従って 1957年の承認件数と 1958年の着工棟数を比較すると、その割合は73%、翌年は56%となり、中高層融資が始まった当初は、その年に着工した非木造の居住産業併用建築のうち、過半が中高層融資を活用した建築であると推定することができる。1959年以降も比率は下がるものの、3分の1以上が中高層融資を活用していることになり、最初のインパクトから、その影響の度合いは常に高かったとみて差し支えないだろう。

表 4-6 中央区における中高層融資ビルの承認件数と規模の比較 ²⁷⁾²⁸⁾²⁹⁾³⁰⁾³¹⁾

年		1957	1958	1959	1960	1961	1962
中高層融資ビル	大阪市承認件数	59	65	43	45	48	37
	大阪府承認件数	41	30	7	7	5	—
	合計(A)	100	95	50	52	53	37
居住産業併用建築着工棟数		308	370	360	310	221	183
中央区における非木造率 (%)		32.02	36.94	47.27	49.48	60.36	70.3
非木造の居住産業併用建築着工棟数(B)		99	137	170	153	133	129
A/B (%)		—	73.00%	56.00%	33.00%	39.00%	41.00%

※網掛けは推計値。大阪府の推計値については、1957年の市全体の承認件数が101件、1958年については中央区の申請件数が60件であることがわかっていることから、同年の市の実績値の割合を用いて推計した。

(3) 中高層耐火建築物の建築的特徴

大阪市都市計画局建築指導部に保管されている「建築物に係る台帳」には、1957年から1959年までに受け付けた建築確認申請のなかに、備考欄に「中高層耐火」と記載されたものがあることから（全てではない）、旧東区で35件、旧南区で44件の申請があったことが確認できる。そして台帳に記載の敷地位置に基づき現地確認を行ったところ、旧東区で10件、旧南区で13件の合計23件の中高層融資ビルが現存していることがわかった。一見したところ、前面道路の道路境界線と、その両側の敷地境界線にほぼ接するように、敷地一杯に建物が配置され、3階建て以上の場合、ファサードは1階と2階以上で分割され、2階以上は基準階を反復したデザインになっているものが多く見受けられる。またファサードの間口一杯に水平連続窓が設けられ、その両端に特徴的な袖壁を設けたものが多い。その分布を図4-5に、概要と現地調査による外観の特徴並びに、現在も居住しているかどうかについて表4-7と写真4-3にまとめた。平均の地上階数3.8階は表4-5の統計値と同規模を示している。面積についても、1万㎡を超えて別格に規模の大きいUR瓦町アパートを除くと635㎡となり、表4-5の統計値よりも1.5割増しとなるが、小規模ビルの範囲内とみて良いだろう。水平連続窓をもつ事例の割合が50%となっているが、角地に立地する事例を除いて計算すると約71%と高い割合を示し、前面道路からしか採光を確保できないことに対する対策としての水平連続窓の採用という関係性が読み取れる。また、外観からの判断によるので厳密性を欠くが、併用住宅として建てられた中高層融資ビルではあるものの、現在も居住用途をもっている事例は少なく、全階が事業用に使われている事例が多いことがわかった。

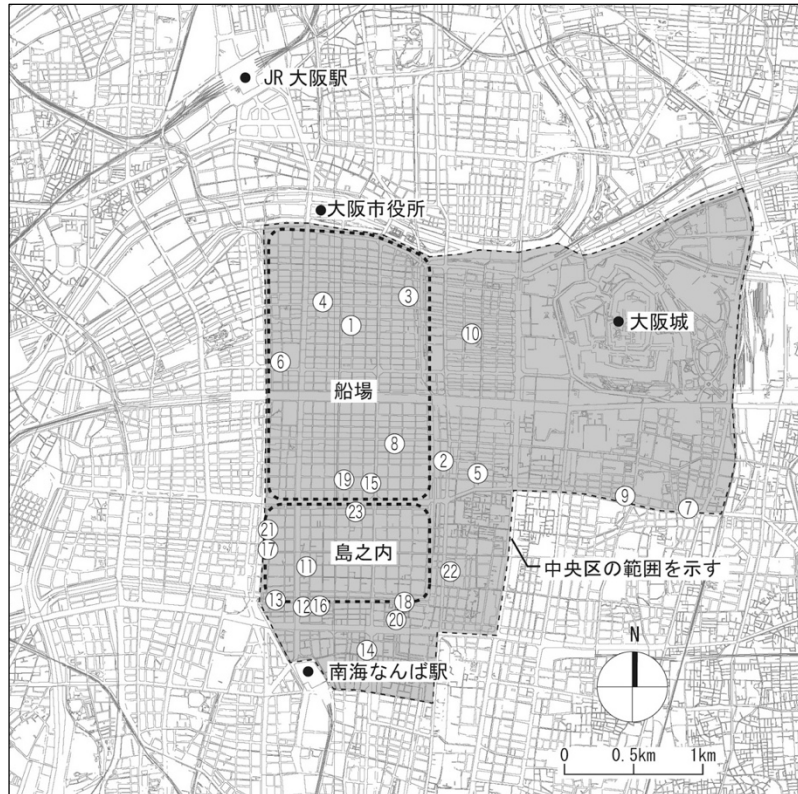


図 4-5 現存が確認できた中高層融資ビルの分布

表 4-7 現存が確認できた中高層融資ビルの一覧表

旧東区											
No.	確認年月日	現在の建物名・企業名	敷地位置	構造	申請面積 (㎡)	地上階数	基準階	連窓	袖壁	現在の居住	備考
1	1958/2/5	中村電機	瓦町3-1	耐火	154.22	3	○	○	×	×	
2	1958/2/5	大和菓子	住吉町28-5	簡易耐火	190.15	2	—	×	×	○	角地
3	1958/2/4	高田ビル(共同ビル:2件)	道修町1-19-1.9	耐火	230.74	3	○	○	○	×	
4	1958/5/15	旭洋ビル	平野町4-6, 7, 8	耐火	1684.80	7	○	○	○	×	7階セットバック
5	1958/7/7	UHA味覚糖R&D	十二軒町17-2.4	耐火	1862.45	4	○	○	○	×	
6	1959/1/20	川瀬ビル	本町5-7	耐火	1176.10	4	○	○	○	×	
7	1959/3/12	上畑清酒店	山之下町112	耐火	215.93	3	○	×	×	○	角地
8	1959/2/23	吉川宗商店	南久宝寺1-25	耐火	388.93	3	○	○	×	○	後に4階増築
9	1959/4/8	共同建築 (5件)	清水谷東之町480	耐火	1607.41	3	○	×	○	○	角地
10	1959/3/28	ムソー	大手通2-5-1	耐火	443.31	3	○	○	○	×	
旧南区											
No.	確認年月日	現在の建物名・企業名	敷地位置	構造	申請面積 (㎡)	地上階数	基準階	連窓	袖壁	現在の居住	備考
11	1958/4/9	増田漆器店	心斎橋筋2-36-8	耐火	156.93	3	○	×	片側のみ	?	角地
12	1958/4/24	ナルミヤ戎橋画廊	九郎右衛門町40-1, 41	耐火	462.38	3	?	?	?	×	ファサード改修
13	1958/5/23	与太呂	九郎右衛門町66	耐火	186.91	2	—	×	×	×	
14	1958/5/27	井川産業	日本橋筋2-43	耐火	280.46	4	○	×	×	×	角地
15	1958/6/4	加佐松ビル	塩町2-11-1, 12-3	耐火	517.65	4	○	○	○	×	
16	1958/10/11	中座くいだおれビル	西櫛町11	耐火	1710.58	8	?	?	?	×	ファサード改修
17	1959/2/14	橋本ビル旧館	南炭屋町37	耐火	334.99	3	○	×	×	×	
18	1959/2/14	岡本ビル	二ツ井戸町17-4	耐火	190.89	3	×	×	×	○	
19	1959/3/17	ハヤシ	安堂寺橋通3-61-2-2	耐火	678.76	2	—	×	○	○	
20	1959/3/14	十一電気商会	高津3-38-11	耐火	306.03	3	○	○	○	?	
21	1959/4/25	島貴族	北炭屋町9	耐火	328.73	4	?	?	?	×	ファサード改修
22	1959/6/8	UR瓦屋町アパート	瓦屋町3-68-33~36	耐火	11553.00	9	○	×	×	○	角地
23	1959/5/6	市川ビル	鯉谷中之町59-5, 59-6, 62	耐火	870.68	4	○	○	×	×	
					平均申請面積	平均階数	16/17	10/20	10/20	7/21	
					全体	1110.09	3.8階	94%	50%	50%	33%
					22除く	635.41					

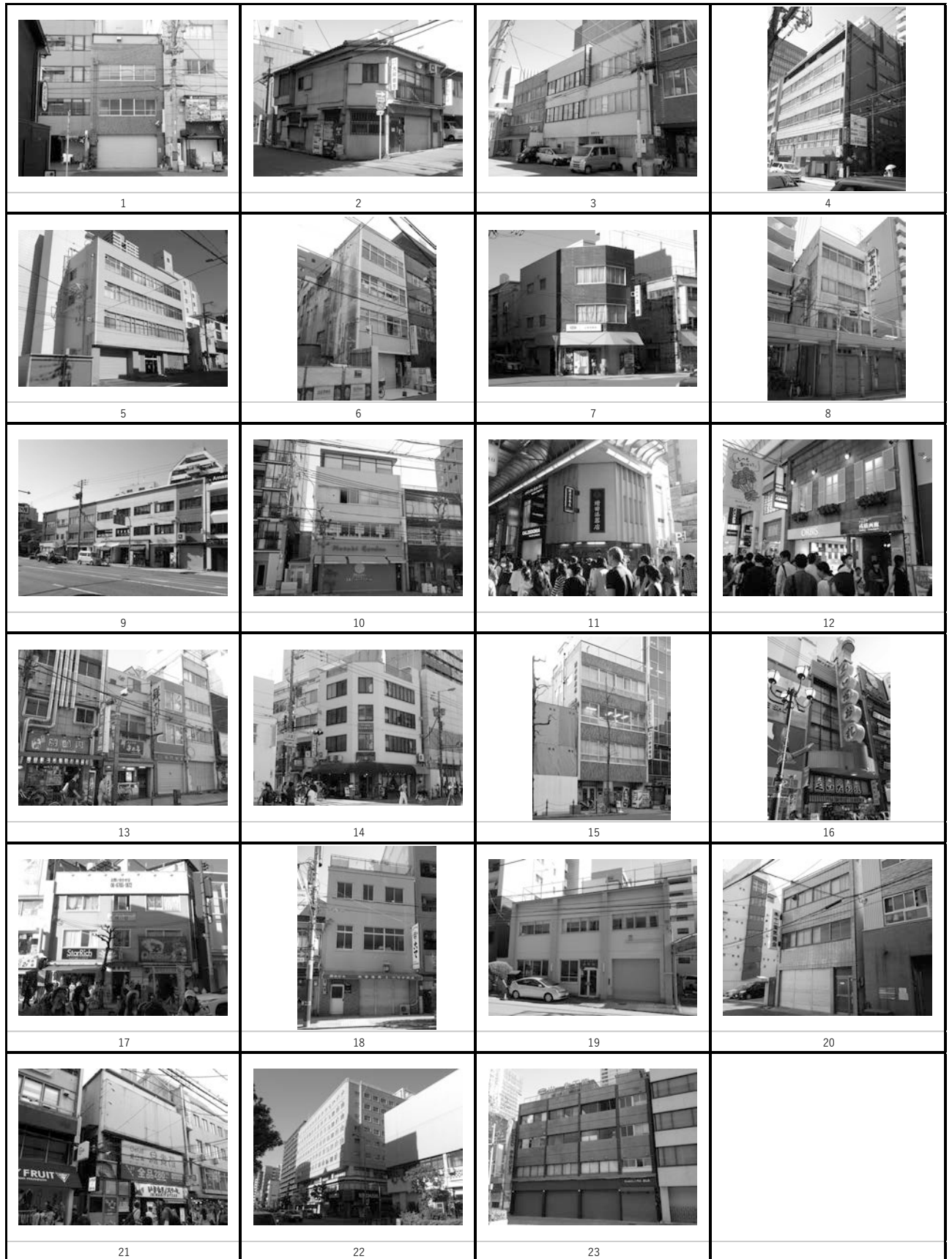


写真 4-3 現存が確認できた中高層融資ビルの外観写真一覧

表 4-8 現地調査による中高層融資ビルの建築的特徴

前面道路の間口に対して隣地境界線間の幅一杯のファサード
2階以上は住居・非住居に関わらず同一の基準階構成
ファサード両端に建築基準法の防火上の「そで壁」に相当する小壁を設置
間口のほぼ全幅にわたって水平連続窓を設ける
かつての居住部分を業務用に転用していると思われる事例が多い



写真 4-4 典型的な中高層融資ビルの外観 (No.15)

4-4. モデルとしての「商店建築図集」

(1) 住宅金融公庫による事例集

本節では、これまでとは別の角度から中高層融資ビルの建築的特徴を確認する。

前述の通り、住宅金融公庫は独自の建設基準を定めるなど、設立当初から日本の住環境の質の向上をその目的に掲げていた。公庫は建築主や設計者、工務店らが合理的に居住水準の高い住宅建設を実現できるよう、公庫設立の翌年から標準設計図を作成して普及に努め、標準設計図の中から平面図と立面図の一部を集録した平面図集を作成し、受託地方公共団体や金融機関等の窓口にて閲覧に供すると共に、一般向けにも図書として発売した。特に平面図集は融資住宅を建設する人々の参考資料として、非常に人気を博したという³²⁾。

平面図集は木造一戸建てを対象に制作されたものが中心だが、中高層融資ビル向けには、融資開始3年目の1959年に「中高層の実例によるコンクリートの商店図集(以下「商店図集」とする)」が発行されている³³⁾。はしがきには「今後この融資制度(中高層融資)を利用される方々の便宜を計り、あわせて一般に同様の建築を計画される方々の参考に資することができれば幸いです。」とあり、公庫融資のみならず、広くこの時代の中高層建築物の質の向上を目指したものであることが謳われている。本文は「設計図例1」として「家族・従業員の住宅をもつ商店」が43事例、「設計

図例 2」として「賃貸住宅を主とした建物」として集合住宅が 20 事例掲載され、後半は中高層融資を受けるための手引書として融資条件や手続きの流れ、注意点などが詳しく解説されている。



写真 4-5 中高層融資の実例として紹介されている建築の外観写真

(2) 「商店図集」にみる中高層耐火建築物の建築的特徴

商店図集に掲載された中高層融資ビル 43 事例の建築的特徴をまとめると、表 4-9 のようになる。面積規模と階数は全国の統計結果である表 4-5 と同傾向を示しており、実際に大阪を含めて各都市で建てられた中高層融資ビルの状況を表しているといつて良いだろう。また各部の形態的特徴についても、表 4-7 で示した大阪市中央区内に現存する中高層融資ビルの傾向と同じ特徴を読み取ることができる。むしろその特徴を有する建築の割合は、「商店図集」の方が高い。図集や公庫が定めた建設基準には、特にこのような建築を計画することを義務づけたり、または推奨するような記述は見当たらないが、この表の結果からは、公庫がこれらの建築的特徴を有する建築物を模範として社会に提示していたことは明らかだろう。

従って、大阪市中央区の中高層融資ビルで確認された建築的特徴は、大阪の中心市街地に限定されるものではなく、日本各地の中心市街地で同様に見られた一般的特徴であるといえる。その原因として「商店図集」がどの程度の影響を直接的に及ぼしたのか、確認することはできなかったが、市街地に小規模な併用住宅を建設する際の、ひとつの典型として機能していたのではないかとと思われる。

表 4-9 商店図集に掲載された「家族・従業員の住宅をもつ商店」の一覧表

No.	現在の建物名・企業名	所在地	構造	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	地上階数	基準階	連窓	袖壁	備考
1	ユニバースフォト	大阪市南区	RC	67.09	271.04	4	○	○	○	
2	丸六食品店	名古屋市中区	RC	70.25	237.38	3	○	○	×	
3	西日本新聞社	下関市大字岬之町	RC	102.78	248.86	3	○	×	×	
4	大田ビル	名古屋市中区	RC	52.70	222.51	4	○	×	○	平面図のみ
5	山王・三浦商店	大阪市西区	RC	73.50	236.17	3	○	○	×	
6	二見商店	東京都中央区	RC	62.98	277.90	4	○	○	○	
7	中央電気工業ビル	大阪市北区	RC	90.55	274.08	3	○	○	○	
8	中野洋家具店	富山市下木町	RC	63.20	197.83	3	○	○	○	
9	企蒲鉢店	神奈川県小田原市	RC	67.88	202.35	3	○	○	○	
10	村井洋品店	岐阜市神田町	RC	83.29	257.44	3	○	×	×	
11	伊藤ビル	高松市井口町	RC	126.00	276.92	3	○	○	○	
12	八百幸商店	名古屋市中区	RC	111.67	323.86	3	○	○	○	
13	竹屋洋品店	東京都台東区	RC	93.30	233.72	3	○	○	×	平面図のみ
14	坪井商店	名古屋市中区	RC	94.85	261.60	3	×	○	×	
15	丸浜ビル	横浜市中区	RC	105.35	296.72	3	×	×	○	
16	植田文房具店	京都市下京区	RC	102.56	330.79	3	○	○	○	平面図のみ
17	常盤自動車店	高松市南瓦町	RC	54.35	198.19	4	○	○	○	
18	駿河屋商店	和歌山市友田町	RC	97.33	299.14	3	×	×	○	袖壁2階まで
19	石黒商店	名古屋市中区	RC	79.62	288.17	4	○	○	○	
20	神尾商店	東京都台東区	RC	105.81	330.64	3	○	○	○	
21	東屋帳簿店	東京都中央区	RC	122.02	342.80	3	○	×	○	
22	はとやビル	広島市荒神町	RC	94.57	296.22	3	○	○	○	
23	西脇蒲団店	名古屋市中区	RC	95.62	286.24	4	×	○	○	
24	渡辺ビル	東京都港区	RC	106.65	363.81	3	○	×	×	
25	山田商店	金沢市片町	RC	183.56	625.95	4	○	○	○	4階セットバック
26	柴新商店	岐阜市吉野町	RC	73.79	301.45	4	○	×	○	
27	菊饅頭総本店	名古屋市中区	RC	144.19	526.62	3	○	○	○	
28	植村ビル	姫路市中二階町	RC	147.54	588.26	4	×	×	×	
29	金剛ビル	新潟市流作場	RC	112.03	324.17	3	○	○	○	
30	新宅医院	大阪市阿倍野区	RC	143.07	347.92	3	○	○	×	
31	うぐいすや	松山市道後湯月	RC	131.67	357.44	3	×	×	×	3階セットバック
32	日本勧業証券ビル	小倉市魚町	RC	68.65	276.64	4	○	○	×	
33	東和ビル	東京都台東区	RC	96.17	485.15	4	○	○	○	
34	日下・仲田共同ビル	茨城県土浦市	RC	111.74	372.20	4	○	×	×	4階セットバック 共同建築 (2件)
35	中筋駅前ビル	岡山市上石井	RC	114.51	455.89	4	○	×	×	共同建築 (4件)
36	納屋橋ビル	名古屋市中村区	RC	150.79	821.26	5	○	○	○	共同建築 (4件)
37	宇都宮観光ビル	栃木県宇都宮市	RC	756.88	2195.43	3	○	○	○	共同建築 (13件)
38	鎌田駅前共同ビル	東京都大田区	RC	823.80	2373.28	3	○	○	×	共同建築 (12件)
39	林ビル	名古屋市中区	RC	320.45	1142.96	3	○	○	○	
40	西野商店	徳島市西船場町	RC	287.49	940.87	4	○	○	○	
41	中国交通ビル	岡山市上石井	RC	180.65	782.09	4	×	○	○	袖壁片側のみ
42	佐々木ビル	岡山市内山下	RC	135.42	547.14	4	○	○	○	
43	香川県教科図書ビル	高松市新湊町	RC	179.29	548.68	3	○	○	×	
				平均面積	平均面積	平均階数	36/43	31/43	28/43	
				146.18	478.32	3.4	84%	72%	65%	

4-5. 小結

住宅金融公庫による中高層耐火建築物融資制度は、日本の既成中心市街地の大きな課題であった不燃化と高度利用の推進に住宅政策から取り組んだものであり、1957年以降、戦後復興期に建設された木造建築物等の耐火建築物への建て替えを促し、都市の不燃化に大きく貢献した。しかし一方で狭小敷地のいわゆるペンシルビルの大量建設を助長する結果ともなり、都心の高度利用という

観点からは、大きな課題を残す結果となった。その対応策として、公庫は融資対象の最低規模を段階的に高めて小規模ビルへの融資を制限するようになる。

大阪でも既成中心市街地の不燃化を推進すべく、大阪府が追加融資制度を独自に行うなどして耐火建築物への建て替えを後押しした結果、1958年と59年に建設された非木造の併用ビルの過半は中高層耐火建築物融資を活用したものとなり、1959年以降も3分の1以上が中高層融資を活用していることが推定できた。街並みを構成するその建築的特徴には、前面道路の間口に対して隣地境界線一杯に建てられた、地上3階～4階建のビルで、水平連続窓による基準階の構成と、ファサードの両端に袖壁をもつものが多いという共通性が見て取れた。

それは住宅金融公庫が模範的事例として示していた中高層帯建築物の特徴と一致するものであり、住宅金融公庫が既成中心市街地の街並み形成に大きな影響を与えたことが覗えた。これは大阪に限定されたことではなく、主要都市の既成中心市街地に共通してみられる街並みでもあり、同じ時期に同様の建築的特徴を有する建築物が、日本の都市部に大量に建設されたことを裏付けるものと考えられる。

それは既成中心市街地の敷地条件と、近世から継承されてきた職住一体の生活様式、個人もしくは中小企業が建替えに低利の融資を必要としたことなどが前提としてあり、隣地と近接することに対する防火対策としての袖壁と、前面からしか有効採光を得ることが出来ない敷地条件からくる水平連続窓の採用という、この時代の既成市街地に固有のビルディングタイプを生み出したといえる。

中高層耐火建築物の建設に大きな影響を与えた要因との関係を、時系列に整理して図示するとおおよそ図4-6のようになり、中高層耐火建築物が戦後の都市部の住宅不足対策と不燃化政策に呼応して、10年ほどの間に集中的に出現した、中心市街地に固有のビルディングタイプであったことを示している。融資の目的通りに不燃化は進んだが、共同化による土地の高度利用は思うように進まず、本格的な高度利用は1973年の総合設計制度の導入を待つことになる。

最後に、中高層融資ビルの用途変更の優位性について述べる。この時代の小規模ビルの住宅や共同住宅への用途変更については、旧耐震基準の問題の他、建築基準法によって住居に求められる1/7以上の高い採光面積の確保が困難であることや、とりわけ検査済証を取得していない建築物が数多く存在するなど課題が多い。その点、中高層融資ビルは、過半を住居として採光面積を確保した設計がなされており、融資の手続き上、行政による竣工時の検査が義務づけられていたことから、検査済証を取得している確率が極めて高い。従って都心の建築ストック活用としてのリノベーションやコンバージョンにおいては、中高層融資ビルの用途変更に重点的に取り組むことが、現実的にも有効な方策のひとつとなると考えられる。

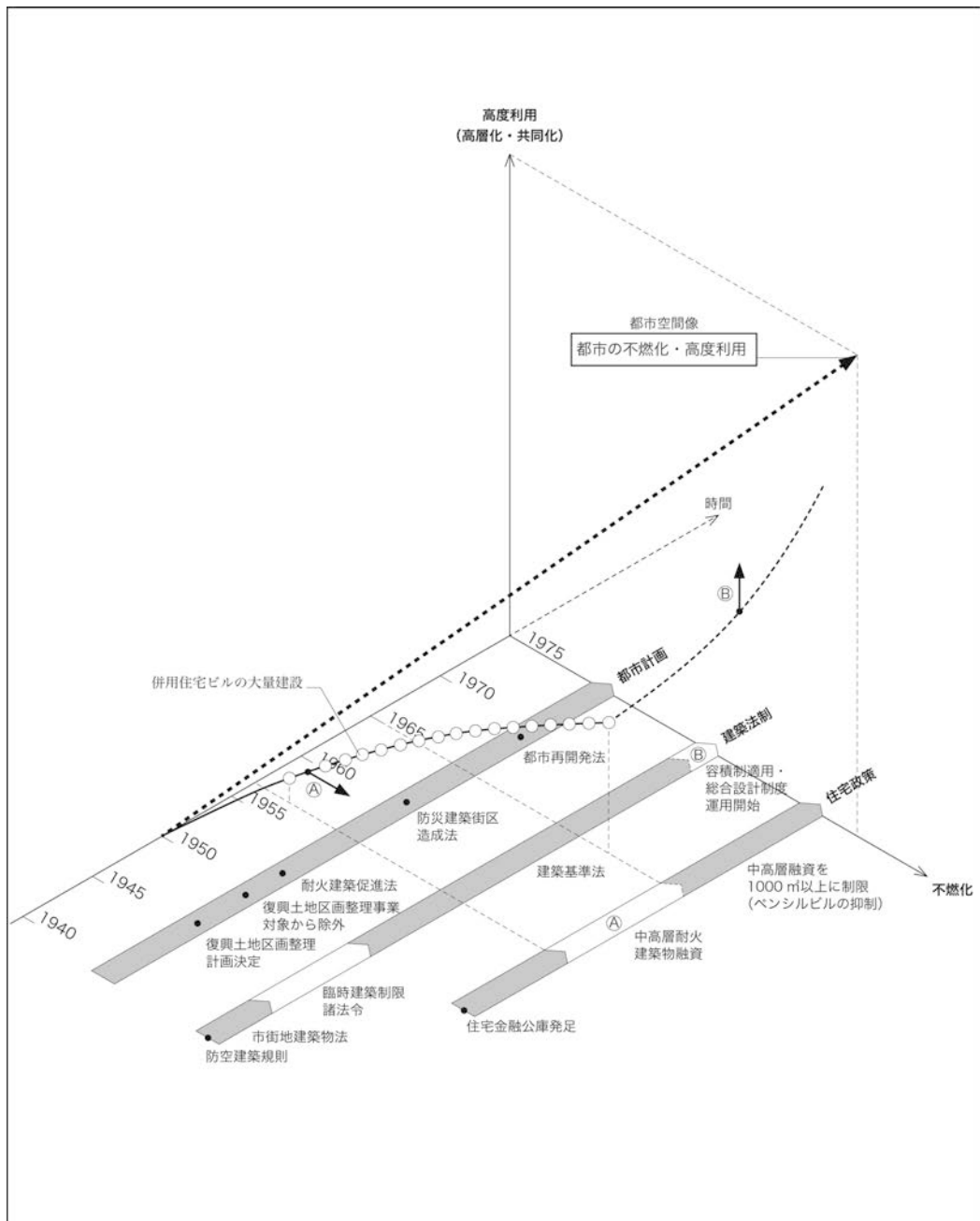


図 4-6 中高層耐火建築物の建設と都市との関係

参考文献

- 1) 初田香成:共同建築から雑居ビルへ—都市建築としての戦後ビル建築史—,前現代都市・建築遺産計画学的研究[若手奨励] 特別研究委員会報告書,日本建築学会,pp.33-40,2013
- 2) 国土交通省:検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン,2014.7
- 3) 大阪大学工学研究科都市環境デザイン研究室:船場バナキュラー建築,船場を読み解く,pp.50-61,2004.3
- 4) 田中正幸・小浦久子:町並みの乱雑さに関わる景観構成要素に関する研究—大阪船場地区の歴史性の持続に向けて—,日本建築学会近畿支部研究報告集,pp.477-480,2005

- 5)前掲書 1)
- 6)大阪市役所:大阪市戦災復興誌,1958.3
- 7)大阪市建築局:昭和 32 年建築統計年報, 1958.11
- 8)初田香成:都市の戦後 雑踏のなかの都市計画と建築,東京大学出版会,2011.5
- 9)越澤明:復興計画 幕末・明治の大火から阪神・淡路大震災まで,中央公論新社,2005.5
- 10)初田香成:都市の戦後における「共同建築」という試み,建築ジャーナル,No.1234,pp.36-39,2015.2
- 11)建築と社会,Vol.33,No.952,日本建築協会,pp.12-13,1952.12
- 12)住宅金融公庫 50 年史編纂担当:グラフで見る公庫の実績,住宅金融月報,No.581,pp.42-51,2000.6
- 13)住宅金融公庫 20 年史編さん委員会:住宅金融公庫二十年史,住宅金融公庫,p.122,1970.6
- 14)前掲書 13),p.125
- 15)前掲書 13),p.125
- 16)前掲書 13),pp.76-79
- 17)公庫 50 年の歩み あの日のあの時-長期連載-〈第 12 回〉容積制限の導入と割増増資の推進,住宅金融月報,No.566,pp.3841,1999.3
- 18)「大阪市の総合設計制度」編集委員会:大阪市の総合設計制度-概要・実績・事例-,大阪市計画局,p.38,1992.6
- 19)大阪市建築局:昭和 34 年建築統計年報,p.11,1960.11
- 20)大阪府建築部指導課:大阪府中高層耐火建築物金融融資制度による融資の状況,1959.11
- 21)大阪府行政局統計課:大阪府統計書,昭和 36 年版-39 年度版,1962-1970
- 22)大阪市建築局住宅部:大阪市住宅統計資料,pp.40-41,1971.11
- 23)大阪市建築局指導課:建築統計年報,Vol.8(昭和 39 年 1 月~12 月),1965.10
- 24)建設省住宅局:中高層耐火建築物促進に関する調査結果報告書 併存住宅調査,1958
- 25)大阪市建築局住宅建設課:昭和 32 年度中高層耐火建築物融資申請及び承認状況に関する調査,発行年不明
- 26)大阪府建築部指導課:昭和 33 年度中高層耐火建築物融資申請実態調査,1958.10
- 27)前掲書 24)
- 28)前掲書 25)
- 29)前掲書 26)
- 30)前掲書 23)
- 31)大阪府建築指導課調査統計係:建築動態月報,Vol.7-Vol.10,No.1-No.12,1958-1961
- 32)前掲書 13),p.57
- 33)住宅金融公庫建設指導部:中高層の実例によるコンクリートの商店図集,1959.11

注

注 1)大阪市都市計画局による「御堂筋周辺(船場地区)の活性化のための具体的方策検討調査業務報告書」(2016.3)では、敷地面積 200 m²未満の小規模敷地が船場地区の過半を占め(2013 年度調査に基づく)、年代的には 1956 年~1965 年の 10 年間に建てられた建築の棟数が突出して多いことが示されている(2006 年度調査に基づく)。

注 2)1989 年に東区と南区が統合されて中央区となった。

注 3)大阪市が提供する地図情報サイト「マップナビおおさか」(2017.5)を元に筆者が作成。

注 4)ただし、建設時の周囲の状況等により 800 m²まで緩和できるとある。

第5章 近現代建築物のコモンズ化

-大阪市「生きた建築ミュージアム事業」をケーススタディとして-

第5章 近現代建築物のコモンズ化

－大阪市「生きた建築ミュージアム事業」をケーススタディとして－

5-1. はじめに

本章では、本論文の題目にある「近現代建築物のコモンズ化」について、地域資源を地域が自ら共的に維持管理する有効な方法論として、都市再生への研究適用が進むコモンズ論の枠組みを用いて、その定義を改めて確認すると共に、第2章から第4章までの近現代建築史研究の成果を踏まえて、近現代建築物の歴史的特徴を総括し、そのコモンズとしての特質に合わせた共的管理の具体的手法として、建築物の一斉公開に可能性を見出し、大阪市が2013年から3年間実施した「生きた建築ミュージアム事業」をケーススタディとして取り上げ、その事業内容と成果を詳細に把握する。その上で、同事業にコモンズの共的管理手法としての要件が備わっているのかどうか、特に都市のコモンズに特有の課題に対応できる持続可能性を有しているのかどうかを確認する。

5-2. 都市コモンズ研究の整理

(1) コモンズの定義

コモンズという用語が広まるきっかけとなった、生物学者のギャレット・ハーディンの問題提起に従えば、コモンズという概念は「利益享受者の全てがルールを守った節度ある利用と必要な維持管理を行うならば持続的に資源から各人が大きな利益を得ることができるが、少数の利用者が近視眼的な自己利益追求を行うならば容易に破壊される性質を有する財」と定義され¹⁾、このような悲劇を避けるためにはどうすれば良いかが、コモンズ研究の主要な研究テーマであるとされる。

コモンズ研究が経済学、社会学、法学、政治学や地域研究等を横断する学際的な活況を呈しているのは、2009年にノーベル経済学賞を受賞したエリノア・オストロムが、世界各国の山野海川でのフィールド調査から、入会林野、漁場、灌漑施設といったローカル・コモンズ（地域共用資源）の管理は、国家によって集権的になされるよりも、資源を分割・私有化して市場メカニズムに委ねたりするよりも、資源を日常的に利用している地域コミュニティが中心となって自治的に管理を行う方が、持続的なガバナンスが効率的に実現されることを理論的に解明したことによる²⁾。

もともと自然資源に対する地域コミュニティの共的管理を対象にした研究であったコモンズは、近年その範囲が拡大され、「都市においても、特定の地域に人々が居住や事業活動の場を共通する以上、地域単位のローカル・コモンズが存在する」³⁾との認識のもと、都市をフィールドにした都市コモンズ（Urban Commons）研究が盛んに行われている。特に景観と景観まちづくりについては多くの事例研究が行われ⁴⁾、ハーディン自身も屋外広告物による景観阻害を「コモンズの悲劇」の一例として挙げている。

先行するコモンズ研究を整理した上で、都市へのコモンズ概念の適用の妥当性を理論的に示した高村は、景観は地域やコミュニティのアイデンティティのよりどころとなるとした上で、「それを構成する地域の人々が建築や屋外広告物に関するルールを守り、景観の保全に努めるならば、良好

な形で維持され、地域の共有財産となる。良好な景観が保たれることで地域の価値は上昇し、皆が持続的に利益を得ることができる。しかし、逆に、少数の者であっても近視眼的な自己利益追求を行い、建築や屋外広告物のルールを無視するならば、景観は、容易に破壊されるという性質を有する」コモンズであるとしている⁵⁾。これは都市計画分野における景観まちづくりの認識ともよく符合する。

(2) コモンズの Common Pool Resource と Common Property Regime

コモンズ研究の質を飛躍的に高め、その理論的骨格を構築したエリノア・オストロムは、コモンズのガバナンスを分析する際に、資源そのものとしての Common Pool Resource と、資源を管理する仕組みや所有制度である Common Property Regime を明確に区別している⁶⁾。

オストロムによれば、Commons Pool Resource は「規模が大きいため、その資源を利用することで利益を享受しようとするフリーライダーを排除することが本来的に難しくなるような性質を持つ自然資源もしくは人工資源」⁷⁾と定義され、魚や牧草、木材といった自然資源だけでなく、橋や駐車場、大型コンピューターといった人工資源も例として挙げられている。そしてオストロムは、このような性質をもつ資源を持続的に管理していくためには、私的所有でも公的管理でもなく、地域の共的管理が優れていることを膨大な事例分析によって実証し、その条件を理論的に明らかにした。

景観まちづくりを例に取れば、景観を構成する建築物や屋外広告物等が Common Pool Resource であり、景観の維持・向上をはかるための共的管理の方法としての景観ルールやまちづくり協議会の組織運営が、Common Property Regime になるだろう。

(3) 都市のコモンズに固有の課題（重層的利益構造）

しかし本来コモンズが対象としてきた地域コミュニティは、自然資源を利用して同一の生業を営む帰属性の強い共同体であり、流動性が高く不特定多数の人々によって構成される都市とは性質が大きく異なる。従って、コモンズの理論をそのまま都市へと適用することはできない。

例えば観光地の景観を例に考えた場合、景観を構成する建築物の所有者やそこで商売を営む事業者は、景観が良好に維持されることによって地価が上昇し、観光客の増加によって利益が増加する。しかし、景観から利益を得る者はそれだけではない。観光地を訪れる不特定多数の観光客も心理的な満足を得ることになり、さらには観光都市としてのブランドの価値向上という意味では、公的な利益にも貢献する。つまり都市のコモンズは、直接の維持管理者に利益（共益）をもたらすのみならず、より広域的な範囲での利益、すなわち公益を発生させる。この重層的な利益享受者の存在を、高村は都市のコモンズの特徴として「重層的利益構造」と呼んだ⁸⁾。重層的利益構造は、都市のコモンズにおいては不可避免的に発生する。都市公園の維持管理やマンションの管理組合運営にはじまり、既成市街地の活性化まで、都市のコモンズにおいては特定の維持管理者によって保たれる資源から、より公的な対象への利益供給を遮断することは合理的に困難と考えられる^{注1)}。

そこで都市のコモンズにおいては、維持管理のコストや労務の負担と、利益享受の非対称性に対処する仕組みの存在が重要となる。高村は法社会学の立場から、「重要となるのは、ローカル・コモンズが地域コミュニティによって維持管理されることによって発生する重層的利益の構造を掴みだし、維持管理者や所有者が公益増進に貢献している部分を税制優遇や補助金支出で支援したり、ルール遵守や維持管理活動への動機付けが高まるような環境を上手く作り出したりといった政策の実施である」としている⁹⁾。更に観光地ではない、より一般的な市街地における景観まちづくりでは、実質的な共益は限定的とならざるをえず、より不特定多数の利益である公益に深く関わることになるため、都市コモンズの維持管理はより難しくなる。そのような条件下で維持管理を持続的なものとするためには、地域コミュニティの外部からの積極的な支援などが必要となるだろう。オストロム自身も、Common Property Regime を中心とする資源管理の仕組みも、地域コミュニティの自治だけでなく、裁判所や専門機関といった外部の支援を要するとしている点で、制度をハイブリッドしながら問題を解決することを重視している¹⁰⁾。

コモンズに関する以上の整理に基づき、以下、近現代建築物のコモンズ化について考察を進める。

5-3. 中心市街地の近現代建築物の歴史的特徴

次に第2章から第4章の各章の成果を踏まえて、中心市街地のコモンズとして位置付けようとしている近現代建築物の歴史的特徴を総括する。各章においては、各々異なる都市領域を対象に、その都市に関わる諸条件や土地の歴史等との関係から導き出されるその場所に固有の特徴に着目したが、ここでは各成果を総合して、近現代建築物全体の特徴を明らかにする。

(1) 高度利用と不燃化

3つの都市域に共通して明らかなのは、近現代期の大阪の都市部に建設された建築物は、高層化と土地の集約による高度利用、そして不燃化という3つの社会的要請のもとに建設されたということである。エリアの特性や建設時期、また計画主体の属性等に応じたその反応が、その場所に固有の建築物を生みだした(表5-1)。

都市計画法によって都心部のほぼ全域が防火地域に指定され、新築の建築物は不燃化が前提となった。大阪駅前市街地改造事業は行政主導の大規模な再開発事業であり、土地の集約と高層化が最大限に達成された。しかし権利者の反対等によって事業が遅延することなく、もし当初の予定通りに1967年度に完了していたら、マスタープラン通りに高さ12階で揃った4つのビルが完成していたかもしれない。事業が遅れたことで、建築基準法上の高さ規制が緩和される時期と事業がちょうど重なり、更なる高層化が図られることとなった。御堂筋沿道建築物については、民間企業によって戦前から徐々に土地の集約は進められていたが、戦争と戦後の経済政策によって民間建築物の新築が抑制され、1960年前後の制限解除を契機に爆発的に最大容積のビル建築物群が建設された。すでに見たように、戦前と戦後復興期は高度利用が最優先というわけではなかつ

た。また高さ規制が緩和されるよりも以前に壁面線と建物高さの揃った都市景観が形成されたため、これが保全の対象となって御堂筋の沿道建築物の高層化は抑制されることとなった。船場・島之内地区は、戦災復興土地区画整理事業から外れたことで零細な敷地割が残存し、民間の自力復興に委ねられたため、戦後間もなくから木造の建築物による復興が進められた。この状況を改善すべく行政が打ち出した補助制度や融資制度に刺激される形で、耐火建築物への建て替えが1955年以降に進められた。但し土地の集約は思うように進まず、4階程度のいわゆるペンシルビルが林立する結果となった。既成市街地の本格的な土地の集約と高層化は、1973年以降の総合設計制度の適用を待つことになる。

表 5-1 各建築物（群）と高層化・土地の集約・不燃化の関係

建築物（群）	3つのベクトル	実現のされ方
大阪駅前市街地改造事業	高層化	事業時期が建築高さの規制緩和と重なるため、大阪駅前の高度利用の要請に伴い、最初の12階から更に高層化が進んだ。
	土地の集約	事業計画の前提として、計画地の土地の集約があったが、権利者の反対によって事業が長期化した。
	不燃化	当然に不燃化が前提されていた。
御堂筋沿道建築物	高層化	当初の都市計画事業では高層化が期待されていたが、戦後の復興期に一度低層化し、1955年以降に一気に高層化が進んだ。そして高さ規制の緩和が始まる1969年には、既に31mの高層化が概ね達成されていたことが、逆に高層化の抑制につながった。
	土地の集約	御堂筋の建設当初から徐々に集約が進んでいったが、零細敷地が集中する街区は、1970年でもビルは建設されなかった。
	不燃化	当然に不燃化が前提されていた。
中高層耐火建築物	高層化	資金力に乏しい個人や中小企業が建築主の中心であり、前面道路も狭いことから、4階建止まりとなった。
	土地の集約	戦災復興土地区画整理事業から外れたことで零細な敷地割が残存し、共同化は進まなかった。本格的な土地の集約が進展するのは1973年から始まる総合設計制度以降となる。
	不燃化	耐火建築が融資の条件であったため、不燃化が進んだ。

ここで留意すべきは、いずれの建築物も必ず何らかの形でその場所の歴史から影響を受けていることである。造成によって更地の広大な建設敷地を生み出した大阪駅前市街地改造事業であっても、駅前の市街地化から戦後の闇市に至る権利者の存在が事業全体に大きくのしかかり、その計画や事業期間に大きな影響を与えた。御堂筋沿道建築物については、その立地と意匠に対して、近世に由来する町ごとの性質と町割が大きな影響を与えていたし、船場・島之内地区に建設された中高層耐火建築物もまた、近世に由来する町割の狭小敷地と、戦災を受けてなお引き継が

れた職住一体の都市的生活様式が、規模とファサードの特徴に共通性を与えた（表 5-2）。

表 5-2 各建築物（群）と都市の歴史との関係

建築物	都市の歴史との主な関係
大阪駅前市街地改造事業	計画前の密集市街地における零細な土地の権利者への対応が、低層部の計画に反映され、更に反対運動によって事業が長期化したことで計画が大きく変更された。
御堂筋沿道建築物	近世に由来する東西軸によって形成されてきた町の特徴が、戦前の建築の立地に影響を与え、戦後の復興期には敷地割の影響で東側に集中して銀行が建設された。
中高層耐火建築物	戦災復興土地区画整理事業から外れたことで零細な敷地割が残ると共に、戦後も旧来の職住一帯の生活様式が続いたことで、併存住宅形式のペンシルビルという、中心市街地に固有の類型ともいえるビルディングタイプを生み出した。

(2) 拡大する都市に広域に分布する近現代建築物

大阪の都市形成史を踏まえた上で、その都市構造の骨格をなす 3 者 3 様の都市域を対象にした結果、進度や規模は違えど、いずれにおいても高度利用と不燃化が進展し、鉄筋コンクリート造等の建築物が建設されたことが改めて示された。これは初田が近代建築史と都市史の違いに言及した際に示した、「戦後は近代建築が全面展開して『図』から『地』へと反転した時代だった」¹¹⁾との認識を、別の角度から確認したことになる。都市生活者にとって、環境全体が近代建築化した時代といえる。

その後、序論で述べたように中心市街地における近現代建築物の建て替えは進展しており、戦後の近現代建築物で構成された都市の地模様が、現代の超高層建築物や複合建築物によって虫食いようになり、その穴が広がり繋がって、現在は、近現代建築物が都市全体に点在して分布したような状況となっている。

従って、近代以前の歴史的建築物を活かしたまちづくりでは、ある特徴を有した特定の領域が明確に定められるが、中心市街地の近現代建築物は都市の全域に分散して分布し、そのような領域設定をすることが難しい。

(3) 急激な変化を伴う「都市化」時代の近現代建築物

第 2 章では大阪駅前市街地改造事業という、長期に渡った単一の再開発事業における建築計画の変化を、第 3 章では御堂筋の街並みを形成する個別の建築物の変遷を明らかにした。いうまでもなく、戦後の復興期から高度経済成長期に日本が経験した急激な都市化は、未曾有の事態であった。長期の歴史的視野に立てば、建築物の特徴はその建築を生み出した時代が長い時間をかけて成熟させていくものであるが、戦後の日本は四半世紀の短期間に、社会的・経済的状況が激変し、法制度が繰り返して更新され、建設技術の工業化が一気に進んで、新しい建築物が建つ度に規模と意匠、建設技術が変わって、安定した建築類型を生み出すことがなかった。

従ってこの時代の近現代建築物は、時代に固有の共通した特徴を求めるよりは、「都市化」の時代の産物として、むしろ変化そのものに着目する視点が求められるように思われる。序論で述べた一般市民にとってのモダニズム建築のわかりづらさは、単に意匠的な特徴がないというだけでなく、このような時代背景にも起因するものとも考えられる。

(4) 特別な存在から、一般化して市民に普及した近現代建築物

第4章では、中心市街地に仮設的な木造建築物を建てて生活や事業を再建した個人や中小企業が、住宅金融公庫の融資を得たことで、狭小敷地に4階建てのペンシルビルを建てていく経緯を追った。これはつまり、個人や中小の企業が、近代的なビルを所有できるようになったことを意味する。戦前までは、近代的な鉄筋コンクリート造の建築物は、公共施設や大企業の社屋、あるいは地域の有力者のみが建設することのできた特別な存在であり、市街地のなかでもランドマークとなっていた。それが戦後の高度経済成長期に入り、誰でもとはいえないが、一市民にも手の届く存在になったのは大きな変化である。近現代建築物の一般化である。前章では特に言及しなかったが、御堂筋沿いに最大容積をもつ大企業の本社ビルが建ち並ぶことで、多くの市民がそのような近代的なビルで働くようになり、大阪駅前市街地改造事業においても、高層ビルの低層部に庶民的な店舗や飲食店が入居し、多くの都市生活者にとって身近な場所として親しまれた。戦前に建てられた百貨店や、銀座や心齋橋筋への買い物は、庶民にとって特別な非日常の体験であったことは対照的である。戦後の高度経済成長期は、生活、労働、そして消費という都市生活における全ての場面において、近現代建築物が一般市民の身近な存在になった時代といえるだろう。

近現代建築物の「地」化とも重なるが、物理的な環境だけでなく、生活様式においても身近な存在となった近現代建築物は、その存在や特徴を意識することが難しくなる。加えて現在においてもこの時代の建築物はその多くが現用で活用されているため、指定文化財のように歴史的・文化的資源として認識することが難しい。

(5) 近現代建築物の歴史的特徴と価値共有の手法

以上、第2章から第4章の近現代建築史研究の成果をまとめれば、中心市街地における特に戦後復興から高度経済成長期に計画・建設された建築物は、高層化と土地の集約による高度利用、そして不燃化が都市全体で漸進しつつ、急激な都市の拡大と変化、そして近代化の波のなかで、①広域に分布し②建築計画の変化が著しく③市民にとって身近な一般的な存在となった。これらの特徴は、ある時代に固有の際だった特徴をもつ建築物が、特定の領域に集中してまとまりを形成する「景観」の価値とは対照的であり、これを地域の共有資源として活かすためには、従来の景観まちづくりの考え方ではうまくいかないことは明らかである。その特徴を一言で表すならば、「わかりづらさ」が近現代建築物の特徴というアイロニカルな表現になるが、だから市民が理解しその価値を共有するのは困難であると性急に結論するのではなく、「都市化社会」から「都市型社会」に以降した今、都市化の時代を歴史的に相対化し、その歴史的・文化的資源としての価値

値を地域で共有する手法を見出すことが求められる。

その意味で本研究が着目する、ロンドンのオープンハウス・ロンドンを発祥とする建築物の一斉無料公開イベントは、都市に分散する建築物を参加者が自ら回遊して自由に巡り、公開される建築物は歴史的建築物から現代建築までその多くが現用で、都市を構成する多様な建築物によって構成され、単に建築物の内部を見学するだけでなく、建物所有者らから直接解説を聞くコミュニケーションによって理解が深まるなど、市街地の近現代建築物の歴史的特徴に対する有効な価値共有の手法なのではないかと考えられる。

5-4. 大阪市「生きた建築ミュージアム事業」の取り組みと成果

(1) はじめに

以下、日本国内の中心市街地における建築物の一斉公開、オープンハウスの事例として、大阪市の「生きた建築ミュージアム事業」を取り上げ、その実施報告書等から事業の体制や運営の実態を把握し、イベントに参加した市民のアンケート調査や建物所有者らへのヒアリングから、その成果を明らかにする。

大阪市では、市内に建つ建築物の再生・活用を推進し、大阪という都市の魅力創造・発信することを目的として、オープンハウスの実施を含む「生きた建築ミュージアム事業(以下「本事業」)」を2013年度から3年間実施した。岡村ら¹²⁾は、本事業を日本における代表的なオープンハウスの事例のひとつとして取り上げている。その中で、明確な都市ビジョンの実現を目的に、「選定・顕彰事業」、「保存・活用事業」、「教育・啓発事業」の全てを一連の事業として総合的に実施しているのは本事業のみである。また、他の事業が町家等の歴史的建築物を中心に公開しているのに対して、本事業は後述する「生きた建築」という概念のもと、近代建築から1990年代の現代建築までを幅広く対象としている点で特徴的であり、オープンハウスの規模が他の事業に比較して格段に大きく、国内最大規模を誇る^{注2)}。

以下、本事業実施の背景として上位計画における位置付けと事業の概要を概括した上で、事業の3本柱である「選定」「再生」、そして「活用」の取り組みを具体的に報告する。

なお、筆者は本事業における有識者会議委員の一員を務め、企画段階から継続的に事業に携わった。

(2) 上位計画における位置付け

本事業は、2012年12月に策定された「大阪都市魅力創造戦略(以下「戦略」)」に位置付けられる。大阪府と大阪市は、いわゆる大阪都構想など、府市共通の課題について協議することを目的に、2011年12月に大阪府市統合本部を設置した。その議題のひとつに都市魅力創造があり、具体的な戦略を検討することを目的に、統合本部の決定に基づいて大阪府市都市魅力戦略会議が設置された。

「戦略」では、府市戦略の一本化によって推進する「水と光の首都大阪の実現」「文化施策の評価・企画・シンクタンク機能の構築」「世界の観光客が憧れる大阪の実現」の3つの重点取り組みに加え、「世界第一級の文化観光拠点の形成」を目的に、市内5箇所を重点エリアに定め、各エリ

アのマネジメント方針を示している。その中のひとつに「御堂筋フェスティバルモール化」があり、「御堂筋及びその周辺エリアが一体となり、四季を通して、クオリティの高いにぎわいを創造・発信」するとしている。その実現のために示された3つの具体的なプロジェクトのひとつが、「生きた建築ミュージアム」である。なお「生きた建築ミュージアム」には、御堂筋に加えて船場や中之島等の周辺エリアも対象範囲に含まれている。大阪という都市それ自体を、建築博物館に見立てようとするものだ。

(3) 事業概要

「戦略」を受け、2013年度から大阪市都市整備局を主要部局として、「生きた建築ミュージアム事業」が事業化された。「戦略」では2015年を全体のシンボルイヤーと位置付けていることから、本事業は2015年度までの設定で開始された。

事業実施にあたって、8名の委員からなる有識者会議が設置された。その構成は表5-3の通りである。歴史的建築物等の再生・活用や都市魅力創造などに関する学識経験者に加え、夜間の魅力づくりの重要性から、建築や橋梁のライトアップの実績豊富な照明デザイナーや、商業リーシング等によって建物やエリアの再生に実績のある企業の代表、更にインターネットや印刷物による情報発信におけるデザインを重視し、グラフィックデザイナーが委員に名を連ねている。

本事業の3年間のおよそのスケジュールと事業予算は、図5-1と表5-4のように設定された。以下、各取り組みについて詳細に報告する。

表 5-3 有識者会議の構成

氏名	所属	(50音順、※座長)
		専門
嘉名 光市	大阪市立大学大学院工学研究科 准教授	都市計画史・景観論
倉方 俊輔	大阪市立大学大学院工学研究科 准教授	近現代建築史
後藤 哲也	株式会社 オー・プロジェクト代表取締役	グラフィックデザイン
澤田 充	株式会社 ケイオス 代表取締役	地域活性・ブランディング
高岡 伸一	大阪市立大学都市研究プラザ特任講師	建築設計・ストック活用
長町 志穂	株式会社 LEM空間工房 代表取締役	照明デザイン
橋爪 紳也 ※	大阪府立大学21世紀科学研究機構 特別教授	都市文化論・観光産業
吉田 豊	大阪商工会議所地域振興部長	地域振興
堤 成光	(2015年6月に吉田氏から堤氏へ交代)	



図 5-1 事業スケジュール

表 5-4 各年度の事業予算

	(単位:千円)	
	年間 事業予算	うち 再生補助予算
2013年度	25,124	16,000
2014年度	45,842	34,400
2015年度	42,931	34,000

(4) 選定：「生きた建築」と「大阪セレクション」

「生きた建築」

有識者会議では、まず大阪という都市の魅力を創造・発信する「建築ミュージアム」を構成する建築物とは、一体どのようなものであるかについて議論し、本事業に独自の概念として「生きた建築」を改めて定義した。結論からいえば「生きた建築」とは、「大阪の歴史・文化、市民の暮らしぶりといった都市の営みの証であり、様々な形で変化・発展しながら、今も生き生きとその魅力を物語る建築物等」¹³⁾のことである。具体的な特徴としては、リビングヘリテージや文化的景観を巡る近年の議論や制度整備を踏まえつつ、大阪という都市の総体を具現する建築物等として、主に次の3点を意識している。

第1は、概ね20世紀全般を対象期間とした点である。文化財においては建設後50年を経過していることがひとつの目安となるが^{注3)}、戦後の近現代建築に対する評価が急務とされる現状を踏まえつつ、大阪という都市の特徴を、同エリア内に近代以降、大大阪時代、戦後の高度経済成長期から大阪万博の時代、そしてバブル経済期を経て現代に至るまで、各時代の建築物が混在している点にあると捉えた。

特徴の第2は、近代建築史にその名をとどめる著名な建築家の作品や、特筆すべき建築物のみならず、その地域やある時代を特徴づける、無名の建築物やインテリアも積極的に取り上げることにした。例えば喫茶店やバー、レストランといった飲食店舗のインテリア空間などは、都市の魅力の重要な側面である大衆文化を語る上で、欠かせない存在と考えたからである。

そして特徴の第3は、「生きた建築」が指し示す価値自体を、文化財としてのそれとは異なる文脈に据えた点である。文化財としての建築物の保存においては、オーセンティシティとインテグリティの保持が重要とされ、とりわけ竣工時のオリジナル本来の特徴が重視される^{注4)}。それは建築物をある時代の「遺産」と捉え、その時点における状態を損なわないように保存・継承しようとする態度といえる。しかし「生きた建築」では、歴史的に古い建築物であっても「遺産」とは捉えず、あくまで現在の建築物として評価することとした。オリジナルに近い状態で現在も活用されている歴史的建築物に、高い価値があることはいうまでもない。しかし多くの建築物では、長いライフサイクルの中で所有者が変わり用途が変更され、その時々々の社会状況や所有者の事情に応じて改修や増改築が重ねられてきた。その結果、長い時間を経た建築物は、竣工時から大幅に改変されている場合が一般的である。しかしそこには、所有者をはじめとする各時代の多様な人々の営みの証が織り込まれ、その記憶の痕跡から、都市の生きた歴史や文化を読み取ることができるはずである。そ

ここで「生きた建築」では、建築物の竣工時から現在に至るまでの時間全体を評価の対象に据え、建築物から語りうる都市の豊かな物語性を重視した。従って文化財としての保存の原則からいえば評価されないいわゆる外壁保存の建築物であっても、何かが継承され、そこに積極的な意義が見出せるならば、「生きた建築」として評価することとした。

つまり「生きた建築」は、建築自体の文化財的な価値よりも、都市の空間と時間を構成する存在としての価値を重視した指標といえる。表 5-5 に、文化財と比較した場合の「生きた建築」の特徴を示す。

表 5-5 文化財と比較した「生きた建築」概念の特徴

	対象期間	対象となる建築	価値の基点	評価基準
文化財	原則として 建設後50年を経過	(建築の)歴史上又は芸術上 価値の高い建造物	竣工時	建築のオーセンティシティ、 インテグリティの保持
生きた建築	概ね20世紀全般	都市の歴史や人々の生活を 物語る建築物やインテリア	現在時	都市の営みの証・歴史の保持

「大阪セレクション」の選定

本事業では大阪の「生きた建築」を代表するものとして「大阪セレクション」を設定し、50件の建築物を大阪市長名で選定した^{注5)}。

選定方法は客観的な評価項目に基づくものではなく、有識者会議の議論によって絞り込まれていた。大阪セレクションは建築の順位を決めるものではなく、50件の全体で大阪という都市の魅力を表現することを目的としたものであり、時代や分布、そしてビルディングタイプ等、バランスと多様性に配慮して全体を決定している。従って大阪セレクションに選定される価値を十分に有している、類似のものが複数ある場合は選外となった建築物もある。また「戦略」が民主導による都市魅力創造を重視していることから民間建築物を対象とし、公共の建築物は除外した。加えて既に価値が定まっているという理由から、指定文化財も対象外としている。

選定では、所有者等の同意が前提となっている。従って選定の過程で、候補となったものの同意が得られなかった建築物がいくつかあった。それらは倉庫等の顧客の財産を管理する建築物や、都市インフラを支える建築物など、存在の周知が不利益となる危険性があると判断されたものである。加えて居住者のプライバシーの問題から、住居系の建築物もいくつか同意を得ることができなかった。

選定によって、建物所有者が何らかの規制や制限を受けることはないが、後述する本事業の再生補助金を受ける資格が得られることを除けば、特に実質的なメリットもない。申出があれば、選定を取り消すことも可能である。このような緩やかな要件にしたのも、前述の通り本事業が保存の推進を直接の目的としたものではなく、建築物を通じて大阪の都市魅力を発信することを目的としたものであって、その魅力を十全に伝えるために必要な建築物について、選定の同意を最大限取りやすくする必要があったためである。また選定された建築物に対しては、オリジナルの「選定プレート」が贈呈された。

大阪セレクションの傾向

大阪セレクションに選定された 50 件の建築物について、写真を写真 5-1 に、一覧表を表 5-6 に、そして地理的な分布を図 5-2 に示す。

範囲は有識者会議の議論によって「戦略」の想定よりも拡大され、北は梅田から南は天王寺まで、東は東横堀川から西は西区の木津川を越えた川口まで広がった。時代は 20 世紀全般としつつも、結果的には大大阪時代に建てられた船場の近代建築と、高度経済成長期に建てられた御堂筋周辺のオフィスビルを中心とする構成となった。

また選定の際に特に意識されたわけではないが、結果をみるとエリア毎に選定された建築物の傾向を読み取ることができる。近代以降、歴史的に大阪の業務地区であり続けてきた北船場と御堂筋に、事務所系の建築が集中していることはいうまでもないが、心齋橋から難波、天王寺のいわゆるミナミは、やはり商業系の建築が中心となった。一方キタの梅田については、純粹に建築物と呼べるものは 1993 年竣工の梅田スカイビルのみで、その他は地下街の吸気塔やターミナル駅の付帯施設といった都市インフラ、またカプセルホテルや喫茶店といったインテリアが選定されている。これは 21 世紀以降、再開発の進展によって建築物の建て替えが進んでいる、大阪駅前エリアの現状を反映した結果といえるだろう。

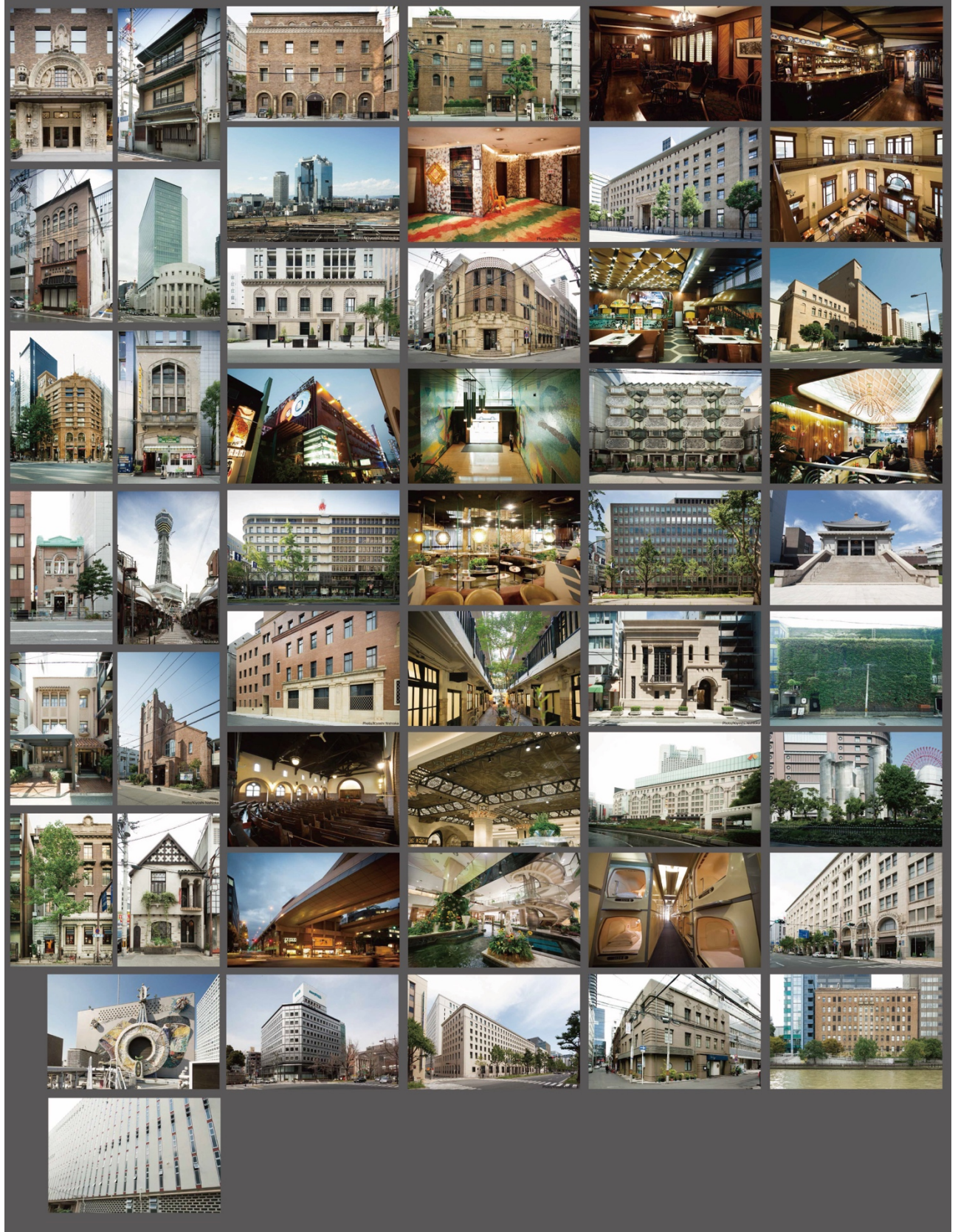


写真 5-1 大阪セレクション 50 件 (西岡潔撮影)

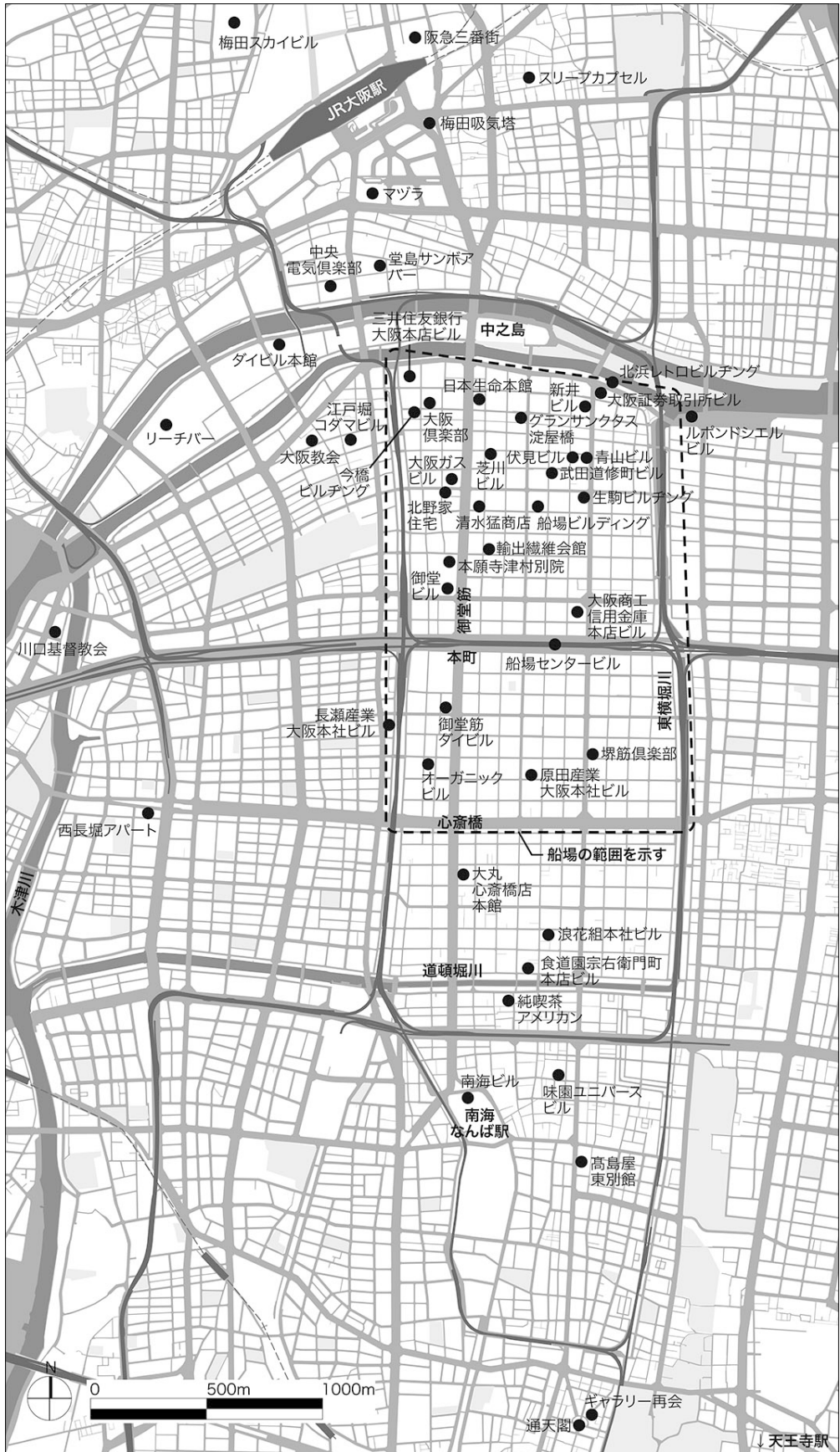


図 5-2 大阪セレクションの分布

表 5-6 大阪セレクション一覧表

分類	件数	1910年代	1920年代	1930年代	1940年代	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代
銀行	1		1926 三井住友銀行 大阪本店ビル							
倶楽部	2		1924 大阪倶楽部	1930 中央電気倶楽部						
百貨店・ターミナル	4		1922 大丸心齋橋本館 1928 高島屋東別館	1932 南海ビル			1969 阪急三番街			
事務所	中高層ビル	10	1928 長瀬産業大阪本社ビル 1928 原田産業大阪本社ビル 1928 武田道修町ビル	1933 大阪ガスビル 1938 日本生命本店本館			1960 輸出繊維会館 1964 浪花船本社ビル 1964 御堂筋ダイヤビル 1965 御堂ビル			1993 オーガニックビル
	超高層ビル	1								1993 梅田スカイビル
教会・寺院	3		1920 川口基督教会 1922 大阪教会				1962 本願寺津村別院			
ホテル	2						1965 リーチバー [リーガロイヤルホテル]	1979 スリープカプセル [カプセルイン大阪]		
商業施設	5					1953 ギャラリー再会 1955 堂島サンボア パー 1955 珠園ユニバースビル	1963 純喫茶アメリカン 1968 食道園宗右衛門町 本店ビル			
都市居住	非本造 (複合用途)	2	1925 船場ビルディング			1958 西長堀アパート				
	近代本造 (複合用途)	2	1924 清水猛商店 1928 北野家住宅							
モニュメント・タワー	2				1956 通天閣	1963 梅田吸気塔				
転用・保存技法等	レストラン等	6	1912 北浜レトロビルヂング	1922 新井ビル 1925 今橋ビルヂング 1926 ルポンドシエルビル 1927 芝川ビル	1931 堺筋倶楽部					
	テナント等	4		1921 青山ビル 1923 伏見ビル	1930 生駒ビルヂング 1935 江戸堀コダマビル					
	保存・活用構法	4	1918 グランサンクタス波屋橋	1929 ダイビル本館	1935 大阪証券取引所ビル					
	都市開発	2						1970 マヅラ [駅前第1ビル] 1970 船場センタービル		

(5) 再生：「生きた建築ミュージアム・大阪セレクション再生補助金」

生きた建築ミュージアム・大阪セレクション再生補助金の交付

本事業では、選定された大阪セレクションの魅力の維持・発展のために必要と認められる工事に対して、工事費の一部を助成する「生きた建築ミュージアム・大阪セレクション再生補助金」が設けられた。単純な工事の補助ではなく、助成に際しては建築を公開するなど、その魅力を社会に発信することを条件とし、工事内容も外観の整備やライトアップ、案内板の設置といった建築の魅力の発信に資するものに限定され、内装工事などは対象とならない。補助金は工事費の2分の1以内かつ800万円を上限とし、事業予算の範囲内で交付される。基本的には公募だが、候補の建築物が大阪セレクションに選定された50件に限定されるため、大阪市の担当者が各建物関係者にヒアリングを行いながら、補助対象が決められていった。

再生事例

交付実績としては、2013年度に堺筋倶楽部、2014年度に通天閣、そして2015年度に長瀬産業大阪本社ビルに対して、それぞれ補助金が交付された。

堺筋倶楽部は1931年に川崎貯蓄銀行大阪支店として建てられた堺筋沿いに建つ建築物で、現在はイタリアンとフレンチのレストランとして活用されている。夜間の演出効果の向上を目的として、外観のライトアップを中心とした改修工事に対する補助金487万円が交付された。改修計画に際しては、有識者会議の委員から意見の聴取が行われ、建築の魅力を効果的に発信する工事となるよう調整が図られた。

通天閣は1956年に2代目として建設された大阪のシンボリック的存在である。今回、免震工事や天井画の復刻を含めた大規模な工事が実施された。その工事の一部として補助金800万円が交付さ

れ、免震部分や照明器具の化粧カバー製作費等に充当された。

長瀬産業は1928年に建築家・設楽貞雄が設計した3階建の旧館を核に、事業の拡大に伴って増築を重ね、その統一感のある建築群が優れた都市景観を創出している化学系商社の本社屋である。旧館の外観の補修とライトアップに対して、560万円の補助金が交付された^{注6)}。



写真 5-2 再生事例（左から堺筋倶楽部、通天閣、長瀬産業大阪本社ビル）（筆者撮影）

（6）活用：「生きた建築ミュージアム フェスティバル大阪 2014・2015」

「オープンハウス」という活用

建築物の魅力はやはり実際に訪れ、その空間を体験して初めて感得されるものである。そこで本事業では、選定と再生に加えて、「生きた建築」を実際に体験してもらう取り組みとして、建築物を一斉に公開する「オープンハウス」イベントを「活用」として実施することにした。

欧州ではオープンハウスは20年以上の歴史を有し、主に2種類のフレームワークのもとに実施されている。ロンドンにおけるオープンハウス・ロンドンを発祥とし、2017年6月現在で35都市が参加するオープンハウス・ワールドワイドと、欧州評議会と欧州連合EUが主導する欧州遺産の日（European Heritage Days）である¹⁴⁾。いずれも年に1回特定の週末に、普段立ち入ることのできない建築物等を原則無料で一斉公開するもので、参加と体験を通じて、建築や都市、あるいは歴史に対する市民の関心と理解を高めることを主な目的としている。イベントには開催地の市民に加えて観光客も数多く訪れ、1992年に始まったオープンハウス・ロンドンなどは、今や毎年700～800件の建築物が公開され、延べ25万人が参加する巨大イベントへと成長している。

ロンドンでは公開される建築物も多岐に渡り、歴史的建築物をはじめ、市庁舎や文化施設などの公共機関、民間企業のオフィスビルや商業施設、更に個人の住宅や集合住宅に至るまで開放される。普段は有料の施設が、この日だけ無料で公開されるところも多い。イベント時には街のあちこちにシンボルカラーであるグリーンのバナーが掲示され、地下鉄の車内や街角でガイドブックを開いて、次はどこへ行こうかと思案する人たちを多く見かけるなど、街全体が祝祭の雰囲気に入れ

る。人気の建物は行列必至で、例えば 2013 年はバターシーの旧火力発電所が再開前最後の公開とあり、6 時間待ちの行列ができたという。公開現場の対応は基本的に各建物に任されており、市民ボランティアが大きな役割を果たす。この機会を企業 P R に活かそうと、事業を紹介するブースを設けてスタッフが説明するところも多い。イギリス人建築家、R・ロジャース設計の代表作であるロイズ本社は毎年人気の建物だが、高いセキュリティが求められる保険会社であるはずなのに、この日は一般のオフィスフロアも開放され、社員の机の上に置かれた書類が見えるような位置まで近づくことができる。

大阪では従来から、「OSAKA 旅めがね」や「大阪あそ歩」等の着地型観光ツアーが実施されており、北船場の近代建築を中心にして、建築を歩いて巡る「まちあるき」が盛んに行われてきた。参加者にとって、専門家やガイドの解説を聞きながら巡るツアーは満足度の高いものであるが、一度の参加人数が 20~30 名程度に限定され、団体行動のため自由に見学することができない等の制約もある。そこで本事業では、オープンハウス・ロンドンをひとつのモデルとして、決まった時間内であれば誰もが自由に見学できる建築物公開を中心とした、オープンハウスイベントを実施することで、より多くの市民が建築の魅力を体験できる機会を設けることを考えた。

実証実験の実施

オープンハウスは、実施主体と建物所有者、そして参加者の大きく 3 つの主体によって成立するイベントであるが、不特定多数の一般参加者が建物内でどのような振る舞いをするか想像がつかないといった点で、プライベートな領域を開放する建物所有者や管理者にとっては、リスクの大きいイベントといえる。オープンハウスの開催には、何より建物所有者らの同意と協力体制が前提となるが、実績の全くない状態でイベントの内容を理解してもらい、協力を得ることは難しいと思われた。そこで 2013 年の事業初年度は、小規模な実証実験を試行し、その結果を検証して実績をつくった上で、翌年度に本格的なイベントを開催しようと考えた。

実証実験は 11 月 23 日（土）・24 日（日）の 2 日間を中心に、「生きた建築ミュージアム 2013・大阪セレクション×実証実験」と題して、大阪セレクションに選定された建築物を中心に 10 のプログラムが実施された。その内容は表 5-7 の通りである。特別公開だけでなく、ツアーやトークイベントなど多様なプログラムを実施して、各形式の効果を検証できるようにした。

試行的な実証実験で大々的な広報は行わなかったが、それでも多くの参加者が集まり、テレビ局の取材も行われた。参加者に対して行ったアンケートの結果も、「とても良かった」「良かった」の合計が 90%を上回り、特に大きなトラブルもなく、建物所有者らからも好意的な感想を得ることができた。

表 5-7 2013 年度の実施プログラム一覧

プログラム 分類	特別公開		ツアー			トーク		ライトアップ		その他
	普段は入ることのできない建築を特別に公開		解説者の説明を受けながら、複数の建築を内部を含めて団体で見学			大阪セレクション等を会場としたレクチャー		大阪セレクションの建築を仮想的にライトアップ		
対象建築・ プログラム名	北野家住宅	大阪商工信用金庫 新本店ビル	大阪の建築家・ 村野藤吾 (77-)	ミナミの生きた 建築77-	大人のまちを体 験・探検! (77-)	吸気塔のある 風景	生きた建築 カフェトーク	梅田吸気塔	大阪教会	大阪セレクション 写真展
大阪セレクション 件数	1	1	1	2	3	1	1	1	1	1
実施概要	11/23-24, 12-16時 の間、自由に見学 できるように開 放。解説者は置か ず、所有者が見学 者の対応を行う	11/23に時間を指定 して、5回見学会を 実施。屋上にある 今井兼次によるレ リーフを公開	11/23, 14-16時に、 建築史家の案内で、 北船場に残る村野 藤吾設計の建築を 内部を含め4件見学	11/23, 11-14時30 分、専門家の案内 で大阪ミナミの商 業建築を中心に街 あるきを実施(飲 食付き)	11/24, 14時30分-17 時の2.5時間、小学 校低学年を連れた 親子を対象に実 施。建築史家の案 内で近代建築を見	11/25, 14-16 時、梅田吸気塔 の隣りに建つ富 国生命ビルを会 場に、専門家の レクチャーと見	11/24, 18-19 時、グランサン クタス淀屋橋の カフェを会場 に、オーナー等 によるカフェを	仮設の照明器 具を設置し、 11/23-24, 18- 22時の間、全 体をライトア ップ	仮設の照明器 具を設置し、 11/19-24, 18- 22時の間、 ファサードを ライトアップ	11/20-29、写 真家・西岡潔氏 が撮影した、 大阪セレクション28 件(2013年 度)を「ビル 」
参加費	無料	無料	¥500	¥2,500	小学生1000円 大人 ¥500	¥200	¥500	-	-	無料
定員	-	20名x5回(計100名)	20名	20名	20名	25名	15名	-	-	-

※参加費は資料代、保険代、飲食費の実費相当分

「生きた建築ミュージアム フェスティバル大阪 2014・0215」の実施

前年度の試行を踏まえ、2014年度は本格的なオープンハウスを実施すべく準備を進め、11月1日(土)・2日(日)の週末2日間を中心に、「生きた建築ミュージアム フェスティバル大阪 2014 (通称「イケフェス大阪 2014」)」を開催した。公開された建築は「大阪セレクション」を中心に55件を数え(うち大阪セレクション45件)、77の多様なプログラムを設定して、延べ約1万人の参加者を得ることができた。その概要を表5-8と表5-9に記す(写真5-3)。

秋の週末に2日間開催というスタイルは、欧州のオープンハウスに倣ったものである。ロンドンで実施したヒアリング^{注7)}でも、長期間実施するとイベントとしての祝祭性が薄れて注目度が低くなり、公開する側の負担も大きくなるとのアドバイスを得た。当然2日間で全ての建築物を巡ることは不可能だが、それゆえに参加者は事前に見学ルートを熱心に検討し、終了後も来年はどこを巡ろうかと、関心を継続させる効果が期待できる。

イベントの周知は、詳細をまとめたガイドブックの発行と、地下鉄構内等へのポスターの掲示、そして大阪市のホームページを中心としたインターネットによる情報発信を行い、SNSのtwitterも積極的に活用した。開催当日は公開された建築物のひとつにインフォメーションセンターを設けてスタッフが常駐し、総合案内とプログラムのキャンセル待ち等の対応を行った。ロンドンではガイドブックが有料で販売され、売上げがイベントの大きな財源となっているが、本事業は大阪市の公共事業であるため、1万部印刷したガイドブックは、大阪市役所など市の関連施設等で無料配布された。

建築物の公開にあたっては、建物所有者や管理者の事情に柔軟に対応できるように、公開の度合いを複数設定した。最も望ましいのは誰でも自由に見学できる無限定の公開であるが、セキュリティや人員等の問題から難しい場合は、時刻を指定する方法や、事前申込にして参加者情報を把握する方法などを採った。また自由見学が難しい場合は、解説者や管理者と一緒に回る方法を取り、単体の建築物を見学する「特別見学会」と、複数の建築物を巡る街あるきの「ツアー」を設定した。ロンドンの視察でも見られた現象だが、人気の建築には見学希望者が集中し、特に時刻指定の場合は長い行列ができた。その結果、建築物によっては見学開始時間を予定より早めたり、見学回数を増やすなどの現場対応が発生した。また事前申込の抽選は平均競争率が3.5倍となり、最も高いもので10倍近くになった。公開される建築物の入口には、シンボルカラーの緑の地にロゴマークをあしらった幕(バナー)を掲出して、参加者が見つけやすいようにすると共に、街に対するイベント

としての演出効果を狙った。

イベント運営の全体統括は、大阪市の担当職員4名と実務の事業委託を請けた企業のスタッフ2名が行うが、各建築物での現場対応までは手が回らない。従って現場の準備や参加者の対応は、各建築物の所有者・管理者の裁量に任せることになる。建物関係者は無償協力であり、実際には休日に社員やガードマンが出社していることから、企業としては相応の経費負担が発生している。建築設計事務所や建設会社等では、これを機会に自社の技術や実績をPRする展示を行うケースもみられた。

更にイケフェスでは、写真の展示やトークイベント、左官体験といったワークショップ等、建築物の公開に加えて様々なプログラムを実施した。公開建築を会場としたコンサートも5プログラム行い、演奏については相愛大学音楽学部音楽マネジメント学科から申し出があり、自主的に企画が進められた。

2015年度も2014年度とほぼ同様の体制と内容で、10月1日(土)・11月1日(日)に開催した。参加建物は55件から95件と1.7倍に増え、参加者も述べ3万人と3倍に増大した。公開建築物は北船場の近代建築や御堂筋沿いのオフィスビルを中心に、梅田スカイビルといった現代建築や、ミナミの喫茶店や元キャバレーといった商業施設、また建築家の黒川紀章が設計した世界初のカプセルホテルなど、バラエティーに富んだラインナップとなった。普段は入ることのできない建築物の内部が公開され、安井武雄設計の大阪ガスビルや、船場の近代建築を代表する船場ビルディングなどには行列ができ、参加者はみな熱心に写真を撮っていた(写真5-3)。三井住友銀行大阪本店や大林組の歴史館など、平日しか開いていない施設も特別に週末公開することで多くの人が訪れ、竹中工務店の御堂ビルや村野藤吾が設計した左官会社の浪花組などでは、大工や左官を体験するワークショップなども行われた(写真5-4)。また小学校低学年を対象とした子ども建築ツアーを昨年に続けて実施し、船場の近代建築から現代建築までを専門家の解説を聞きながら巡りながら、熱心にノートを取る姿が見られた。不特定多数の参加者に対して自由に建築物を公開する「特別公開」は、2014年度の17件から34件に倍増し、プログラム全体の比率でも、22%から28%へと増加した。これには初めて建物を公開する所有者や管理者が、最初はリスクの少ない人数限定や事前申込制で見学を受け入れ、実際に経験して状況を確認できたことで、安心して翌年度に特別公開へと踏み切れたことがある。

表 5-8 2014年度と2015年度(予定)の実施プログラム

プログラム 分類	特別公開		ツアー			トーク		ライトアップ		その他
	普段は入ることのできない建築を特別に公開		解説者の説明を受けながら、複数の建築を内部を含めて団体で見学			大阪セレクション等を会場としたレクチャー		大阪セレクションの建築を仮設的にライトアップ		
対象建築・プログラム名	北野家住宅	大阪商工信用金庫 新本店ビル	大阪の建築家・ 村野藤吾(ツ)	ミナミの生きた建 築	大人のまちを体 験・	吸気塔のある 風景	生きた建築 カフェトーク	梅田吸気塔	大阪教会	大阪セレクション 写真展
大阪セレクション件数	1	1	1	2	3	1	1	1	1	1
参加費	無料	無料	¥500	¥2,500	大人¥1500	¥200	¥500	-	-	無料
定員	-	1名x5回(計100名)	20名	20名	20名	25名	15名	-	-	-

※参加費は資料代、保険代、飲食費の実費相当分

表 5-9 Open House London と比較したイケフェス大阪の概要

	実施主体	主な開催時期	開始年	公開施設数 (開始初年)	市民 ボランティア	参加者数	財源
Open House London 2012	Open City (非営利民間)	9月の週末 2日間	1992年	791(約30)	約600人	延べ約25万人	補助金、協賛金、 ガイドブックの売上等
イケフェス大阪 2014	大阪市	秋の週末2日間	2013年	55(14)	なし	延べ約1万人	行政予算、基金

※Open House London のデータは、Open City 作成の報告書による。
 ※イケフェス大阪2014の「基金」とは、一般財団法人大阪集英教育会によるもので、補助金100万円をパンフレット等広報に充てた。

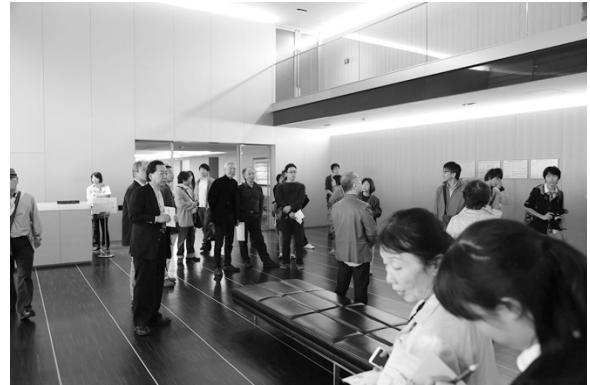


写真 5-3 イケフェス大阪 2014 の様子
 (左：新井ビルの見学を待つ行列、右：御堂ビルの内部公開)



写真 5-4 イケフェス大阪 2015 の様子
 (左：船場ビルディングの内部公開、右：御堂ビルで行われたかんな削り体験)

(7) 生きた建築ミュージアムに至る背景：北船場における建築のcommons化

本事業が3年間という短期で大きな成果を得られた主な要因のひとつに、事業主体である大阪市と、公開建物を所有・管理する企業・団体・個人、そして建築や都市の専門家の産官学が、フラットな関係で緊密に連携する運営体制を構築できたことがあげられる。これは2005年頃から大阪の歴史的都心である北船場地区をフィールドに実践を重ねてきた、近代建築物による地域活性化の取り組みの10年の蓄積が、その核となっている。

北船場地区は江戸時代から高度経済成長期にかけて、常に大阪の都心として都市の近代化と発展

を牽引してきた。とりわけ大正時代から昭和のはじめにかけてのいわゆる「大大阪時代」には、多くの商家が木造の町家から鉄筋コンクリート造の近代建築へと建て替え、この時代の日本を代表する近代建築が多く建てられた。戦災から高度経済成長期とバブル期の開発によってその多くは失われたが、現在でも 30 件の近代建築が現存し、1km 四方のコンパクトな範囲にこれだけの近代建築が残っているエリアは珍しい。

大阪市立大学都市研究プラザでは、2006 年の設立時から船場に現場プラザ「船場アートカフェ」を設置し、初年度から毎年「船場建築祭 (2006,2007)」「まちのコモンズ (2008~2010)、そして「船場博覧会 (2011~)」と、北船場に残留する近代建築の魅力を発信し、イベント会場として活用する地域活性化イベントを、建物所有者や地域の人々と毎年協働して開催してきた。

一方、大阪市でも都市整備局が地域固有の環境を活かした居住地づくりを目的に、2008 年から北船場を HOPE ゾーン事業のモデル地区に定め、地域の協議会を立ち上げ運営をサポートしてきた。協議会では地域でとりまとめた「まちなみガイドライン」に基づいて、修景補助制度を実施すると共に、地域の魅力を発信する地域主体のイベントを行ってきた。

2011 年からはその船場アートカフェと船場地区 HOPE ゾーン協議会、そして堺筋の沿道企業によって構成されるまちづくり組織の堺筋アメニティソサエティが合流し、北船場の歴史と文化、近代建築やオープンスペースといった「コモンズ」を活用した「船場博覧会」を毎年 11 月に実施しており、今では毎年恒例の地域イベントとして定着するに至っている。

この間における、各活用主体間の関係を図式化すると図 5-3 のようになる。市民や大学、行政といった外部の存在が、所有者や地域へ働きかけることから動きが始まり、人材の移行や連携を通じてスキルや経験が共有され発展しつつ、徐々に各主体を包含するプラットフォームへと成長してきたことがわかる。

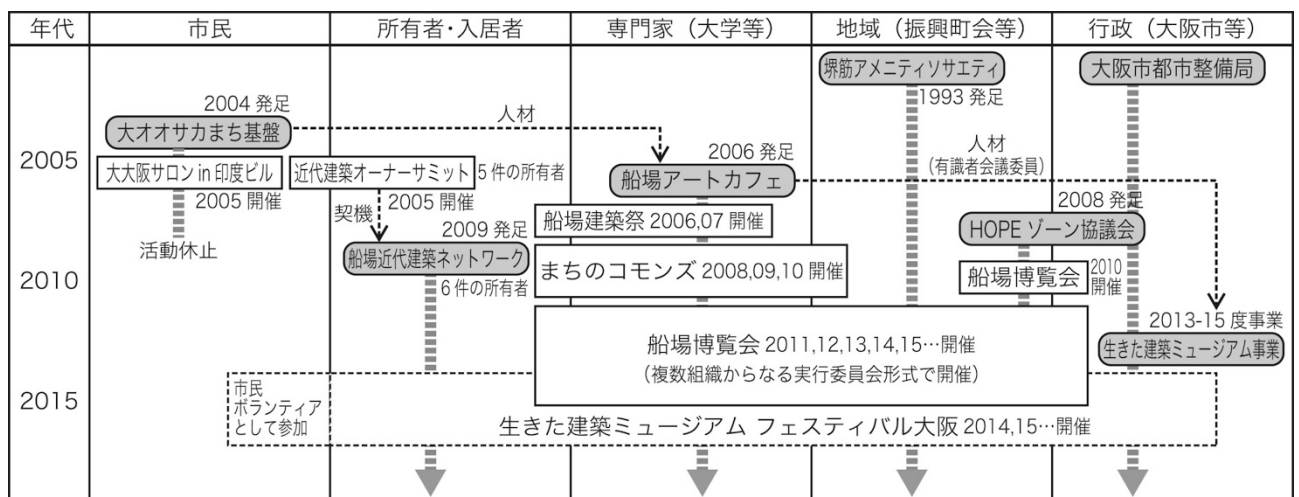


図 5-3 北船場における活動主体間の連携と展開

生きた建築ミュージアム事業はその大阪市都市整備局が主管部局であり、船場アートカフェの活動を推進してきた研究者が有識者会議の委員に名を連ねている。また建物公開においてもその中核

を成すのは北船場の民間の近代建築群である。つまり本事業の運営体制は、この10年の間に北船場において培われてきた産官学の連携がそのベースとなっており、逆にいえば、北船場の活動を更に拡大したものとみえる。

5-5. 近現代建築物のコモンズ化としての「生きた建築ミュージアム フェスティバル大阪」

最後に、ケーススタディとして取り上げた「生きた建築ミュージアム事業」における建築物の一斉公開イベント「生きた建築ミュージアム フェスティバル大阪（イケフェス大阪）」について、冒頭で整理したコモンズ概念を用いて、中心市街地の近現代建築物を地域資源として市民と建物所有者らが共有する、持続可能な手法としての要件を備えているかどうかを検証する。

(1) Common Pool Resource としての「生きた建築」

「生きた建築ミュージアム事業」においては、大阪の「生きた建築」という価値に基づいて公開される、近現代建築物の集合が Common Pool Resource ということになる。景観コモンズと異なるのは、ある特定のまとまった領域を共有せず、広く都市域に分散している点である。従って建物所有者らの間に、自然発生的にコミュニティが形成されることはないし、そのままでは、互いに利害を共有する間柄にもない。あくまで「イケフェス大阪」という事業によって形成される、人為的な集合である。このようなコモンズの設定は、これまでの都市コモンズ研究では見当たらない。

「生きた建築」を個別単体の建築物として捉えるのではなく、あくまで集合からなるコモンズとして扱うことには、大きく3つの利点がある。第1点は、大阪という都市の多様性を、集合によって表現できることである。例えば生きた建築の大阪セレクションに選定されている新世界の通天閣は、大阪の代表的なシンボルではあるが、通天閣ひとつをもって大阪の都市のイメージを代表させることはできない。広域に多様な近現代建築物が分布する大阪という都市の建築物としての歴史的特徴は、集合によって初めてその価値を提示することが可能となる。その意味で、「生きた建築」は大阪という都市の歴史的・文化的資源である。第2点は、集合としての価値を強調することで、建物所有者の事業参画のハードルを下げる効果がある。単体の建築物の価値を名指しして強調すれば、その建築物だけが注目を集めることが想像され、近代建築物の保存運動にあるような建物所有者側の態度の硬直化を招きかねない。あくまで「生きた建築」という集合のひとつという位置付けを与えることで、建物所有者側もイケフェス大阪に参加しやすくなる。第3点は、コモンズ研究において強調される、コモンズの「少数の利用者が近視眼的な自己利益追求を行うならば容易に破壊される」性質に対して、分散した建築物の集合である「生きた建築」には、レジリエンスがあるということである。景観コモンズであれば、コモンズを構成するたったひとつの建築物が景観を無視した改修を行えば、景観全体の価値はたやすく破壊されてしまう。しかし「生きた建築」の場合、仮にいくつかの建築物が解体されることになったとしても、「生きた建築」全体の価値がそれで大きく損なわれることはない^{注7)}。イケフェス大阪への参加に際して、建物所有者は建築物の維持管理に対して何らかの義務を負うものではないため、改修や解体は基本的に自由である。それは「生きた建築」全体の価値を不安定なものにするが、一方で新たな建築物を加えて強化することも可能である。

無論、少なくない数の建物所有者らが一斉に「自己利益追求」に走り、建築物を改修・解体するならば、「生きた建築」のコモンズとしての価値が損なわれることはいうまでもない。

(2) Common Property Regime としての「イケフェス大阪」

次に、Common Property Regime としての「イケフェス大阪」の実行組織と運営について検証する。

持続可能性

そもそも、イケフェス大阪が持続可能性のない単発のイベントに過ぎないなら、コモンズとして論じる価値はない。その持続可能性について、イベント規模の推移と、一般市民としての見学参加者と、建築物を公開する側の建物所有者らの双方に対して行ったアンケート等から確認する（表 5-10、図 5-4、5-5、5-6、5-7）。

表 5-10 イケフェス大阪の開催規模の推移

開催年度	公開建築物数	参加延べ人数
2013 年度 (実証実験)	14 件	—
2014 年度	55 件	約 1 万人
2015 年度	95 件	約 3 万人

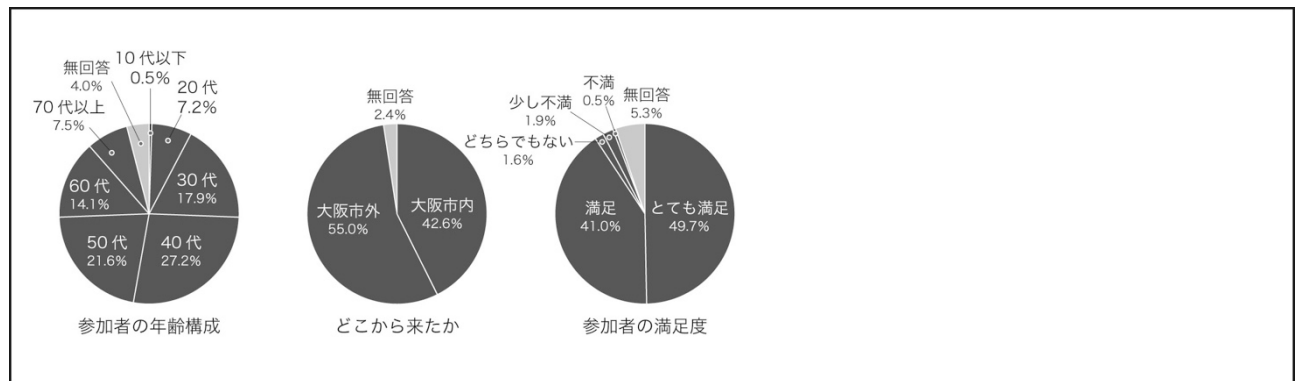


図 5-4 2013 年度参加者のアンケート結果 (N=376)

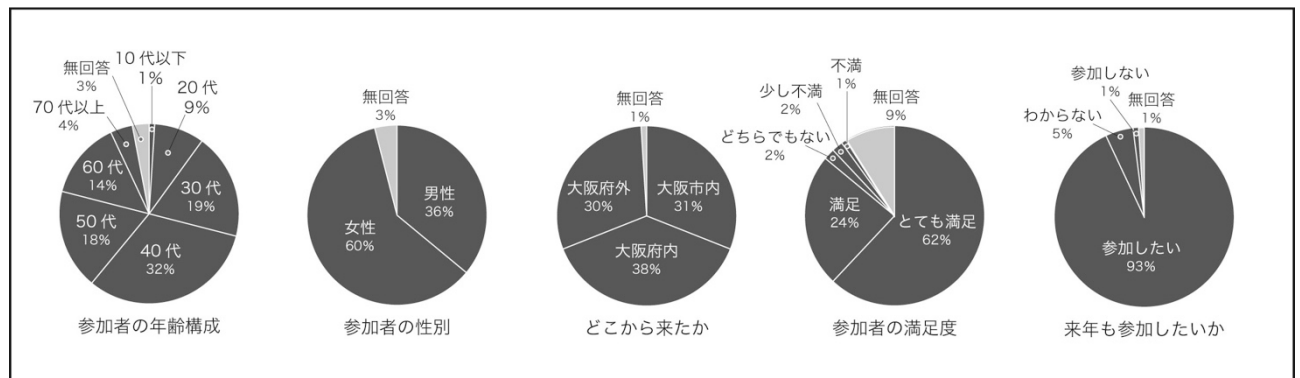


図 5-5 2014 年度参加者のアンケート結果 (N=1076)

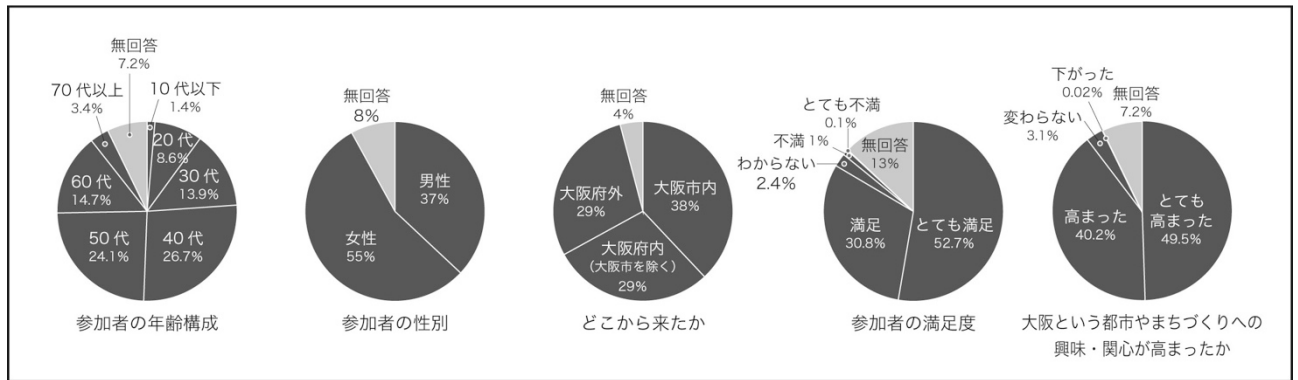


図 5-6 2015 年度参加者のアンケート結果 (N=4924)

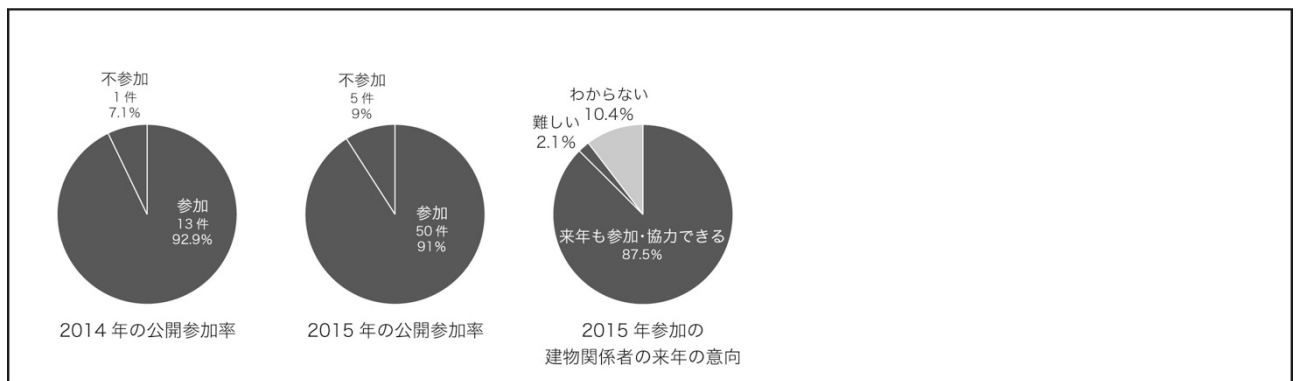


図 5-7 公開参加建築物の次年度の参加実績 (2013→2014、2014→2015) と意向 (2015)

公開建築物の件数と、参加者の延べ人数は年を追う毎に顕著な増加を示し、参加した市民の満足度は毎年「とても満足」と「満足」の合計で90%前後と極めて高く、2014年度に調査した「来年も参加したいか」との問いには、90%以上が「参加したい」との意欲を示している。また公開する建築物の側も、毎年90%前後の建築物が次年度も公開に参加するか、参加する意欲を示しており、双方の意識において、極めて持続性の高いイベントであるといえる。また2015年度に実施した参加者アンケートでは、「大阪という都市やまちづくりへ興味・関心が高まったか」の問いに対して、「とても高まった」と「高まった」の合計でほぼ90%に達しており、単なる建築見学ではない、市民の都市に対する意識を高める高い効果が期待される。

重層的利益構造による建物所有者らへの負荷を低減する組織体制

次に、イケフェス大阪の実行組織について、Common Property Regimeの観点から検証する。本章の冒頭に述べたように、都市のコモンズにおいては、重層的利益構造が発生する。Common Pool Resourceとしての「生きた建築」を直接に維持・管理するのは、各々の建築物の所有者や管理者、利用者らであるが、「イケフェス大阪」の参加によって、彼らに直接の利益はほとんど発生しない。店舗であれば多少の販売利益や宣伝効果が見込まれ、企業のビルであればCSRとしての社会貢献を通じたイメージアップ、またテナントビルの中にはイケフェスでの見学を通じて新たな入

居者が決まったなど、実質的な利益はそれぞれにあるものの、公開に際しての人件費や準備に伴う備品等の購入など、少なくない経費が発生しており、その経費に見合った利益が出ているとは言い難い。そこで重層的利益構造に対して、建物所有者らの負担を低減する仕組みが必要不可欠となるが、「イケフェス大阪」においては、イベントの企画・準備と全体のコーディネートを担う大阪市の職員と学識経験者らによって構成される実行組織の存在が、建物所有者らの労務負担の軽減に貢献しているといえる^{注8)}。建物所有者らはあくまで自身の建築物の公開のみを担えばよく、組織運営や事業全体に関わる労務は負担せずにする。また公開の内容や規模も建物所有者らの裁量に任されており、自身の負担能力に応じて自由に設定することができる。だからといって経費の負担が減るわけではないが、そのような組織体制に対する建物所有者らの理解と安心が、事業の持続可能性に寄与していると考えられる。2015年度の調査結果からも、実行組織の存在に対する肯定的な意見が、47件中14件の30%で表明され、改善の指摘はあったものの、否定的な意見は殆どみられなかった。

公開におけるコミュニケーションを通じた建物所有者らへのポジティブ・サンクション

共益性の低い都市のコモンズにおけるインセンティブの付与として、高村は「その熱心な活動への感謝の気持ちが表明されることで、管理活動の担い手たちに社会的承認が付与される」ポジティブ・サンクションの重要性を事例調査の結果から示したが¹⁵⁾、「イケフェス大阪」においては、建築物公開の現場における建物所有者らと見学者の直接のコミュニケーションの機会が、その役割を果たしていることが双方のアンケート結果から明らかとなった。2015年度に見学者に対して実施したアンケートの自由記述欄には、「普段は入れない場所が見学できて良かった」と「建物がよかった」という意見に続き、3番目に「解説がよかった」という主旨の回答の多かったことが注目値する(表5-11)。なぜなら、一部の建築物では専門家による解説付きのツアーがプログラムとして組まれたものの、公開された95件の殆どの建築物では、現場対応は建物関係者が自ら行っており、見学者に対する説明や案内も、基本的には彼らに対応したからである。建物関係者による語りは、専門家による専門知識の伝達とは異なり、建築物の情報と自身の個人的な体験が渾然一体となって話される。特に小規模な近代建築の個人オーナーの語りは、自身の半生が建築物の存在と不可分なオーラルヒストリーとなって、まさにその物語の舞台に立って聞き入る参加者に大きな感銘を与えた。まさに「生きた建築」の体験である。一方、建物所有者らに対して行った調査からも、47件中25件の53%で見学者に対する肯定的な意見が表明されており、「多くの方が当社ビルを訪れて興味深く見学して頂いたことにビックリしました。こんなに多くの(一般の)方が「現代建築」に興味を持たれるとは本当に意外でした」、「大変ではあったが来訪者に喜んでいただき、建物管理者として素直に嬉しくもあり誇らしくもあります」など、見学者の感嘆や賛辞を目の前にするのが、公開に対する大きな満足感につながっていることが伺える。一般に建築の保存運動では保存を望む側と建物所有者の間にどうしても対立の構図ができてしまうが、建築物の一斉公開は両者の間にコミュニケーションの回路を生みだして価値の共有を促し、建物関係者は自身の建築物を再評価して誇りに感じ、その維持管理に対する意欲の昂進に繋がることが期待される。

表 5-11 参加者アンケートの自由記述欄に書かれた主なコメント（2015年）

コメントの要約	回答数
普段は入れない場所が見学できてよかった	544
建物がよかった	483
解説がよかった	475
大阪のまちの歴史や文化がわかってよかった	51
来年以降も続けてほしい	47
建物オーナー・関係者の思いがわかってよかった	31
建物オーナー・スタッフへの謝意	28
いつもと違った角度から大阪のまちが見られて良かった	22

※類似のコメントは集約した。

また、別のアンケート調査結果の分析から（N=190）、一人の参加者が1日に回る公開建物の立寄回数は平均9.5回であり、15回を超える参加者も10%以上の割合で存在したことがわかった。公開建築物が集中している北船場エリアにおいて、特に数が多くなる傾向がみられた¹⁶⁾。コンパクトな範囲に関心の高い建築物が分布する、大阪の都市構造の特性を活かした回遊性の高いイベントであるといえ、複数の多様な建築物を一度に体験することで、集合としての「生きた建築」の価値と魅力を体験し、大阪という都市の理解につながることを期待できる。

5-6. 小結

以上の考察から、中心市街地の近現代建築物の歴史的特徴を踏まえた、地域資源としての価値を市民と建物所有者らで共有する建築物の一斉公開という手法は、都市のコモンズであるといえる。「生きた建築」は市街地の近現代建築物の集合でもって都市の歴史的・文化的多様性を体現する Common Pool Resource であり、「生きた建築」概念に基づく「生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪」は、その価値を市民と建物所有者らが共有する Common Property Regime として機能している。特に都市コモンズに特徴的な課題である重層的利益構造への対応として、建物所有者らへの負荷を低減する実行組織による運営体制が構築され、インセンティブの付与として重要とされる、建築物に対しての賛辞や、公開してくれたことに対する感謝の気持ちといったポジティブ・サンクションが、公開現場における建物所有者らと市民の直接のコミュニケーションを通じて供給されていることが明らかとなった。

参考文献

- 1)高村学人:コモンズからの都市再生-地域共同管理と方の新たな役割-,ミネルヴァ書房,2012.11
- 2)Ostrom Elinor: Governing the Commons, Cambridge University Press, 1990
- 3)前掲書 1)

- 4)矢作弘:不文律の約束事として守られてきた美しい景観-東京・国立のマンション訴訟で争われた「景観利益」をめぐって-,龍谷大学社会科学研究所叢書第 68 巻,pp.141-160,2006.7
- 5)前掲書 1)
- 6)前掲書 2)
- 7)前掲書 1)
- 8)前掲書 1)
- 9)前掲書 1)
- 10)前掲書 1)
- 11)初田香成:都市史の立場から前現代の都市・建築遺産をどう描くか,前現代都市・建築遺産計画学的研究[若手奨励]特別研究委員会報告書,日本建築学会,pp.127-129,2013
- 12)岡村祐・野原卓・田中暁子:建物一斉公開プログラム「オープンハウス」の地域資源マネジメントにおける教育・啓発手法としての可能性,日本建築学会技術報告集,Vol.21,No.49,2015.10
- 13)大阪市:大阪市生きた建築ミュージアム事業基本要綱,第 1 条,2013.9 改正
- 14)岡村祐・野原卓・田中暁子:建物一斉公開プログラム「オープンハウス・ロンドン」における住宅公開オーナーの参加動機と役割,日本建築学会技術報告集,Vol.21,No.47,2015.2
- 15)前掲書 1)
- 16)増見康平:建物一斉公開プログラムにおける来訪者の回遊行動特性に関する研究-「生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪 2015」を対象として-,大阪市立大学大学院工学研究科都市系専攻修士論文,2015

注

注 1)欧米で進む高級住宅街のゲーテッドコミュニティ化は、その囲い込み策のひとつの現れといえるだろう。

注 2)参考文献 12)における事例比較並びに、大阪市の発表による。

注 3)文化庁「登録有形文化財登録基準」による。

注 4)UNESCO 世界遺産の登録基準等による。

注 5)2013 年度に 28 件、2014 年度に 22 件を選定。

注 6)両年度共に採用は 1 件に留まり、残った再生補助予算は未執行となった。

注 7)有識者会議の委員や建物所有者・関係者らを中心に、18 名からなる有志の視察団を結成して、2013 年の Open House London を視察。主催組織の設立者である Victoria Thornton 氏へのヒアリングを行った。

注 8)コモンズの共的管理の一翼を公共の大阪市の担うことは、そもそものコモンズの定義に反するよう見えるかもしれないが、主管した大阪市都市整備局は建築物公開について何ら行政としての強制力を持たず、建物所有者側には一斉義務は発生しない。本事業における自治体の立場は「住民や各種団体の間で合意を形成することを支援するガバナンス型の調整者」であり、高村は参考文献 1 において、そのような都市自治体の役割が都市再生プロセスにおいては必要としている。また、本事業は当初から大阪市の事業としては 3 年間の時限が設けられており、2016 年度以降は民間主体の実行委員会組織に移行して、事業を継続している。<http://ikenchiku.jp>

第 6 章 結論

第6章 結論

終章にあたる本章では、これまでの各章を要約して本研究の結論を述べると共に、今後の課題と展望を示す。

6-1. 各章の要約

(1) 第1章 序論

第1章では、本研究へと至る問題意識とその目的、研究の位置付けと構成を示した。日本の中心市街地を構成する、主に戦後復興から高度経済成長期に建設された近現代建築物に地域の歴史的・文化的資源としての価値を見出すためには、戦後の建築物を射程にする近現代建築史研究上の課題に取り組む必要があることを述べた。次にその課題に取り組む具体的な研究対象として、大阪の都市形成史を踏まえた上で、大阪駅前、御堂筋、そして中心市街地の船場・島之内地区の3つの代表的なエリアを抽出した。

また近現代建築史研究によって明らかとなった近現代建築物の歴史的特徴を踏まえ、地域の歴史的・文化的資源として市民と建物所有者らがその価値が共有することを、近年の都市コモンズ研究の理論的枠組みを参照して「建築物のコモンズ化」と定義し、その具体的方法のケーススタディとしていわゆる「オープンハウス」に可能性を見出し、国内における先駆的な事例として大阪市の「生きた建築ミュージアム事業」を取り上げて、その事業内容を把握し、都市コモンズの共的管理手法という観点から考察することの意義を述べた。

(2) 第2章 大阪駅前市街地改造事業における建築計画の変容

第2章では、大阪市が計画主体となり、大阪駅の南側約6haの計画地を対象に実施された大阪駅前市街地改造事業を対象に、その計画時から4棟の高層ビルが段階的に建設され、事業が完了するまでの約20年間について、刻々と変化していく建築計画の変容過程を、周辺環境の変化や各種制度の更新との応答関係から明らかにした。近世は市街地の北のフリンジであった梅田は、1874年の大阪駅開通を契機に市街化が進み、私鉄の算入もあって大阪の一大ターミナルとして発展していく。大阪市では、低層木造建築物が密集し、抜本的な交通対策も必要となった大阪駅前について、1928年には大阪駅付近都市計画事業を決定し、当時に芽生えた都市美に対する意識も反映して、大阪の玄関に相応しい、大規模高層建築物群が建ち並ぶ都市景観の実現を構想した。

本事業の対象地区についても、戦前には大阪駅前第2次土地区画整理事業に組み込み区画割まで示されていたが、戦争によって中断を余儀なくされる。被災した大阪駅前には戦後にヤミ市が発生し、事業地区にも零細な木造建築物が密集したことから、そのような状況の刷新が事業の大きな目的となった。

1962年に都市計画事業認可を受けた時点の工程では、1967年度に完了することになっていた事業が、1983年まで大幅に長期化した最大の原因は、対象地区の権利者による激しい反発があったことである。他にも最初の第1棟が竣工した際の分譲状況が芳しくなく、第2棟以降の計画変更が必要になったこと、また第2棟の工事中に発生した大規模な地盤事故などが長期化の要因となっ

た。当初のマスタープランでは、高さの揃った同じデザインからなる4棟の高層ビルが整然と並ぶ、「類型の反復の美学」に基づいた東畑謙三の計画案が示されたが、事業の長期化に伴って、計画が数次に渡って変更されていくことになる。当初の計画は地上12階で、4階以上の高層部分をセットバックさせることで圧迫感を軽減する共に、3階の屋上部分を駐車場に利用して地上との歩車分離を実現した、モータリゼーションに対応したものとなっていた。低層部分と地下は主に権利者の店舗等が入居することを想定して計画され、地上1階の外周部には、外部に回廊状のポルティコが巡らされた。なお、高層部のセットバックとポルティコの設置は、建築基準法に定められた最高高さ31mを超え、12階・軒高41mの許可を得るための要件とされたものでもある。

1965年には第1棟が着工されるが、1964年、1968年、1973年と3回に渡って都市計画事業の変更がなされ、それ以降も部分的な変更が続く。最も大きな変更は、高層部分の高さであった。本事業の事業期間は日本の建築物の高層化が進む時期とちょうど重なり、1963年の建築基準法改正によって容積地区制が定められ、大阪市でも1969年には市内中心部が容積地区制となり、1973年に容積制が全面適用となると同時に、総合設計制度の運用が開始される。計画当初から特例による31mを超えた建築高さを計画し、駅前の高度利用という意識は強かったが、制度の更新に合わせて高層ビルへの計画変更が重ねられ、1976年に完成した第2棟は16階、1981年完成の第3棟は100mを超える34階として実現した。一方、低層部の壁面線と基本的なデザイン、ポルティコの設置は最後まで堅持され、結果的には統一された基壇の上に、高さ与设计の異なる4つの高層棟が並ぶという、特異な建築群が実現することになった。

また、地下への対応についても変更が重ねられた。当初の計画以降、大阪駅前では地下街が高度に発展したため、計画変更を重ねるごとに地下街や地下鉄への接続が重視されていった。その一方で総合設計制度の導入により、地上部分や3階屋上には新たに公開空地の広場が計画されることになった。しかし歩行者動線は地下の接続が重視されたため、結果的に広場はうまく活用されなかったことを指摘している。

(3) 第3章 御堂筋の街並み形成における沿道建築物の変遷

第3章では、大阪の2大ターミナルである大阪駅前と難波駅前を結び、中心市街地を南北に縦断する幹線道路の御堂筋を対象に、淀屋橋から本町までの区間について、1920年代の御堂筋の計画から、景観保持を目的に高さ規制の指導が始まる1969年までの間に建設された沿道建築物群を悉皆的に調査することで、その街並みの形成過程を明らかにした。

御堂筋は、後に大阪市長になる関一が中心となり計画され、1919年に内閣認可となった大阪市区改正設計において、唯一の第1等道路として描かれた。その後1921年の第一次都市計画事業を経て1924年の更正第一次都市計画事業によって事業が着手され、1926年に工事が始まり、僅か6mしかなかった道が44mに拡張され、1937年に全線が完成した。その際、合わせて地下には地下鉄が建設され、1933年には梅田から心齋橋までの区間が開通している。

御堂筋の沿道については計画の当初から、高層建築群による都市美の形成が構想され、1934年には道路の完成前に美観地区に指定されている。当初は超過収用による周辺敷地の造成が目指され

ていたが、予算上の問題から見送られ、道路の拡幅で生じる不整形な狭小敷地が高層建築群の計画を困難にし、景観形成の支障になることが懸念されていた。

沿道建築物は 1920 年竣工の日本興業銀行大阪支店から、1970 年竣工の東京銀行大阪支店まで 50 棟を数え、戦前までに 12 棟、戦争を挟んで 10 年間の空白があり、1955 年までに 12 棟、その後 1970 年までに 26 棟が完成している。戦前は戦局の影響もあって建設棟数がそれほど伸びず、淀屋橋周辺と本町周辺の 2 極に集中して建てられた。建築主の業態は近世から続く町の歴史を反映し、淀屋橋には金融系機関による古典様式の建築が、本町には商社系企業によるスパニッシュスタイルなど、自由な表現をもつ建築が建てられた。いずれも頂部の中央に塔屋をいただくランドマーク性の高いデザインが目立ち、連続する街並みの形成には至っていない。

戦後の復興期は政府の金融政策によって銀行がいち早く経済活動を再開し、御堂筋にも支店などの銀行建築が集中的に建設された。当時の政策と社会状況によって建築物の規模とコストは必要最低限度に抑えられ、低層で小規模、かつ戦前の古典様式を簡略化し、列柱を想起させる垂直性を強調した銀行建築が、御堂筋の東側に建ち並んだ。敷地が東側に集中した背景には、近世に由来する敷地割と拡幅の位置関係から、東側の方が用地の取得が容易であったからと推測できた。この時期に、御堂筋の東側のみに金融系建築物を中心とした街並みが形成されたが、高さは不揃いであった。

1955 年以降の高度経済成長期には民間の建設投資に対する抑制が緩和され、ビルブームと都心の高度利用に後押しされて、街区形状に近い大きな敷地を取得しえた企業が、制限高さの 31m で高層ビルを建てていった。御堂筋の統一したスカイラインと壁面線は、この時期に形成されたものである。この時期は高層事務所ビルの技術的発展期に当たり、新たな建設技術や計画方法が試みられ、決まった容積と高さのなかで、多様なファサードデザインや、意欲的な技術の競演が見られた。

1969 年に大阪の都市中心部に容積地区制が導入されて高さ制限がなくなるのを受け、御堂筋の統一された都市景観を保全すべきとの方針が示されて、大阪市は「御堂筋の景観保持に関する建築指導方針」を制定した。その後段階的に高さ規制は緩和されていくが、御堂筋は大阪を代表する都市景観として、常に積極的な景観指導が続けられることになる。

(4) 第 4 章 既成中心市街地における中高層耐火建築物の建設とその背景

第 4 章では、大阪の既成中心市街地として近世以来の歴史を有する、船場・島之内地区を含んだ現・中央区を対象に、高度経済成長期に大量に建設されて都市の「地」を形成した、小規模ビル建築物群について、その建設の背景を土地の歴史や当時の政策との関係から読み解き、建築的特徴を明らかにした。

船場・島之内地区は近世に城下町として開発された町人町で、碁盤目上の街区が整然と並び、東西軸に沿って両側町が形成され、間口が狭く奥に深い敷地に町家が建ち並んで、職住一体の生活が営まれていた。1925 年の第二次市域拡張後のいわゆる「大大阪時代」には、一部の大商家が耐火耐震の近代建築への建て替えを進めるが、都市の基調をなすのはやはり低層の木造建築であった。それが第 2 次世界大戦の空襲によって焦土と化し、一度は戦災復興土地区画整理事業による復興が計画されるが、その後の見直しによって対象から外され、民間による自力復興が進められた。1950

年の建築基準法施行以降、御堂筋をはじめとする幹線道路沿いでは敷地の集約が行われて大規模なビルが建設されていくが、内部の街区では元の狭小敷地に低層の木造建築物が建て詰まっていった。

中心市街地の不燃化と高度利用は日本全体の大きな課題であり、政府は1952年に耐火建築促進法を制定し、耐火建築の建設に対して建設資金の補助を与えることで、都心の不燃化と共同建築による土地の効率的な利用を推進しようとした。しかし対象エリアが限定的で補助額も十分でなかったため、その効果は限定的であった。

一方、人口流入によって都市部の住宅不足が深刻化しており、1950年に住宅金融を目的に設立された住宅金融公庫では、1957年に中高層耐火建築物に対する融資制度を新たに開始した。これは中心市街地にある木造の併用住宅の建て替えを想定したもので、耐火建築の建設に対して融資するものであった。特徴的なのは、住宅金融を目的としていた公庫が、併用住宅の非住宅部分、つまり店舗や事務所の業務部分に対しても融資したことで、融資制度の制定過程から、本融資制度が単に住宅不足の緩和だけでなく、都心部の不燃化と高度利用を念頭に置いていたことを確かめた。

中高層耐火建築物融資は、中心市街地に建物を所有する個人や中小企業を大いに刺激し、制度開始初年から予想を遙かに上回る申込があり、毎年予算額が増やされて、融資を利用した耐火建築が都心部に建てられていった。しかしこの融資によって不燃化は推進されたものの、共同化による高度利用はやはり進まず、狭小敷地に大量のペンシルビルが建設される結果となった。公庫では1965年以降、融資対象の最低面積を設けるなど、建築の大型化を強く誘導していくことになる。つまり、中高層耐火建築物融資による小規模ビル建築物群は、1950年代後半から1965年あたりまでの、およそ10年間に集中的に建てられたと考えられる。

次に大阪市中央区を対象に、建築に関する諸統計を組み合わせて、中高層耐火建築物融資制度の区内建設棟数に占める割合を算定した。融資開始当初は小規模ビルの過半がこの融資を用いて建てられ、以降も3分の1を上回る高い比率で活用されていたことが統計より推定されたことから、当時の小規模ビルの特徴を、中高層耐火建築物融資を用いて建設されたビルに代表させることには妥当性があると判断した。

その上で大阪市の建築指導部に保管されている台帳から、融資を受けて建設された建築物を特定し、中央区内で現存が確認された23棟について調査したところ、当時の日本住宅公団が建設した別格に規模の大きな市街地住宅を除けば、延床面積の平均が約600㎡、地上階数の平均が3.8階となった。これは大阪市と大阪府が残している、中高層耐火建築物に関する統計数値とほぼ一致する。また現地調査によって外観を確認したところ、前面道路の間口に対して幅一杯のファサードで建ち、水平連続窓が設けられ、両端に袖壁を設けた建築物の多いことが明らかとなった。また上層階には住宅部分が設けられていたはずだが、現状は事務所として使われているケースが多く、2階以上は基準階による統一されたデザインとなっていて、住宅部と非住宅部に差のないファサード構成となっている。

これらの特徴は、公庫が出版していた中高層耐火建築物の事例集に掲載された建築物の特徴と完全に一致するものであり、その特徴は大阪市中央区に限らず、中高層耐火建築物融資が適用された国内各都市の中心市街地に共通する、一般的なものであったと考えられる。

(5) 第5章 近現代建築物のコモンズ化-大阪市「生きた建築ミュージアム事業」をケーススタディとして-

第5章では、コモンズ研究の理論的背景を整理してコモンズが都市へも適用可能な概念であることを確認すると共に、コモンズは資源そのものである Common Pool Resource と、その資源を維持管理する制度や組織としての Common Property Regime に区別されること、そして都市のコモンズには固有の課題として重層的利益構造があり、直接の維持管理者に対するコストや労務負担を低減する仕組みが重要となることを確認した。

次に Common Pool Resource となる近現代建築物の歴史的特徴を、第2章から第4章の成果を踏まえて総括し、中心市街地における特に戦後復興から高度経済成長期に計画・建設された建築物は、高層化と土地の集約による高度利用、そして不燃化が都市全体で漸進しつつ、急激な都市の拡大と変化、そして近代化の波のなかで、①広域に分布し②建築計画の変化が著しく③市民にとって身近な一般的な存在となったことを明らかにした。この近現代建築物の「わかりづらさ」を理解し、地域資源としての価値を共有するためには、都市に分散する建築物を参加者が自ら回遊して自由に巡り、公開される建築物は歴史的建築物から現代建築までその多くが現用で、都市を構成する多様な建築物によって構成され、建物所有者らから直接解説を聞くことで理解が深まるといった特徴をもつ、建築物の一斉公開、いわゆるオープンハウスが有効なのではないかとの仮説を立てた。

その上で、オープンハウスの日本国内におけるケーススタディとして、大阪市の「生きた建築ミュージアム事業」を取り上げ、その事業内容を詳細に把握した。

大阪市では、市内に建つ建築物の再生・活用を推進し、大阪という都市の魅力創造・発信することを目的として、「生きた建築ミュージアム事業」を、2013年度から2015年度までの3年間実施した。本事業は2012年12月に策定された大阪府市の「大阪都市魅力創造戦略」に位置付けられたもので、「選定」「再生」「活用」の3本柱で構成された。事業の体制としては大阪市都市整備局を主要部局として、8名の委員からなる有識者会議が設置された。

「選定」では、まず本事業に独自の概念として「生きた建築」が定義された。「生きた建築」とは、「大阪の歴史・文化、市民の暮らしぶりといった都市の営みの証であり、様々な形で変化・発展しながら、今も生き生きとその魅力を物語る建築物等」のことであるとされた。リビングヘリテージや文化的景観を巡る近年の議論や制度整備を踏まえつつ、大阪という都市の総体を具現する建築物等として、近代から現代の概ね20世紀全般を対象とし、著名な建築家の作品のみならず、無名の建築物やインテリアも積極的に取り上げた。例えば喫茶店やバー、レストランといった飲食店舗のインテリア空間などは、都市の魅力の重要な側面であると考えたからである。更に建築物の竣工時から現在に至るまでのライフサイクル全体を評価の対象に据え、建築物に刻まれた時間の蓄積が語る、都市の歴史性や豊かな物語性を重視した。従って大幅な改修や用途の変化、文化財としての保存の原則からいえば評価されないいわゆる外壁保存のような建築物であっても、そこに「生きた建築」としての持続性が認められるならば、評価することとした。

そして大阪の「生きた建築」を代表するものとして「大阪セレクション」を設け、2013年度25

件、2014年度25件の計50件の建築物を大阪市長名で選定した。選定方法は客観的な評価項目に基づくものではなく、有識者会議の議論によって絞り込まれた。大阪セレクションは建築物の優劣を決めるものではなく、50件の全体で大阪という都市の魅力を表現することを目的としたものであり、時代や分布、そしてビルディングタイプ等、バランスと多様性に配慮して全体が決定されている。

「再生」では、選定された大阪セレクションの魅力の維持・発展のために必要と認められる工事に対して、工事費の一部を助成する「生きた建築ミュージアム・大阪セレクション再生補助金」が設けられた。単純な工事の補助ではなく、助成に際しては建築物を公開することなど、その魅力を社会に発信することを条件とし、工事内容も外観の整備やライトアップ、案内板の設置といった建築物の魅力の発信に資するものに限定された。補助金は工事費の2分の1以内かつ800万円を上限とし、各年度1件ずつ、3件に交付され、工事内容に対しては有識者会議委員から意見が出された。

「活用」では、建築物の魅力はやはり実際に訪れ、その空間を体験して初めて感得されるものであると考え、「生きた建築」を実際に体験してもらう取り組みとして、建築物を一斉に公開する「オープンハウス」を実施した。公開イベントは2013年度に14件を試行的に公開し、2014年度から「生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪（イケフェス大阪）」として、2014年度は55件、2015年度は95件を公開した。いずれも秋の週末2日間を中心に、大阪セレクションを中心に近代から現代まで様々な建築物を無料公開した。公開方法は単純な公開に加えて、ガイド付きや複数の建築物を巡るツアー、またトークイベントやコンサートを盛り込むなど、内容にバリエーションを持たせた。

事業の最終年度である2015年の10月31日と11月1日を中心に開催した「生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪2015」では、95件の建築物の公開に対して、延べ約3万人が参加して大きな成功をおさめることができ、3年間の事業として高い評価を得た

本事業が3年間という短期で大きな成果を得られた背景には、事業主体である大阪市と、公開建築物を所有・管理する企業・団体・個人、そして大学の研究者といった専門家の産官学が、フラットな関係で緊密に連携する運営体制を構築できたことがあり、これは2005年頃から大阪の歴史的都心である北船場地区をフィールドに実践を重ねてきた、近代建築物を活用した地域活性化の取り組みによって形成されたソーシャル・キャピタルがベースとなっていたことを確認した。

そして最後に、「生きた建築ミュージアム フェスティバル大阪」について、冒頭で整理したコモنزの概念整理に基づき、中心市街地の近現代建築物を地域資源として市民と建物所有者らがその価値を共有する、持続可能な手法としての要件を備えているかどうかを確認した。Common Pool Resourceとしての「生きた建築」という近現代建築物の集合は、大阪という都市の多様性を体現する歴史的・文化的資源であり、通常のコモنزと異なり資源の分布が分散的で、レジリエンスを備えた特殊なコモنزといえる。Common Property Regimeとしての「イケフェス大阪」を担う組織と運営については、「イケフェス大阪」が持続性をもったイベントであることを確認した上で、都市のコモنزにおいて課題となる重層的利益構造への対応として、建物所有者ら

への負荷を低減する第3者からなる実行組織による運営体制が構築され、インセンティブの付与として重要とされる、建築物に対しての賛辞や、公開してくれたことに対する感謝の気持ちといったポジティブ・サンクションが、公開現場における建物所有者らと市民の直接のコミュニケーションを通じて供給されていることが明らかとなった。つまり、「生きた建築」という価値の提示のもと、中心市街地の近現代建築物を一斉に公開する「生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪」は都市のコモンズとしての要件を備えた、近現代建築物のコモンズ化といえる。

6-2. 結論

本研究は大阪を事例に、日本の中心市街地を構成する近現代期の建築物、とりわけ戦後復興から高度経済成長期に建設された、従来の建築史研究では扱われなかった建築物を対象に、歴史様式や意性、作家性等に依らず、都市形成との関係、つまり近世の都市構造と近代都市計画の関係、経済対策や制度更新といった都市形成の文脈と関連づけることで、その歴史的特徴を明らかにした。都市全体で高層化と土地の集約による高度利用、そして不燃化が漸進しつつ、急激な都市の拡大と変化、そして近代化の波のなかで、①広域に分布し②建築計画の変化が著しく③市民に身近な存在となったことである。ある時代に固有の際だった特徴をもつ建築物が、特定の領域に集中してまとまりを形成する「景観」の価値と対照的な、これらの特徴をもつ近現代建築物の価値を理解し共有する方法として、建築物の一斉公開を中心とする大阪市の「生きた建築ミュージアム事業」をケーススタディとして取り上げ実態を把握し、建築物の公開を通じて市民と建物所有者らの間で価値共有が図られることを確認し、都市コモンズ研究において課題とされる所有者らの一方的な維持管理の負荷に対しては、第3者による実行組織が公開参加の負荷を低減し、公開現場における市民とのコミュニケーションが所有者らの意識を向上させるといった、持続的な都市再生に寄与する都市コモンズの共的管理の仕組みを備えていることを明らかにした。

つまり中心市街地の近現代建築物の歴史的特徴を踏まえた建築物の一斉公開は、地域の歴史的・文化的資源を、市民と建築所有者らが共有する近現代建築物のコモンズ化であり、地域資源を活かした地域主体による、持続可能な都市再生手法となりうるといえる。

ただし現状の「生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪」で公開されている建築物は、戦前の近代建築が約半数を占め、戦後の建築についても、村野藤吾や黒川紀章、原広司といった著名な建築家による建築作品が中心をなしている。御堂筋の沿道建築物を除けば、戦後のビルといった一般的な建築物の数はまだ少ない。今後は建築物公開を重ねて近現代期の建築物の所有者ら建物関係者の関心を高め、この時代の建築物の公開を増やしていく必要がある。例えば第4章で扱った中心市街地に建つ小規模ビルは、その多くが個人や中小企業の所有になるものであり、かつては家主の家族や従業員がそこで暮らす併存住宅ビルであった。そのような建築物が公開され、所有者が自ら案内すれば、それは無機質な四角いビルではなく、豊かな生活感に裏付けられた、都市の物語として共有されるはずである。

近現代建築物の一斉公開を継続して開催していくことで社会の関心を惹き付け、市民の参加と

建築物公開の参加の双方を増やす正のスパイラルを生みだせば、都市全体の近現代建築物に対する価値の共有はその範囲を広げ、理解の深度を深めていくことになる。それは地域の有限な資源を最大限に活かした、文化的な都市再生を結実させるだろう。

6-3. 「生きた建築ミュージアム事業」におけるその他の論点

本研究の目的を補足する論点として、生きた建築ミュージアムフェスティバル実施に際しての、市民ボランティアの活躍についても触れておきたい。必要最小限の予算で実行される本事業にとって、建築物公開の現場をサポートする市民ボランティアは貴重な戦力となる。しかし彼らに期待されているのは単なる労働力ではなく、建物所有者らや見学者らとの親密なコミュニケーションによる、現場の円滑化である。建築への関心をきっかけに、このような事業にボランティアとして参画することは、確実に都市への関心を育み、まちづくりの担い手を用意するだろう。

更に生きた建築ミュージアム大阪フェスティバルでは、子どもに対する建築教育の機会が2014年度と2015年度に用意された。小学校低学年を対象に、専門家がガイド役となって複数の建築物を一緒に巡って対話を重ねていく。義務教育において建築を教える教科がないことは、日本に限らずロンドンやシカゴといった欧米でも課題とされているが^{註1)}、子どもの頃から建築空間を意識的に体験し、その面白さを知ることが、日本の持続可能な都市再生にとって重要であることはいうまでもない。

6-4. 今後の課題と展望

最後に、今後の課題と展望を述べる。

(1) 課題

本研究では長期間に渡った再開発事業における建築計画の変容と、複数の建築物が連担して形成される街並みの変容について考察を行い、特に都市部における高度経済成長期の建築物を歴史的に対象化する際に、都市の変容との関係において捉えることの意義を示した。しかし建築物が竣工した後から生じる変容については、取り扱わなかった。一般的に建築物は、竣工後の長い時間の間に、建築主が変わり用途が変更され、そのときに応じて様々な改修が重ねられていく。建築物と都市の関係を考える上で、建築物が使われていく過程での変容を、近現代建築史としてどのように歴史化するかは、非常に重要な課題と考えられる。「生きた建築」の概念設定においても、「所有者をはじめとする各時代の多様な人々の営みの証が織り込まれ、その記憶の痕跡から、都市の生きた歴史や文化を読み取ることができるはずである」とその価値が述べられていた。近現代建築物の竣工後の変容過程を歴史化する試みは、文化財保存におけるインテグリティの保持にも関わる問題であると共に、20世紀の建築の時間論を再編する射程をもった、極めて重要な課題である¹⁾。

御堂筋沿道建築物の歴史については、1970年までしか扱うことができなかった。その後の高さ規制の緩和に伴って、御堂筋沿道建築物の更新は進み、現在のまちなみ景観は1970年当時と大

大きく異なっている。2017年は御堂筋が完成して80周年の記念すべき年であるが、これからの御堂筋のあり方を検討する上で、1970年から現在までの沿道建築物の変遷を歴史的に位置付けることは、必須の作業である。

中心市街地を構成する高度経済成長期の小規模ビル建築物群についての研究では、住宅金融公庫の中高層耐火建築物融資という制度が鍵を握ることを示すことができた。しかし現存する建築物調査についてはまだサンプル数が少なく、主要都市に共通する現象であることを確認するためには、他都市との比較も必要である。

また、御堂筋沿道建築物と中高層耐火建築物については、外観の特徴を調査するに留まった。建築物と都市の関係、その立地や制度との関係を歴史的に明らかにする上では、平面計画についても検討を加えるべきであるが、本研究ではそこまで及ばなかった。今後の課題としたい。

建築物公開の事例調査としては、3年間の「生きた建築ミュージアム事業」をケーススタディとして取り上げるに留まり、近現代建築物を活かした都市再生手法として、建築物の一斉公開の都市 commons としての可能性を提示できたに過ぎない。今後は類似事例のフィールド調査を重ねて、都市 commons、あるいは建築 commons としての理論と方法論を確立していかなければならない。「生きた建築ミュージアム事業」についても、大阪市の事業としては2015年度で終了し、2016年度からは民間企業と学識経験者に大阪市都市整備局が加わった民間主体の実行委員会体制に移行して、建築物公開イベントを継続開催している。本事業についても主体的に参画しながら、追跡調査と研究を続けなければならない。

(2) 展望

旧来の近代都市計画では、まず行政によって道路と街区が定められ、敷地の上に民間が建築物を建設していく。戦後日本の中心市街地も、多くは戦災復興土地区画整理事業によって、そのように形成されてきた。しかし21世紀のストック活用社会において、市民からのボトムアップのまちづくりを進めるためには、全く別のアプローチが求められる。欧米の市街地ではその地域のランドマークとなる建築物をまず定めてから、周辺の都市環境整備を進める手法が確立されているが、日本の中心市街地においても、そのようなアプローチが必要となってくるだろう。

例えば大阪市では2014年度から、北船場の中心市街地を対象にして、「観光魅力向上のための歴史・文化的まちなみ創出事業」が実施され、無電柱化や周辺景観と調和した道路整備などが進められている。事業計画に際しては地元によるワーキンググループが組織され、行政と市民、そして有識者が協働して地域資源となる建築物を掘り起こし、その建築物を活かす周辺環境整備とはどのようなものか、地域でビジョンを共有しながら作業を進めている。事業実施に際しては道路整備などの公共事業だけでなく、沿道の民間企業に協力を求めて民地の照明設備整備を連動させるといった先駆的な取り組みも行われており、このような官民一体のまちづくりで地域の理解を深め、建築物の価値を見定めながら合意形成をはかっていく上で、本研究の知見が活かされるはずである。

また建築物の commons 化によって市民と建築の距離が縮まり、理解が深まることで、例えば序

論の冒頭で述べた、近現代期の歴史的建築物の保存に対しての社会の関心は高まり、建物所有者らの意識も自然と変わっていくことが期待される。また新しく建設される建築物についても、政治問題と絡めて頭ごなしに否定するのではなく、より建設的な議論の場を用意することにもつながっていく。

最後に、建築家である筆者の立場に引きつけていえば、本研究が示した建築への都市的アプローチは、建築ストックを活用する際の、新たな設計手法を開拓する手引きとなるはずである。文化財を対象とした厳密な保存改修でもなく、また物理的なストック活用としての自由なりノベーションでもない、その中間にある、文化財未満だがその都市にとって価値のある建築物に対するとき、設計者はどのようなアプローチで改修設計を行うべきか、その価値と特徴を活かしながら、現用の「生きた建築」として都市に貢献する設計のあり方が、これからの日本の中心市街地において求められることになるだろう。

参考文献

1)加藤耕一:時がつくる建築 リノベーションの西洋建築史,東京大学出版会,2017.4

注

注 1)Open House London を主催する Open City と、Chicago Architecture Foundation へのヒアリングによる。

参考文献

本論文が参照した主要な文献をあげる。雑誌・単行本所載の論文は割愛した。

●論文全体にわたるもの

○都市再生

五十嵐敬喜・小川明雄『「都市再生」を問う-建築無制限時代の到来-』岩波書店, 2003.4

伊藤香織・紫牟田伸子監修『シビックプライド-都市のコミュニケーションをデザインする-』宣伝会議, 2008.11

植田和弘・西村幸夫・神野直彦・間宮陽介『岩波講座 都市の再生を考える〈第1巻〉都市とは何か』岩波書店, 2005.3

神野直彦編『岩波講座 都市の再生を考える〈第2巻〉都市のガバナンス』岩波書店, 2005.6

ジェイコブズ・ジェイン『アメリカ大都市の死と生』鹿島出版会, 2010.4

中筋直哉・五十嵐泰正編『よくわかる都市社会学』ミネルヴァ書房, 2013.4

日本建築学会編『コンパクト建築設計資料集成 都市再生』丸善出版, 2014.3

蓑原敬『成熟のための都市再生-人口減少時代の街づくり-』学芸出版社, 2003.5

宮崎洋司『都市再生の合意形成学』鹿島出版会, 2008.12

○歴史的建築物の保存・活用

大河直躬・三船康道編『歴史的遺産の保存・活用とまちづくり 改訂版』学芸出版社, 2015.3

新建築学大系編集委員会編『新建築学大系〈50〉歴史的建造物の保存』彰国社, 1999.4

鈴木博之『現代の建築保存論』王国社, 2001.12

藤木庸介編『生きている文化遺産と観光-住民によるリビングヘリテージの継承-』学芸出版社, 2010.3

○近現代建築史

稲垣栄三『日本の近代建築-その成立過程-』丸善, 1959

加藤耕一『時がつくる建築-リノベーションの西洋建築史-』東京大学出版会, 2017.4

藤森照信『日本の近代建築』岩波書店, 1993

村松貞次郎『日本近代建築技術史』彰国社, 1976

村松貞次郎『日本近代建築の歴史』日本放送出版協会, 1977

○近現代都市史

青井哲人『彰化一九〇六年-市区改正が都市を動かす-』編集出版組織体アセテート, 2007.5

石樽督和『戦後東京と闇市』鹿島出版会, 2016.9

陣内秀信『東京の空間人類学』筑摩書房, 1992.11

鈴木博之『東京の地霊(ゲニウス・ロキ)』筑摩書房, 2009.2

前現代都市・建築遺産計画学的検討〔若手奨励〕特別研究委員会報告書，日本建築学会，2013.3
中川理『京都と近代-せめぎ合う都市空間の歴史-』鹿島出版会，2015.7
初田香成『都市の戦後-雑踏のなかの都市計画と建築-』東京大学出版，2011.5
初田亨『東京-都市の明治-』筑摩書房，1994.10
初田亨『繁華街の近代-都市・東京の消費空間-』東京大学出版会，2004.4
藤森照信『明治の東京計画』岩波書店，1982.11

○大阪の近現代建築史

石田潤一郎『関西の近代建築』中央公論美術出版，1996
石田潤一郎監修『関西のモダニズム建築 1920年代-60年代 空間にあらわれた合理・抽象・改革』淡交社，2014
『大阪府の近代化遺産-大阪府近代化遺産(建築物等)総合調査報告書-』大阪府教育委員会，2007
岡絵理子『市街地における住居系建築物の形態および利用の特性に関する研究』学位論文，2001.3
『船場を読み解く』大阪大学工学研究科都市環境デザイン研究室，2004.3
『ビルとまちづくり-大阪“再生”に向けて-』大阪ビルディング協会，2010.5

○大阪の歴史

『大阪のまちづくり-きのう・今日・あす-』大阪市計画局，1991.3
大阪市都市住宅史編集委員会編『まちに住まう-大阪都市住宅史-』平凡社，1989.8
鳴海邦碩・橋爪紳也『商都のコスモロジー-大阪の空間文化-』阪急コミュニケーションズ，1990.3

○建築法制史

大河原春雄『建築法規の変遷とその背景-明治から現在まで-』鹿島出版会，1982.6
大阪建築法制 100周年記念誌編集委員会『建築のルール・大阪 100年の歩み』大阪府建築士会，1988.7
越澤明『復興計画-幕末・明治の大火から阪神・淡路大震災まで-』新書中央公論新社，2005.8

○まちづくり

石原武政・西村幸夫編『まちづくりを学ぶ-地域再生の見取り図-』有斐閣，2010.9
佐藤滋・饗庭伸・内田奈芳美『まちづくり教書』鹿島出版会，2017.2
西村幸夫『都市保全計画-歴史・文化・自然を活かしたまちづくり-』東京大学出版会，2004.9
西村幸夫編『まちづくり学-アイデアから実現までのプロセス-』朝倉書店，2007.4
日本建築学会編『まちづくりの方法 (まちづくり教科書 第1巻)』丸善出版，2012.8

○景観まちづくり

- 小浦久子『まとまりの景観デザイン-形の規制誘導から関係性の作法へ-』学芸出版社, 2008.9
日本建築学会編『町並み保全型まちづくり (まちづくり教科書 第2巻)』丸善出版, 2004.3
日本建築学会編『景観まちづくり (まちづくり教科書 第8巻)』丸善出版, 2005.6
日本建築学会編『生活景-身近な景観価値の発見とまちづくり-』学芸出版社, 2009.3
ハイデン・ドロレス『場所の力-パブリック・ヒストリーとしての都市景観-』学芸出版社, 2002.3
文化庁文化財部記念物課監修『都市の文化と景観』同成社, 2010.5

○コモンズ研究

- 宇沢弘文・茂木愛一郎編『社会的共通資本-コモンズと都市-』東京大学出版会, 1994.5
鈴木龍也・富野暉一郎編『コモンズ論再考 (龍谷大学社会科学研究所叢書)』晃洋書房, 2006.7
高村学人『コモンズからの都市再生-地域共同管理と法の新たな役割-』ミネルヴァ書房, 2012.11
間宮陽介・廣川祐司編『コモンズと公共空間-都市と農漁村の再生にむけて-』昭和堂, 2013.4
ハーヴェイ・デヴィッド『反乱する都市-資本のアーバナイゼーションと都市の再創造-』作品社, 2013.2
細野助博・風見正三・保井美樹編『新コモンズ論』中央大学出版部, 2016.3
山田奨治編『コモンズと文化-文化は誰のものか-』東京堂出版, 2010.3
Ostrom Elinor『Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action』Cambridge University Press, 2015.9

○その他

- 多木浩二『生きられた家』青土社, 1993.3
トゥアン・イーフー『空間の経験-身体から都市へ-』筑摩書房, 1993.11
中谷礼仁『セヴェラルネス+(プラス)-事物連鎖と都市・建築・人間-』鹿島出版会, 2011.3
長谷川堯『建築有情』中央公論新社, 1977.6

●大阪駅前市街地改造事業

- 大阪市区画整理局・(株)東畑建築事務所『大阪駅前市街地改造事業施設建築物計画図』
大阪市都市整備局『大阪駅前市街地改造事業誌』1985

●御堂筋

- 岡崎哲二・植田和男・堀宣昭・奥野正寛・石井晋『戦後日本の資金配分 産業政策と民間銀行』東京大学出版会, 2002.3
大阪市交通局『大阪市交通局五十年史』1953.10

大阪市役所土木部『大阪都市計画並同事業輯覧』1937.8
大阪市役所『第一次大阪都市計画事業誌』1944.4
大阪市役所『大阪市戦災復興誌』1958.3
大澤昭彦『高さ制限とまちづくり』学芸出版社，2014.2
高木光雄編集『実録 戦後金融行政史』金融財政事情研究会，1985.7
三田純市『御堂筋ものがたり』東方出版，1991.7
宮本又次『船場 風土記大阪（復刻版）』ミネルヴァ書房，2008.7
宮本又郎監修『地籍台帳・地籍地図[大阪]1911（明治44）年』柏書房，2006.6
三輪雅久+大阪都市計画(史)研究会『都市づくりのこころ-都市計画の手法と実践-』2000

●中高層耐火建築物融資

大阪市行政局統計課『大阪市統計書』
大阪市建築局『建築統計年報』
大阪市建築局住宅建設課『昭和32年度中高層耐火建築物融資申請及び承認状況に関する調査』
大阪市建築局住宅部『大阪市住宅統計資料』1971.11
「大阪市の総合設計制度」編集委員会『大阪市の総合設計制度-概要・実績・事例-』大阪市計画局，1992.6
大阪府建築指導課調査統計係『建築動態月報』
大阪府建築部指導課『昭和33年度中高層耐火建築物融資申請実態調査』1958.10
大阪府建築部指導課『大阪府中高層耐火建築資金融資制度による融資の状況』1959.11
建設省住宅局『中高層耐火建築促進に関する調査結果報告書 併存住宅調査』1958
住宅金融公庫建設指導部『中高層の実例によるコンクリートの商店図集』1959.11
住宅金融公庫20年史編さん委員会『住宅金融公庫二十年史』住宅金融公庫，1970.6

●生きた建築ミュージアム事業

橋爪紳也監修『生きた建築 大阪』140B，2015.10
大阪市都市整備局『生きた建築ミュージアムのマネジメントに向けた調査等業務 調査報告書』
2015.3
大阪市都市整備局『生きた建築ミュージアム フェスティバル大阪2015 開催報告書』2016

謝辞

2011年10月に社会人の後期博士課程として、大阪市立大学大学院工学研究科都市系専攻の嘉名研究室の門を叩き、途中の休学期間を含めて博士論文をまとめるまでに、6年もの歳月を費やしてしまいました。その間、研究はもちろん、仕事や生活面で数え切れない多くの方々にご支援とご協力をいただいた。とても全ての方のお名前をあげることはできないが、ここに記して感謝の意を表したい。

社会人ドクターとして快く受け入れていただいた指導教員の嘉名光市先生と、佐久間康富先生には、いくら感謝しても仕切れない。日常の業務にかまけて遅々として研究を進めようとしないう私を忍耐強く励まし、時に厳しくご指導頂いた。とかく無難にまとめようとする私に対して、大きな展望をもって未開の領域に踏み込むよう背中を押し続けて頂いた。嘉名研究室でなければ、論文を完成させることはできなかつたのではないかと思う。改めて感謝申し上げたい。唯一、今年度から和歌山大学に異動された佐久間先生の在籍中に、まとめることができなかつたことが心残りである。

副主査を務めて下さった横山俊祐先生、宮本佳明先生、倉方俊輔先生には、歴史研究なのかまちづくり研究なのか判然としない私の研究を、本人の理解を上回る深度で読み解いて頂き、厳しいご指摘とサジェスチョンをいただいた。実はこの論文は、最後の最後に構成を組み直している。諸先生のご指導によって、なんとか学術論文としてまとめることができた。心より感謝したい。

私の研究は、大阪の都市計画やまちづくりを牽引してきた、伝統ある大阪市立大学の都市計画研究室の豊かな土壌の上に成り立っている。私の在籍中にも数多くの俊英がここから巣立ち、社会に出て活躍されている。学生でもあると同時に教員でもあるという、どう接して良いのかわからないややこしい身分の私に、気さくに接してくれた嘉名研究室の学生の皆さんには、いつも助けられた。どうもありがとう。本論文の第2章は、増井徹君の修士論文がベースになっている。第5章で取り上げた生きた建築ミュージアム事業に関連の深い、都市研究プラザにおける船場アートカフェでの諸実践では、RAを務めてくれた高原一貴君をはじめ、歴代の嘉名研メンバーにサポートしてもらった。生きた建築ミュージアムを素材にした増見康平君の修士論文からは、アンケート調査の一部を参考にしている。そして私より後にドクターとして入ってきて、あっさり3年で学位を得、現在は富山大学で新学部の開設に奔走されている阿久井康平さんの、研究に打ち込むがむしゃらな姿勢からは、随分とエネルギーをいただいた。歴史に関心を抱く学生が少ないなか、橋梁の歴史調査に没頭する阿久井君との会話は楽しかったです。

組織設計事務所を退職して自身の設計事務所を設立した当初は、まさか自分が博士論文をまとめることになろうとは、夢にも思っていなかった。多くの方との幸運な出会いが、私をここまで導いてくれた。とりわけ橋爪紳也先生との邂逅は、その後の私の人生を大きく変えた。2012年に新設された都市研究プラザの設立準備に誘って頂いたことが、大きな転機となっている。大阪府立大学に異動された後も、様々な機会にお声がけいただき、多くのことを学ばせていただいている。自分の今の年齢のとき、橋爪先生はどうだったかと考えると目眩がするが、今後も微力ながら、大阪と

いう都市を盛り立てるべく、後ろから併走させていただきたいと思う。

2012年から在籍している都市研究プラザでは、アジア音楽を核にソーシャルアートの領域を開拓されている中川真先生をはじめ、人文地理学の水内俊雄先生といった錚々たる方々から研究と実践の熱量を肌で感じる事ができた。船場のまちなかに開設した船場アートカフェでは、劇団「浪花グランドロマン」を率いる福島祥行先生など、およそ建築の世界に留まっていたのでは出会うことのできなかつた創造性豊かな研究者の方々とご一緒する機会を得て、常に刺激を頂いた。街を実験場に実践してきたクリエイティブなプロジェクトの数々は、現在の私の大きな糧となっている。

さらに学外での街場における多方面の方との出会いと協働の積み重ねこそが、現在の私の基礎をなしている。特に芝川ビルの芝川能一さんをはじめとする、大阪の近代建築のオーナーの皆さん、船場の豊かな歴史と文化を愛する高麗橋の池田吉孝さんをはじめとした、船場のまちづくりを支える多くの方々、そして市民主体のまちづくりを支援する大阪市の各部署の職員の方々など、数え切れない協働から得た知見と経験があったからこそ、この研究に着手することができた。また大阪市の建築指導部に在籍されていた木戸真己さんをはじめ、大阪市の職員の方々には、過去の資料やOBをご紹介頂くなど、情報提供の面でもご協力をいただいた。

また市民の立場から活動を共にしてきた大おおさかまち基盤のメンバー、そして戦後の名もなきビルにスポットを当て続けるBMCの仲間からは、何より「建築を楽しむ」ことを教わったように思う。存続の危機にあった千日前の味園ユニバースの再評価にBMCで取り組んだ経験からは、市民の側からこそ建築を巡る状況は変えられるという、リアルな実感を得ることができた。その間ずっと活動を共にしてきた岩田雅希さんは、もはや戦友のような存在である。BMCはメンバーの高齢化による体力と気力の減退が課題となりつつあるが、今後も細く長く、一緒に建築を楽しめればと思う。

大学に籍を置いてからも実践一辺倒であった私に、研究とはこういうものかと気づかせてくれたのが、中島直人先生を主査に2011年から2年間活動した前現代都市・建築遺産計画学的検討〔若手奨励〕特別研究委員会であった。委員会の解散後は皆さんと接する機会を得られていないが、石樽督和先生の『戦後東京と闇市』の上梓など、委員だった皆さんの活躍は常に刺激となってきた。委員会にお声がけいただいた初田香成先生に改めて感謝したい。アカデミズムの世界で戦後のビル建築に取り組む優れた研究者がいたことに、どれほど勇気づけられたことか。本論文は、戦後建築に関する初田先生の研究成果に多くを負っている。戦後のビル建築といえば、母校である大阪大学でご指導頂いた小浦久子先生には、数年に一度お目にかかる度に、いつか船場のビル建築を対象に研究をまとめたいと相談し、アドバイスをいただいていた。随分と時間がかかってしまったが、ようやく約束の一端を果たせたと思う。

正直なところ、仕事を続けながら研究を進めることが、これほど大変だとは思っていなかった。特に最後の1年は、職場の同僚やプロジェクトと一緒に取り組むメンバーに、随分と迷惑をかけてしまった。企画部門のチーフディレクターを務めている大阪府立江之子島文化芸術創造センターでは、いつ現れるのかわからない企画部門の責任者に対して、高坂玲子さんをはじめとする施設スタッフは、常に「しゃあないなあ」の寛容な態度で見守ってくれた。また現在も準備が着々と進む生

きた建築ミュージアムフェスティバル大阪の実務を担当してくれている大阪市都市整備局の皆さんにも、随分と気を使わせてしまった。この場を借りてお詫びしたい。ようやく終わりましたので、今までの分、これから挽回します。

第5章で取り上げた「生きた建築ミュージアム」のプロジェクトは、2016年度から実行委員会体制に移行して活動を続けている。一緒に取り組ませていただいた橋爪先生、嘉名先生、倉方先生、そして大阪市都市整備局との連名で、2017年の日本建築学会賞（業績）を受賞することができたのは望外の喜びであった。特に裏方で頑張り続けてきた、若井富美代さん率いる、大阪市の歴代のイケフェスチームと喜びを分かち合えたことは、本当に良かった。

人生の折り返しを過ぎてまとめた博士論文は、残りの半生を何に使うのかについての、決意表明のようなものだと思う。建築と都市をつなぎ、建築と社会をつなぐことに、残りの半生をかけようとの思いでこの論文を書き上げた。「建築と社会をつなぐ」というのは余りにも使い古されてしまった台詞だが、本当に取り組んでいる人というのは、実はそれほど多くない。微力ながら、多くの方の力をいただきつつ、建築文化の振興に尽力したいと思う。

最後に、家族への感謝を述べて論文を閉じたい。大阪の母と生野にいる両親には、ずっと静かに見守っていただいた。特にこの一年は顔も出さず連絡も疎かになって不義理を重ねてしまった。いささか遅きに過ぎますが、これから親孝行を重ねたいと思います。妻の知子の理解とサポートがなければ、この研究を成し遂げることは絶対にできなかった。最初の約束から何度も延長を重ね、随分不安な思いをさせてしまったと思う。本当にありがとう。論文の完成はひとつの区切りに過ぎず、今後も取り組むべき課題は山積しているが、まずはともかく、夫婦の時間をゆっくり取りたいと思う。

2017年9月

高岡 伸一